

「簡素で一元的な権利処理」の在り方に関する 意見募集の結果について

I. 意見募集の期間

令和3年9月22日（水）～令和3年10月14日（木）

II. 寄せられた意見の総数

合計98件（団体37件、個人61件）

III. 論点ごとの意見概要

※ 提出された意見を、事務局で、適宜、分類・整理した上で記載している。

1. 目指すべき方向性と留意すべき点

【全般について】

- 目指すべき方向性と留意すべき点については、いずれの方向性も正しいと考える。【個人】
- クリエイターの意見をしっかりと反映できれば、自由な創作活動に向けてより良くなると期待が持てる内容。【個人】
- 「論点」で示された方向性は、権利者探索や許諾手続きなどにかかるコスト全般の低減が期待されるものだが、具体的な方策の検討にあたっては、多様な権利者と利用者の意見を踏まえる必要がある。【一般社団法人 日本民間放送連盟】
- 全面的に賛同し、支持する。クリエイターの意思を尊重し、二次創作活動や、パロディを阻害しない運用、安心して著作物を活用できる仕組みの実現を望む。【個人】
- 方向性について、賛同する。また、「クリエイターの意思（許諾権等）を尊重する」、「二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないようにする」、「利用者が安心して著作物を利用できる仕組み」の3点について、特に留意していただきたい。【個人】
- 書かれている論点に全面的に賛成である。その他の目指すべき方向性として、著作者・利用者の両方のコストが低くなることを目指してほしい。現在は著作権について調べる、問い合わせる、回答するなど多くのコストがかかっているように感じる。【個人】
- 利用円滑化による「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指す方向に賛同する。コンテンツの流通を進めるにあたって、権利処理コストは一つの課題である。課題解決のために、既存のライセンス市場に悪影響を及ぼさないことを前提に何らかの仕組みが必要である。【日本放送協会】
- 目指すべき方向性は論点の一番上に書かれている内容で問題無いと感じる。具体的に記載されている留意点も概ねこの方向で進めて頂きたい。その上で、この著作権分科会基本政策小委員会で議論する上で、「国民のほぼ全ての人は著作権がどんなものか分からない（知らない）」という、前提を無視して議論を行い、また高度で複雑な知的財産権システムが継ぎ足されるという結果にならないような方向に持って行っていただきたい。また、クリエイターの意思（許諾権）を尊重するのではなく、実際の運用上は法人の意思（許諾権）を尊重するになる可能性が高いと感じており、世間の人々が思い浮かべる「クリエイター個人の意思」とは少し違うものになると感じる。個人事業主=クリエイターでは当然ないのでその辺を忘れないで議論していただきたい。【個人】

- 本制度の目的とするところは権利者が不明であり、団体に属さない著作権者の作品について、より簡易に権利許諾を認めることにより作品の流通を認めようという点にある。まずはそのような作品がどの程度あり、拡大集中許諾制度の需要が作品市場との対比においてどの程度あるのかを検討する必要がある。その検討を終えて市場に出したいけれども権利処理がボトルネックになるケースを事例として確認し共通認識を得たうえで、権利者団体との折衝をする必要が生まれる。【個人】
- 基本政策小委員会でのヒアリングでもあったように、多くの権利者団体は拡大集中許諾制度の必要性について理解が及んでおらず、もっぱら著作者としての許諾権が奪われることへの警戒感や団体に属さない個人のための権利処理にリソースを割かれることへの負担感を表明していた。これらの懸念は現状もっともなものと考える。【個人】
- 権利者団体にもインセンティブがあるような制度設計を考慮する必要がある。権利処理組織を漸次的に国に統合し、権利者団体の権利処理の負担を国が吸収する方式を考えるか、個人による権利処理を終えた作品には作品のジャンルごとに権利者団体に自動的に登録し、情報管理によるメリット（団体規模の拡大に向けた活動への便宜）などを考慮する必要がある。【個人】
- 利用する著作物の種類や分野によって異なる市場や流通の現状を分析し、課題と解決の方向性を明らかにしたうえで、きめ細かく目指すべき方向を考える必要がある。また、必ずしもデジタル化やDX時代に関係なく、教育目的の教材への利用でも入試問題掲載の著作物等で利用できないケースなど、旧来から解決できない課題が残っていることにも目を向けていただきたい。【個人】
- 一元的窓口やデータベースを構築する場合、権利者の許諾意思や連絡方法、許諾条件等、最低限のルールを設け、より簡便で利用しやすいシステム構築とすべき。また、権利者へのインセンティブとして、経済的なもののみならず権利者表示も有効な手段であるため、簡便で分かりやすい著作権者表示ルールの検討や周知も、利用円滑化の一助になり得る。一方、著作権法は無登録主義を採用しており権利行使に登録要件は課せられないところ、一元的窓口やデータベースへの登録や権利者の意思表示を要請することで、あたかも登録要件であるように一般に誤認させたり、許諾を前提としたりする制度設計は、権利者に不利益・負担を課す恐れがあり慎重に検討すべきである。【ソフトバンク株式会社】
- 商慣行への影響を最低限に留めるために民間主導（民-民-官）での枠組み作りを推進すべきだと考える。また、方向性に掲げられている許諾権の尊重にその報酬請求権化で臨むことは、100年を超えるコンテンツビジネスの歴史の中で微調整を繰り返して生態系を維持発展させてきた環境に与える影響が大きく、安易かつ性急な制度改正を進めることは実運用で破綻をきたす懸念が大きくあることから、慎重に行うべきであり反対である。ゆえに、デジタル技術を用いた処理の実績が積み上がってきたことも鑑みて、その利活用や必要とされる運用の枠組みを民間が作り、それに必要な個々の利用者・権利者の著作物等の権利管理団体やデータベースなどへの登録など広く一般への働きかけを官が行うなど、多面的な方策を積み重ねることによって、「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指すべきだと考える。【一般社団法人 日本音楽出版社協会】
- 簡素な権利処理のためには、そもそもの権利処理の件数自体を削減することが重要。【個人】
- コストと手間をかけて適法適正に大量の権利処理を行っている利用者にとってもメリットが明確な「簡素で一元的な権利処理」を目指し、市場トータルで間接コストや手間が大幅に削減できるなどの効果が見込まれ、可視化可能な施策を考えてほしい。一方、著作物流通の市場があり、申請先の選択肢が多いことや個別交渉によって、利用者の工夫により品質を担保しつつ著作権使用料を低減するなど、権利処理が一元的でないことの自由度やメリットも尊重する必要がある。【個人】

- 日本のコンテンツビジネスの発展のためには、日本コンテンツの日本市場での流通だけでなく、グローバル市場での流通を確保することのほか、海外コンテンツと日本コンテンツとのコラボレーションを含めた海外コンテンツの日本市場での流通を確保することも重要である。そのため、音楽分野での取組みを参考にする場合でも、その運用が既にグローバルなライセンス慣行のスタンダードから外れた面があるものになっていることを十分踏まえ、新たな施策においても、グローバルスタンダードやグローバルのライセンススキームとの接合を確保する必要性が高いことには十分留意すべき。

また、仮に新たな一元的な権利処理を可能にする団体を設立等する場合でも、クリエイター等に対して、そのような団体の利用を強制し、当該団体に対する排他的ライセンスを強制すべきではない。クリエイター自身はもちろん、他の市場参加者も、直接ライセンス取引をする権利が損なわれるものではないことが明確化されるべき。【個人】

【目指すべき方向性について】

- 著作権者の権利をしっかりと守りながら、眠っているコンテンツを有効活用することは良いことである。【個人】
- 利用円滑化による対価還元の創出や増加が新たな創作活動につながるという「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指すという、基本政策小委員会が目指す大枠の方針に賛成する。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】
- 目指すべき方向性にはおおむね同意できる。特に、著作物含む情報の発信・複製・翻案がインターネットの普及により著しく容易になったことに、著作権法の規定が対応しきれていない場面が多くあると考えており、著作物の利用円滑化のため何らかの施策が必要であることには同意できる。インターネット上での著作物の利用は21世紀の文化の一部を形成している。インターネット上での著作物の利用には、安価である、時間がかからない、世界中に共有できるなどの特徴がある。現在の著作物の利用許諾方法には、著作権者に許諾を取る方法、著作権者が契約した著作権管理事業者に許諾を取る方法、裁定による方法などがある。しかし、裁定は時間のかかる手続きが必要であるうえ、裁定による利用を行うと、官報に申請者の氏名住所、著作物の名前等が掲載されるという不都合な点がある。著作権者に許諾を取る方法は、著作権者に連絡が取れることが必須であり、インターネット上で公表された著作物ではそうでないことが多くある。また、著作権管理事業者に許諾を取るためには、その著作物は当該事業者の管轄下になければならない。そして、著作権管理事業者の利益のために、利用者に過大な許諾料を請求するなどの行為があれば、文化の発展という本来の目的に反する。【個人】
- 『利用円滑化による対価還元の創出や増加が新たな創作活動につながるという「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指す。』との方向性について、賛成であり、SNSにより、UGCを生み出す際に、過去の優れた作品のアーカイブを利用できるようにすることは有用である。アマチュアからフリーランス的なクリエイターまでこれを利用する需要があるので、窓口を文化庁等に作った際には、営利利用と非営利利用に区分けし、非営利利用はより権利の取得が簡易かつできるだけ無料で利用できるようにすることが望ましい。また、データベースについては、権利者名、権利使用の際の条件（許可の要否）などが一覧できる形なら簡易に利用できると考える。一方で、「簡素で一元的な権利処理に係る具体的検討に当たっての論点」については、通常以上に作成したコンテンツが優れていて当初の見込み以上に成功した場合の現権利者への救済が必要だと考える。【特定非営利活動法人ジェネクリ】

- 「コンテンツ創作の好循環」の最大化するという点に、非常に共感する。コンテンツの権利情報を容易に確認できて、利用許諾に必要な手続きもスムーズに行えるような枠組みを整備することは、とても重要な取り組みであり、特にデジタル作品に関しては、創作者や権利者の確認や証明が可能なコンテンツ、そのようなコンテンツを適切な手続きを経て利用することで生まれた新たなコンテンツを、正規コンテンツとして位置付け、“非正規”コンテンツと峻別していくことも大切だと考える。また、複数の効果的な方策を組み合わせ、ある程度時間をかけて着実に取り組んでいく必要があると感じている。【株式会社 ワコム】
- 示された方向性に賛同する。過去の作品の収集・保存・修復・発信をデジタルの力で推進するデジタルアーカイブは、諸外国の大胆なデジタル推進策に伍して、文化の継承発信、地域創生、観光誘致、経済成長、教育の発展、防災及び福祉医療の充実を広範に支援し、すべての人々によるコンテンツの利活用を可能にする、少子高齢化による成熟社会を迎える我が国にとって不可欠の公共基盤である。その推進と、本論点が指し示す「権利者の探索等の費用及び手続負荷が原因で利用されてこなかったコンテンツについて、取引コスト全般を低減し、利用されるようにすることで、新たなビジネス展開や正規品の流通拡大、ひいては文化振興を期待する」という視点は完全に軌を一にしている。そのような視点で、著作権制度と運用が更なる進化を遂げることは、新たな創作活動の土壌を豊かにすることにより、創作者を含む社会全体の利益にかなうと考える。【デジタルアーカイブ学会】
- 利用円滑化による対価還元の創出や増加が新たな創作活動につながるという「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指す例示の中で、権利者探索等の費用及び手続負荷が原因で利用されてこなかったコンテンツについて、取引コスト全般を低減し、利用されるようにすることで、新たなビジネス展開や正規品の流通拡大、ひいては文化振興の可能性が示唆されている。「権利者の探索等の費用及び手続負荷」との点では、著者が多数に上ることも多い学術文献の利用の場面においても共通する課題であり、取引コスト全般を低減し、利用されるようにすることで、利用者のコンプライアンス推進のニーズが満たされることが期待される。【日本製薬団体連合会】
- 新たな創作に資する著作物の活用・対価取得機会の提供等を通じた文化振興は、著作権法の本来的な目的に他ならず、権利者と利用者双方の意思を繋ぐ、手続きの円滑化を進める方向性に同意する。【ソフトバンク株式会社】
- 示された方向性に賛成。図書館は、デジタル社会が進展するなかで、さまざまな情報の入手する入り口としての役割があるため、コンテンツ創作の好循環を促進する場面においても貢献できると考えている。【公益社団法人 日本図書館協会】
- 「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指すことに賛成する。新たなビジネス展開や正規品の流通拡大、ひいては文化振興を期待できる。しかし、利用円滑化による対価還元の創出や増加により新たな創作活動につながるか否かは、著作物の種類によって変わるように思われるから、すべての例示著作物についての利用の円滑化をまとめて推進するか、一部の例示著作物から段階的に推進するかについては更に議論が重ねられることが望ましい。また、例示著作物以外の著作物も想定し得るため、例示著作物についてのみの議論に終始されぬよう留意されたい。【日本弁理士会】
- 「コンテンツ創作の好循環」については、不可能ではないと思われるが、より具体的な全貌が分からないと何とも言えない。【個人】
- 一つの方策で解決できるものではないため、実現可能な時間軸を考慮しつつ、効果的な方策を組み合わせることで実現することに賛成する。【日本弁理士会】
- 「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指すという方向性に同意する。また、「一つの方策で解決できるものではないため、実現可能な時間軸を考慮しつつ、効果的な方策を組み合わせることで実現する」としていること、掲げられている許諾権の尊重、二次創作の柔軟な運用、商慣行への配慮への「留意を適切に行う」とされていることは現実的でバランスも取れており、諸策実現のために協力したい。【一般社団法人 日本音楽出版社協会】

- 「権利者の探索等の費用及び手続負荷が原因で利用されてこなかったコンテンツについて、取引コスト全般を低減し、利用されるようにすることで、新たなビジネス展開や正規品の流通拡大、ひいては文化振興を期待できないか」という目的意識に賛同する。「一つの方策で解決できるものではないため、実現可能な時間軸を考慮しつつ、効果的な方策を組み合わせ実現する」という方針も妥当。まずは権利者の探索が容易でない分野から、優先的に施策を検討すべき。【一般社団法人 日本新聞協会】
- 「実現可能な時間軸を考慮しつつ、効果的な方策を組み合わせ実現する」という方法論、「その際、Japan Search 等、既存の関連する活動や取組とつながり、連携できるようにする」という視点は、極めて重要である。特に、Japan Search は、多数のデジタルアーカイブを集約する我が国最大のポータルであり、今回の施策の一つの中核ともなるはずである。【デジタルアーカイブ学会】
- DX時代における、アウトオブコマースの作品や一般ユーザーが創作する作品の増加等の環境変化への対応として、特に「権利者へのアクセスが難しく権利処理が困難になりやすいコンテンツ」を主な対象として、簡素で一元的に権利処理できる方策を検討し、利用円滑化による対価還元の創出・増加を図り、「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指すという方向性に賛成する。また、一つの方策で全ての課題解決を図るのではなく、時間軸を考慮しつつ、効果的な方策を組み合わせ実現する方向性にも賛成する。なお、制度設計および制度運用にあたっては、クリエイター、利用者、コンテンツ配信・流通事業者の参加による公正かつ納得のある議論が継続的に行われること、コンテンツ保護やコンテンツ流通に関する技術について、グローバル視点で技術の進展の動向の調査・評価・採用の検討がされることを期待する。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】
- 権利者の探索等の費用及び手続負荷が原因で利用されてこなかったコンテンツについて、取引コスト全般を低減し、利用されるようにすることで、新たなビジネス展開や正規品の流通拡大、ひいては文化振興を期待するという方向性に賛同する。【EPAD（緊急舞台芸術アーカイブ+デジタルシアター） 実行委員会】
- 方向性について、クリエイターと利用者の間で権利利用に関する契約や取引を円滑に進める場、インフラを整えることや海外のクリエイターや利用者にもアプローチ可能となること（海外からの利用および日本から海外作品の利用を促進→海賊版行為の抑止へ）、実効的権利者が存在しない作品についての利用に関するガイドを示し、知的財産の死蔵を無くすこと（パブリック化できる著作権の図書館となること）を目指すべきである。また、無断利用への取り締まりに類する行為では、該当作品のクリエイターの意向を超えた強権的な取り締まり行為の無いことに留意すべきである。【個人】
- 対価の還元はもちろん、文化振興のためには、まず潤沢な資金の流れが必要不可欠である。お金の流れていない場所に人は集まらず、文化は発展しない。そして簡潔な説明、仕組みのわかりやすさも重要。そのため、①現時点で大きなシェアを占める創作物の各プラットフォームやサービスに協力を申し出て、著作権の許諾を一律化して簡潔なものに落とし込む、②明確なクリエイティブコモンズや有償利用の表記を設ける（認証マークやバッジなど）、③作品情報や個人情報ブロックチェーン等で誰でも閲覧できる透明性をもち、改ざん不能なデータベース化する（NFTがこの点においては最適解である）、④利用料などを予めプールしておき、利用者へインセンティブ報酬などを与える（取り組みを広めるための一環として）などが考えられる。【個人】
- 大学の刊行物における挿図等での著作物の利用について。大学では学術成果や広報資料など、日々、新たな著作物が作成されている。その際、内容の理解を促すために、例えば、何かの事件に関する論考に、関係の新聞記事の紙面を掲載するなど、必ずしも引用に相当しないような挿図等として、大学構成員以外が作成した著作物を利用することも多い中、当該新聞社が存続していないなど、それらの著作権者の連絡先を確認することが困難なことも少なくない。このような著作物の利用は大学に限ったことではないと思うが、取引コスト全般を低減し、文化振興を進めるため、留意が必要と考える。【琉球大学附属図書館】

【留意すべき点】

<全般>

- 著作物の利用・許諾の在り方を考えるにあたって考慮すべき事項として、まず、大原則として、著作物の利用についての著作権者の意思が尊重されることが挙げられる。その中でも公益性と私益のバランスや、寛容的利用、黙示の許諾への考え方、権利者不明著作物への対応など、著作物の種類・性質・利用主体、利用形態の組み合わせによって、きめ細やかな方策を検討する必要がある。

また、著作物の利用に応じた対価が権利者に支払われることも考慮すべき事項である。利用のトレーサビリティの向上や、利用状況の集計・分配の高速化、正確性の向上、透明性の確保等によりきちんとした対価が権利者に支払われる事が重要。これを実現するための最適解は、著作物の種類、性質、利用主体、利用形態、組み合わせにより異なる。

更に、著作物流通市場全体によい影響を与える環境整備である必要がある。著作物の利用に関する情報の適切な報告と対価の支払い、著作物の正規流通が促されて取引が活発になることで、権利者・社会の両方にメリットがある状況を作り出す必要がある。権利者の意思をきめ細やかに反映することと権利処理コストを下げ流通を促進することのバランスや権利処理の仕組み構築・運用のコストをだれがどのように負担するかという検討も必要である。【一般社団法人 日本知的財産協会】
- クリエイターが販売活動や発信活動をするための様々なプラットフォームが出現したことにより、クリエイターの創作活動の場が大きく広がるとともに、他人の著作物を利用する者が自らも著作物を生み出し、さらにその著作物を第三者が活用する好循環が生まれる素地ができてきている。しかし、現状では、著作物の利用は、著作権者から個別に許可を取得することが原則となっており、クリエイターがそのような許可を取得して、新たな創作活動につなげていくハードルは非常に高い。そこで、クリエイターの著作物の利用を活性化するため、簡素な手続きで著作物を利用できる仕組みを構築することが求められる。他方で、創作物はクリエイターの思想・感情を表現したものであることから、著作権を有するクリエイターの意思も尊重する必要がある。そのため、著作権者が利用を全部または特定分野において拒否する場合には、オプトアウト制度などにより、かかる意思が尊重されるべきである。また、無料記事における適正な範囲内での一部抜粋など、著作権者への悪影響が乏しく、かつ、報酬を支払うことが現実的ではない利用に対しても報酬請求をしていくことには慎重であるべき。【クリエイターエコノミー協会】
- クリエイターは、通称で活動し、実名を伏せておきたいことも多いため、実名を出さずとも著作物を利用する仕組みができることが望ましい。【クリエイターエコノミー協会】
- 当協会の構成員は、著作権者として、作品に対する強力な著作権保護が重要であると考えている。著作権者が新しい作品を創造して一般の方々に楽しんでもらうためには、作品の自主的な利用許諾を通じた金銭的な利益が得られなければならない。映像産業は、映像コンテンツの資金を世界中で調達して製作・配給し、かつ重要な製作投資や配給コストを回収するために、権利者が利用許諾の条件、ロイヤリティ率、許諾地域などの条件を自由に決定する個別かつ直接の利用許諾を前提として運営されている。自主的な利用許諾によって十分な対価を受けられることが、権利者にとって、消費者が楽しむことのできる高品質な映像作品を創造し続ける動機付けとなっている。集中管理は、特にデジタル・プラットフォームとインタラクティブ・プラットフォームにおいて、かかる利用許諾モデルを損なうものであり、また、個別の利用許諾とそれに基づく配給・配信について確立された長い歴史を考えれば、どのような場合であれ、当映像産業にとって不要なものである。この点について指摘しなければならない重要なことは、国際的な規範では、作品を双方向な方法で初めて利用可能とすべき権利の強制的な集中管理は認められていないということである。

利用者に対する利用許諾の円滑化を目指す一方で、映像作品の制作者を含むクリエイターの権利が尊重されるべきであり、(原則的な方向性として) 一元的権利管理システムは、プロ同士の商取引や一般ユーザー向けの商取引を含む自主的な利用許諾という確立された営利ビジネスに悪影響を与えたり、不当に干渉したりすべきではないと御庁が認識されていることは、当協会にとって励みになる。

しかし、当協会は、集中管理団体が集中管理を促進することについて言及されていることや、著作物／権利者データベースの構築が提案されていることについて懸念している。著作物／権利者データベースの主な欠点として、著作物の定期的な譲渡や利用許諾の変更により、著作物の現在の権利者を確認することが困難であることを指摘する。したがって、著作物／権利者データベースは、著作物の権利者や譲渡に関する情報を監視し、必要な変更を迅速に行うためのインフラがなければ、潜在的なライセンシーにとって信頼性の低いものとなり、利用者に損害を与える危険がある。また、権利者／著作物データベースは、著作物を大量にコピーしたり、著作物の一部分を格納されたりするべきではなく、権利者の明示的な許諾を得て構築されるべきであり、また、映像産業が日本および世界において長年にわたって確立してきた営利ビジネスの慣行に悪影響を与えたり、不当に干渉したりすべきではないというのが当協会の見解である。このようなデータベースに参加するか否かは完全に任意であるべき。【株式会社 日本国際映画著作権協会】

<クリエイターの意思の尊重>

- クリエイターの意思（許諾権等）を尊重することに賛成する。著作物は創作性、個性の発現であるから、利用円滑化による対価還元の新規創出や増加により新たな創作活動につながることも大事であるが、人格権をおろそかにすることはできない。許諾の是非・内容に留まらず、広くクリエイターの意思（許諾権等）を尊重するよう留意されるべきである。【日本弁理士会】
- クリエイターの意思が尊重されることが前提だが、「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指すという基本的な方向性に賛成する。視覚芸術の分野においては、どのような利用態様で創作物を鑑賞してもらうかについてクリエイターにこだわりがある場合も少なくない。そのような思いが尊重されることが大切である。【一般社団法人 日本美術著作権連合】
- 映像実演に関する実演家団体・事業者団体を社員団体として、実演家・事務所・権利継承者から委任を受けて放送番組二次使用料等の徴収や分配を行っているが、出演時の権利者の現状も踏まえ、本案件を検討するに当たっては、簡素で一元的な処理を目指すあまり、権利者の権利を縮減することがあってはならない。留意すべき点として挙げられている「クリエイターの意思（許諾権等）を尊重する」という点が非常に重要であり、同時に、公正さの確保も留意されるべき。【一般社団法人 映像実演権利者合同機構】
- 「簡素で一元的な」という目標は、「一括許諾」に流れかねないため、「クリエイターの意思（許諾権等）を尊重する」点が非常に重要。個々の許諾権を尊重し、オプトアウトなどの救済策を十分に練るべきである。多少の煩雑さが残るのはやむを得ない。【一般社団法人 日本新聞協会】
- 対価が適切に支払われない現状は作者の意思の尊重から外れている。権利の窓口を作るのであれば、本来支払われるべき対価を払うよう指導する強制力を持つ、企業と利害関係のない政府の主導するものであるべき。【個人】
- 対象が学術文献まで及ぶのであれば、著者である研究者・医師等の意思も確認してもらいたい。【日本製薬団体連合会】

- 許諾権を前提とした考え方は、利用円滑化による対価還元の創出や増加を目指すには噛み合わせが悪い。利用促進と対価還元を両立するには、まず許諾権ありきの考え方を見直し、著作権を報酬請求権化するところから議論すべきである。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】

<二次創作>

- 二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないようにすると明記されたこと感謝する。クリエイターの意思を尊重しながら、利用者が安心して著作物を利用できる仕組みが出来るようにしてほしい。【個人】
- 賛成。具体例に盛り込む際も既存のビジネスや二次創作の運用阻害が起きにくいような措置と著作物利用の対価還元方法は両立可能だと思うので、具体策にも期待する。【個人】
- 二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないようにすることに、賛成する。「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指すために必要である。なお、一次創作の保護とのバランスにも留意すべきである。【日本弁理士会】
- 利用規約に書いていないが、著作者の意図に著しく離れたケースの対応やインターネット上のハンドルネームをベースに活動しているケースなど、利用者・著作者ともに本名を明かしたくないケースがあるので、その点留意すべきである。【個人】
- 漫画やアニメ作品等の「ファンアート」に、著作権管理団体が使用料を徴収したり個別に利用を許諾したりするような形態はそぐわない。第一にそれらが権利者の経済的利益を不当に害しているとはいえないこと、第二に創作の慣習上これらの行為が不正なものと認識されていないこと、第三にこれらが自由に可能であることが著作権法の保護法益たる「文化の発展に寄与する」ものであること、第四にその件数があまりに膨大であるため実務上許諾や使用量徴収はおよそ不可能であること、第五にこうしたファンアートの広がりによって実質的に原作者が経済的利益（広告効果等）を得ていること、などが理由として挙げられる。現代のクリエイターの多くは、こうした自由なファンアートや二次創作文化の中から生まれてきている。また、著作権法上は二次的著作物とは見做されない著作物も、現実には数多くの先行著作物の影響を陰に陽に受け、そのアイデアを取り入れている。デッドコピー・海賊版等の規制をより徹底させていくことは重要であるが、上述した創作活動や創作文化が著作権法によって抑圧されることのないよう、著作権法を緩和していくことも重要である。【個人】
- 誰もがデジタルコンテンツのクリエイターになれる現代において、著作物の二次利用は切っても切り離せない問題である。「Z世代」が多く触れる TikTok や Youtube 上のコンテンツは既存の音楽や映像作品を流用するものが大半を占めており、「何がOKで何がダメか」という線引きが曖昧なまま、法的なグレーゾーンに触れてしまうことがままあるのが現状である。また、クリエイターの独創性が発揮されている作品であっても、著作物の二次利用がされていると著作権を侵害しているとして作品の公開が停止され、クリエイターに正当な収益が入らないといった弊害もある。複雑な予備知識のいらない、より自由度の高いデジタルコンテンツの創作を推し進めるために「フェアユース」を日本でも法律化すること、そしてそのデメリットを補うために、権利者とクリエイター個人がシームレスに連携できるような仕組みを作るべき。【個人】
- 著作物の利用に対価を求めないことが、著作権者の利益、そして文化全体の利益になることもある。ゲームのプレイする様子の動画の作成と公表はその一例だろう。一部の企業は動画の配信に事前の許諾と対価を求めているが、動画が自由に公表されることがそのゲームの宣伝となり、ゲーム自体の売り上げが伸びると考える企業も少なくない。そしてこうした動画を視聴した者の中には、それに促され自身も動画作成の道を選んだり、ゲームを自分で開発したりする者もいるだろう。【個人】

- 二次創作を阻害しない仕組み、簡便になる権利処理方針ができれば、マネタイズができる可能性が高まり、コンテンツのデジタルアーカイブの原資になることで、アーカイブも促進されるという好循環が生み出されることが期待される。【デジタルアーカイブ推進コンソーシアム】
- 「二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないようにする」との意見には反対。アニメやゲーム等では規約で性的なもの、イメージを損なうもの等を禁止しているものが沢山あり、時間やお金を掛けて取り締まっている企業もあるが規約を読んでいないのか無視しているのか大量に描かれており、それが犯罪や性犯罪のトリガーとなっている。二次創作はそこに更に誘引や条件付け等が加わり殊更に悪質であり予断を許さない状況である。【個人】
- 二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないようにする方針は本当に正しいのか。動画共有サイトで誹謗中傷や人権侵害コンテンツを投稿する人と、それをもてはやして社会へ迷惑をかけるような行為が多々散見されている。いたずらに規制緩和をすれば現状でも公共への害悪となっている行為がエスカレートするのは目に見えている。これらの悪質な人への抑止力を持たせる様な対抗手段も同時に検討するか、利益より害が多すぎるため規制緩和自体をしないことも必要である。【個人】

＜ライセンスビジネスや商慣行への悪影響を与えない仕組み＞

- 「ライセンスビジネスや商慣行が成立している場面への悪影響を与えない仕組み」は必須。個々のビジネスで高付加価値・高価格のサービスが実現している場合に、「簡素」のかけ声の下で「一律低価格」に誘導するような施策は認められない。【一般社団法人 日本新聞協会】
- 商業用映画のビジネスは、完成した映画を最初に映画館で上映し、その後パッケージ販売やテレビ放送、配信、海外販売などワンソースマルチユースで展開し、それぞれの局面において収益を最大化することで成立している。このビジネス展開を行っているのは映画製作者であり、マルチユースを実施する上で最も重要なのは映画の完成原版を第三者に委ねることなく主体的にコピーコントロールすることである。映画製作者の許諾なく第三者が当該映画をコピーするような事態(海賊版の流出等)になれば、マルチユースの計画は瓦解して、大きな打撃を被ることとなります。以上のことから映画製作者としては、資料の1. 目指すべき方向性と留意すべき点にあるように「既にプロ同士や一般利用者向けの商取引等のライセンスビジネスや商慣習が成立している場面への悪影響を与えない仕組み」を検討いただきたい。【一般社団法人 日本映画製作者連盟】
- 「既にプロ同士や一般利用者向けの商取引等のライセンスビジネスや商慣行が成立している場面への悪影響を与えない仕組み」との記載に、賛成する。利用円滑化による対価還元の新創出や増加により新たな創作活動につなげるために一元管理が便利だが、既に成立している商慣行への関与が過ぎると却って著作物の流通を阻害するおそれがあるので、著作物の種類に応じた柔軟な仕組みづくりが重要である点に留意が必要である。【日本弁理士会】
- 既存のライセンスや商慣行に悪影響を与えない点について、行政組織が法や強制力をもって行わないとできないこと以外は行わず、まずは権利者団体を横断した一括検索ができるとコンテンツ利用の促進が一步前進するのではないかと。【個人】
- DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化、適切な対価還元方策の検討に当たって、まずは、既存の法制度の枠組みの中で、契約を中心とした商慣行を推進し、いかに円滑なルール作りを行うことが出来るかを検討すべき、その上で、権利処理円滑化へのニーズが高く、かつ現行では対応困難な課題(許諾を求める相手方に到達するのが難しい場合への対応等)を特定し、簡素で一元的な権利処理を含む様々な観点での望ましい方策の在り方を検討すべき。【一般社団法人 日本知的財産協会】

- 既存の商取引等のライセンスビジネスや商習慣を過度に保護することで、新しい技術やビジネスモデルの発展が妨げられないようなバランスの良い文化振興施策の推進に賛同する。【デジタルアーカイブ推進コンソーシアム】
- 著作権においては、他の法域と比して多様なライセンス形態が存在するところ、一元的窓口やデータベース、意思表示のルール作成の際には、権利状態（ライセンスの存在等）が併せて確認できるプラットフォームとなれば、利用用途の拡大が期待できると考える。更に、検討が進められている独占的ライセンシーへの差止請求権が実現した際には、権利状態がデータベース上でも確認ができれば、権原を有さないとおぼしき者から権利行使を受けた側は、正当な独占的ライセンシーを特定し問い合わせを行うことにより不要な紛争を回避できるといった利点が考えられる。【ソフトバンク株式会社】
- 著作権のライセンス環境について、国内外において包括ライセンスの市場が形成されており、探索のみならずライセンスの取得についても比較的簡素かつ一元的に処理が可能な状況ではないかと思われることから、市場との競合という点も考慮すると、いわゆる拡大集中許諾制度のような形での利用円滑化については回避すべき。一方で、分野毎のデータベース構築、あるいは、既存のデータベースの連携により横断的な検索サービスを提供すること等により権利情報を明確にし、例えば権利関係の判明に時間を要するようなケースにおいて、一元的な窓口を創設して権利処理を行うことで利用円滑化を図るのがよいのではないかと考える。【一般社団法人 学術著作権協会】
- 正規版のコンテンツの流通を活性化させることで、新たなクリエイターの参画を促進するとともに、クリエイターへの適正な利益の還元を実現していくことや、アウトオブコマース等の利用を促進していくこと自体は、日本のコンテンツビジネスの発展にとって重要な課題である。そして、そのために必要かつ合理的な施策を講じる方針にも賛同する。ただし、仮にクリエイターへの適正な利益の還元やアウトオブコマース、オーファンワークス等の利用が図られない事象があったとしても、その原因は、必ずしも既存の特定の商慣行やビジネスモデルにあるわけではない。そのため、既にプロ同士や一般利用者向けの商取引等のライセンスビジネスや商慣行が成立している場面においては、取引当事者の予見可能性や法的安定性を不当に害することがないように、私的自治の原則に従ってそれらの合意や商慣習に基づいた取引が行われることが基盤になるべきであり、また、新たな制度等が、それに対する変更等を強制するものではないことは明確にされるべき。【個人】
- 拡大集中許諾等のコンテンツ分野を横断する一元的な権利処理は、技術、データベースの整備状況やビジネス環境（商慣行）の現状から導入には時期尚早であり、不十分な状態でサービスを提供することにより権利者、利用者双方に誤解と混乱をもたらす将来への禍根となりうることから、現時点での推進や導入には賛同できない。【一般社団法人 日本音楽出版社協会】

＜管理運営コストなど＞

- 管理運営コストの負担を考慮し、将来にわたり持続可能な仕組みに関する記載に賛成する。【日本弁理士会】
- Japan Search 等の整備を深化させるには、メタデータの標準化やデジタルアーカイブ構築の意識啓発なども、これまで以上に進めていただきたい。【日本行政書士会連合会】
- 権利者の探索は、費用と手続負荷がかかることだが、再利用後に権利者が見つかった場合を想定した対応策を検討していただきたい。また、クリエイターの意思（許諾権等）を尊重する旨は賛成である。権利者自身が既存の関連する活動や取組と連携できるように希望する。【一般社団法人 日本芸能従事者協会】

＜安心して利用できる仕組み＞

- 利用者が安心して著作物を利用できる仕組みについて、大手事業者は JASRAC などの権利者団体と包括契約をすることでその手間を省いているが、それ以外の利用者が権利団体を通じたコンテンツ利用をするハードルは手間と金銭の双方において高く、気軽に二次利用できるのは、包括契約済みのプラットフォーム上での活動のみとなっている。より気軽にコンテンツを利用できるようになるために、支払い手続きを簡略化し、すべての著作物がせめてそれぞれの分野で一元管理されているべき。【個人】
- 今回の方向性について、基本的に賛成する。大学図書館の利用者が、その研究教育活動において「安心して著作物を利用できる仕組み」となること、そして、多くの大学図書館で進められている学術資料のデジタル化・オープン化を促進するものとなることを期待する。【国公立大学図書館協力委員会】
- 利用者が安心して著作物を利用できる仕組みに、賛成する。広く国民の理解を得るためには、対価還元の透明性の向上や説明を十分に行うことが望ましい。なお、著作者が判明しており連絡が取れる場合や著作者が不明な場合のみならず、著作者が判明しているが連絡が取れない場合も考えられ、全てを同列に扱うのは困難と思われる。著作物の種類とこれら3つの場合を考慮して、個々に最適な対応をすることが望ましい。【日本弁理士会】
- 学術著作物等文字著作物の複製権に係る団体の一本化を望む。学術出版物のオープンアクセス化が進み、デジタル化・ネットワーク化を巡る諸課題の解決は喫緊の事項となっている。利用者が安心して著作物を利用できる仕組み、強く期待する。【一般社団法人 情報科学技術協会 著作権委員会】
- 「利用者が安心して著作物を利用できる仕組み」とあるが、この文脈における「利用者」とは具体的にどこを見ているのかを明確にしてほしい。具体的には二次創作のような、あるコンテンツをベースとした素材を用いて新たな創作を行うクリエイターを利用者と称しているのか、あるいはコンテンツの享受者（鑑賞者、所有者）を利用者と称しているのか。その上で本議論において利用者にコンテンツの享受者の側面が入っていないようであれば、それも議論に加えることを検討してほしい。また、利用者や消費者の支払う利用料についての議論も入れ込むことに留意してほしい。コンテンツの価格はそのクリエイターが決めるべきであるが、「簡素で一元的な権利処理」という点では利用者にとっても納得感のある利用料である必要がある。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】
- 利用者からは規約が見つけにくいケースに留意すべきである。例えば、文章・画像などの著作物に直接リンクをすると、利用規約等が目に入らないケースがあり、探そうとする場合、利用者の手間となることや、UGCの場合、そもそも利用規約がない場合もあり、利用者側から「見つからない」か「そもそもない」の判断が難しい場合、デジタル上では著作物の利用のタイミングと規約の追加・改定タイミングの時系列を追うことが困難なケースも想定される。【個人】

＜その他＞

- 権利者の探索については、音楽著作権以外の分野は膨大な負荷がかかっているため、少しずつでも改善していくことが大切だと考える。【日本行政書士会連合会】
- レコード原盤を使った実演及び楽曲演奏をインターネットで送信・配信することを視野に入れた権利処理を推進すべき。生演奏や生配信する実演のリアルタイム性質に合致する、権利利用の事後処理や一括処理を望む。また、生配信をアーカイブ配信する際の実盤、楽曲利用について、シンクロ権による指し値ではない現実的な利用方法も確立されるべき。また、著作人格権の同一性保持に対しても、利用者にとって一定の裁量を与えられるべき。【一般社団法人 JDDA】

- 音楽実演家・企画者の立場として、音楽著作権の「編曲・翻案」権を、円滑かつ簡易に、利用許諾を取れるようにして欲しい。音楽の「演奏権」は現在、JASRACを始めとした音楽著作権団体が管理しているが、「編曲権・翻案権」については著作者人格権のため、音楽著作権団体による管理がなされていない。例えば、ゲーム音楽の著作権者やクリエイター側が窓口を設けていないことも多く、有料の演奏会を開催しようとしたときに、ここが障壁となり、世界に誇る「ゲーム音楽」文化の企画・発表・実演の場が失われることが多いのが現状である。海外の方が日本のゲーム音楽を演奏するコンサートが、多種多様に開催されており、世界に誇る自国の文化を、自国内ではなかなか発表できないという逆転現象が起きている。【個人】
- 今般の検討においては、主たる目的として「通常市場に流通していない（アウトオブコマース）作品や一般ユーザーが創作したUGC作品など著作権者へのアクセスが難しく著作権の処理が困難になりやすいコンテンツを利用場面等に即して簡素で一括的に権利処理できるよう」にするとされている。著作物のうちには、そもそも市場流通を行うことで対価還元を目的とするという意図を持たずに制作されるものも少なくなく、このような著作物において何らかの形で著作権者の許諾が擬制されることで流通の円滑化が図られることには一定の意義があると考えられる。しかしながら、「通常市場に流通していない作品」について、一律に制度の対象とすることについては問題が大きいと考える。市場流通によって対価還元されることを目的として制作された作品であっても、様々な理由によって流通が途切れてしまう場合も非常に多い。これらの著作物は市場流通になじまないものではなく、何らかのきっかけによって再度市場での流通が復活する可能性を持っているといえる。そのような著作物について、本来の利用を妨げるような範囲において著作権者の意思を反映しない利用が行われることは、当該著作物の将来の市場流通の可能性を奪い、ひいては著作権者への対価還元マイナスの影響を与えるものであると考える。
 以上を踏まえ、現在の著作物流通における許諾手続き、対価支払の実態を分野ごとに検証することが必要である。その場合、利用対象の代替性の有無、一元的管理によって享受できるメリットとそれを実現するためのコストとのバランスを見極めることも同時に必要になると考えられる。なお、対価還元について、補償金の分野ではあるが、非構成員を含めた権利者への適切な分配をいかに実現するかが大きな問題となっている状況にあるのが、既に制度自体が成立し、運用開始されている授業目的公衆送信補償金制度と、2年後の法施行・運用開始が予定されている図書館等公衆送信補償金制度である。同制度の実際の運用・検討の中でどのような問題が出ているかをしっかり把握し、同制度が社会一般に信頼されるものになってから次の検討をすべきであると考えられる。【一般社団法人 日本雑誌協会・一般社団法人 日本書籍出版協会】
- 今回の検討において一元的な権利処理が必要と想定されるケースとして掲げられている、アウトオブコマース作品、UGC作品等においては現在それらを網羅したデータベースは存在せず、今後も構築することは極めて困難であると思われる。そのような状況を前提とするのであれば、拡大集中許諾制度に限らず、包括的に徴収する著作権使用料の分配可能性については法制面のみならず技術的な解決策の研究も必須であり、確実な分配方法の実現可能性が並行して検討されるべきである。徴収されても適切な分配先が確保されず、分配の透明性が担保されない状況が生じた場合には、同制度自体のみならず著作権制度そのものへの信頼が損なわれ、ひいては権利者保護に対する障害となってしまう恐れすらある。想定される立法事実と成立した制度の適用範囲との間に齟齬が生じ、本来、同制度によってカバーされるべきでない利用許諾がなされることで権利者が不測の損害を被るようなことがあってはならない。【一般社団法人 日本雑誌協会・一般社団法人 日本書籍出版協会】
- 著作者人格権への配慮が欠けることがないように留意すべきである。特に翻訳、翻案のみならず同一性保持権の侵害を伴う恐れがあるような利用形態に対しては、一元的な権利処理の対象からは除外すべきである。【一般社団法人 日本雑誌協会・一般社団法人 日本書籍出版協会】

- 出版物が利用される局面において、一元的な権利処理の対象によっては著作権者と出版者との間の契約の安定性に影響が及ぶ危惧もあり、また、出版物が利用される態様によっては経済的損失が生じることも考えられる。権利者の意向を反映したライセンス料になるような制度設計を含め、権利者に不利益な事態が生じないよう留意すべきであるとする。【一般社団法人 日本雑誌協会・一般社団法人 日本書籍出版協会】
- 学術著作物については、学協会や出版社において比較的早い時期（1990 年頃からと言われている）から電子化が進められてきており、現在では自然科学系に限らず、過去のアーカイブを含め、容易に入手可能な環境が整備されている。また、PubMedやGoogle Scholarなど検索データベースも充実化しており、アクセシビリティにおいては著作物分野の中でも高い部類に入ると思われる。【一般社団法人 学術著作権協会】
- 図書館における資料の電子化・公開について。大学図書館が電子化・公開しようとする著作物は、権利処理の問題から、著作権の保護期間の満了したものが優先される傾向があるが、明治・大正期の著作物など、学術的に公開する意義が高いにも関わらず、著作権者の情報の確認が困難なため、公開に至らない著作物も少なくない。取引コスト全般を低減し、文化振興を進めることを支持するが、大学図書館における上記のような小規模な活動にも配慮された制度となるよう、留意が必要と考える。【琉球大学附属図書館】
- コンテンツ利用形態として、現在の著作権法の範囲で可能とされている範囲を狭めるようなことをないように議論してほしい。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】
- デジタルによって生成されるコンテンツの量が増え、コンテンツの利用も増加・多様化し、さらにパブリックドメインになるまでに期間が50年から70年に20年延びる状況では、今後の権利処理コストは膨大なものとなる。当会としては著作権保護期間を50年に戻すことを主張したい。その上で著作権保護期間を70年とせねばならないのであれば、作者の死後も長期間に渡って権利処理が必要なコンテンツが今後増え続けること、そしてそれらに対して踏み込んだ解決策が求められることに十分留意すべき。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】
- 対価還元の創出や増加と直結しない方策についても、その検討や導入の議論が阻害されないようにしてほしい。例えば青空文庫のような民間のアーカイブ活動や、個人が所有するコンテンツの利用について、それらを促進するような方策も文化振興策として検討すべきだ。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】
- 著作権の保護のために、バリアフリー（アクセシビリティ）が阻害されてはならない。アクセシビリティのための利用については、著作権は保護の対象外ということが明記されるべきである。特に歌詞について強く保護されているが、アクセシビリティ対応に限っては国内外を問わず、許可不要で利用できるようにするべき。【NPO法人 シアター・アクセシビリティ・ネットワーク】
- 文化大国を支えるためのコンテンツ市場の育成と文化の醸成のためには、『コンテンツ・サイクル・エコシステム』が必要不可欠であることを明らかにし、KPIを設定すべきである。DX時代においては、従来とは違うやり方で『取引費用』を最小化できることから、当連盟においてはデジタルがもたらす未来として取引費用最小化を打ち出している。その観点から、取引コスト全般の低減という視点が今回の案に盛り込まれている点を支持する。
また、当連盟は、レガシー規制の見直しの一つの事例として、デジタル著作権法制の整備を主張しており、インターネットの利用と時間/場所/デバイスシフトを前提とした法制度の検討が必要であることも述べている。その方向で必要な法改正を整備すべきである。
今回の問題については、権利者と利用者の双方から、現在の最新情報と今後予想される展開等を十分に聞いたうえで、きめ細かい制度設計が必要と考える。

なお、著作権法制度について、当連盟では、いままで「日本版フェアユースの導入」や「②リバースエンジニアリングに関する著作権法上の適法性の明確化」、「コンテンツ市場に関する海外の外資規制の問題対応や著作権法の域外適用の厳格化とリーチサイト対策の徹底等」の意見を述べており、その点に関する進捗状況の検証や今後の展開等もDX時代対応の一環として検討していただきたい。【一般社団法人 新経済連盟】

- インターネットの普及とプラットフォームのデジタル化が進んだ結果、これまでは想像もしなかったような様々なコンテンツが制作されている。その制作過程の複雑化、発信プラットフォームの多様化に伴い、近年、「保護されるべき著作権」は非常に複雑なものとなっている。今後も、技術の進歩に伴って、多様化、複雑化、そして国際化されていくことが予想され、著作権は時代に合わせて柔軟に対応できる仕組みを構築していく必要がある。一方で、法改正による対応では変化する時代に随時対応することは難しい場合もあり、対応の遅れにより著作者及び著作権者に不利益を被ることも見られる。そこで、時代にに合わせて柔軟に対応できるフローを構築するべきである。【個人】
- 一元化について、各出版社が共同して、利用者が自由に保存、所有が出来、各社共同でコンテンツを勝手に消したりしない様な形式で利用できるサービスを展開すべきである。また、一元化はまず企業なりが共同で垣根を超え、この手のサービスを互いにできる様にする所から始めるべき。現状、企業がお金儲け以外の事を蔑ろにしている点は非常に問題であり、自分の表現や利益さえ守れば、他の表現や言論については、規制すべきと考えているのだろう。この様な行動は表現を商売としている人間としては問題であると思うし、安易にユーザーに反対されていたDL違法化等の発想をし、強行したと考える。まずは出版社を始めとした企業は、自己の利益のみではなくこれらの懸念や表現規制問題についても真剣に考えるべきである。安易な規制は創作界隈を逆に衰退させ、ユーザー離れを引き起こすことになる。
また、JASRAC等の団体が中間搾取団体と非難される様に、何でも規制や集金をしようとし、範囲を広げ、関係ないHDDからも徴収しようとし、音楽教室からも無理に徴収しようとした結果、音楽そのものの衰退を招いてしまった。そして映画等の産業も著作権団体が無駄に動く所ほど業界の衰退も著しい。彼らは海賊版のせいになっているが、実際は自由な使用を阻害したのも衰退の大きな原因であると考え。少なくとも今の出版等の動きを見ていると同じ失敗をする可能性が高いと考える。アニメや漫画等が衰退すれば事実上日本と言う国自体の衰退をも加速させる結果を招くことになるだろう。
- インターネット上で行われる著作物の利用には、著作権者の許諾を取って行われるものや、引用など権利制限規定によって行われるものもあるが、そうでないものも存在する。しかし、これらも、インターネット上、ひいては21世紀の文化の形成の一翼を担ってきたものであり、違法であるからと言って完全に無視することはできない。たとえば、写真の著作物や美術の著作物である画像の上に、短文を載せて、皮肉を表現したり、感情を示したり、その他日常の表現に用いる「イメージ・マクロ」の作成と公表は、元画像の著作権者の翻案権の侵害ともいえるが、インターネット上での表現技法の一種だともいえる。イメージ・マクロの未許諾作成や公表を厳しく取り締まった場合、元画像の著作権者の利益になるかと言えば、そうとはいえないだろう。そのような取り締まりは、イメージ・マクロの作成や公表全般を委縮させるだけである。【個人】
- 実費を超える金額で公衆に提示され、又は提供されている著作物は、著作権者及び出版権者に正当な利益を享受させることができる限り、広く流通することが期待されている。そのため、有償著作物の利用（著作権法第27条又は第28条の権利に係る利用を除く。）については、公正な対価（無償を含む。）で許諾に応じる義務を課す規定の導入を要望する。また、この場合において、許諾に応じないとき、又は連絡が取れないときにも裁定制度を利用することができるように、制度の拡充をご検討いただきたい。ただ、著作権者及び出版権者の明示的な許諾を得ない利用を認める範囲の拡大については、著作権に関する条約において排他的権利・許諾権としての著作権の創設が要求されている点に照らし懸念を持っている。【個人】

- 著作権法、そして国際的な著作権条約は、著作権者に独占的権利を与えることが、著作権者の利益になり、文化の発展につながるという考えで書かれている。しかし、デジタル化により、著作物の複製等が極めて容易になり、取り締まりが現実的でなくなっている。また、皆が著作権者になり、著作物の公表が日常の行為になっている。カメラアプリで写真を撮影し、それをSNSに投稿することも、著作物の公表である。そして、インターネットの普及によって極めて容易になった著作物の公表、複製、翻案のサイクルは、21世紀の文化の一部となっている。著作権の仕組みは、ある意味このサイクルを人為的に阻害する行為であり、これは文化の発展という究極の目標と矛盾するものである。著作権の保護期間は、法改正により著作権者の死後70年となった。この法改正は古典的な著作権者（映画作成会社や小説家など）には利益となるのかもしれないが、21世紀、皆が著作権者であり、皆が著作物の公表により文化の発展に協力できるのである。こうした一般市民が作成公表した著作物の利用に、著作権の相続関係に関して調査を行い、文化庁へ届け出て、さらに氏名、住所、そして著作物の利用目的がインターネット上で公表される裁定手続を利用しないといけないとすれば、これは本当に文化の発展に寄与するのか。こうした事項は、国内法だけでは対処できない可能性もあり、国際的な議論が必要であると思う。【個人】
- 企業などが一般流通を通して制作・頒布したものに限るが、権利者保持者がいなくなってしまった映像、ゲーム等のコンテンツ利用について議論してほしい。一時的に国が権利を預かり、コンテンツを利用できる状態にしなが、利用代金・代価をプールしておく仕組みにしてはどうか。【個人】
- 権利者が行方不明・倒産などで組織解散により権利が散逸してしまっているケースに使えると思う。権利を持っていることを名乗りあげた権利者が本当に権利者であるかを調査し、正当性を認められれば、プールしておいた代価を支払うという仕組みを想定している。一定期間を経過した際には、プールしておいた代価は時効として次世代クリエイターの育成資金として利用し、コンテンツの保全事業を行う団体に寄付するなどの措置を採ることはできないか。【個人】
- 過去のアニメ事業では、大元の権利はあくまで著作者側に残り、テレビ放送が終了して数年経てば放映権を含めてアニメ制作会社に権利が戻るシステムになっていた。昨今では製作委員会方式が大半を占め、ライセンス事業に関する権利が出資会社に譲渡契約という形で半永久的に渡され、制作会社には一切残らない仕組みになり、更に出資会社が多ければ窓口企業や担当者が不明になり、業務を終え製作委員会が解散すれば権利関係は曖昧なまま手が付けられなくなる。
包括管理団体設立の前に原点に立ち返り、一度の契約で製作委員会に半永久的に著作権譲渡が行われないようにし、製作委員会解散後に制作会社に一旦全ての権利が元の著作権者である著作者に戻るシステムが構築出来れば窓口が一本化され、クリエイターの意思の尊重、ライセンスビジネスの点でも改善に向かうのではないかと。制作会社が解散した場合は統合等の引継ぎ先に権利が移動するよう設定し、ライセンス管理を行う公的企業等を設立し、その目途すら立たない場合に差押えの形で買い取れば、版権の窓口の消滅は防げるのではないかと。
また、トラブルが発生した際に製作委員会は責任の所在が不明になるケースが多々あり、民事・刑事上の問題があっても追及されない場合すらあるため、権利者の探索の面からも、総合窓口となる企業の選定を義務化すべきだと考えます。【個人】
- 創作物とユーザー間に入る企業・団体の中抜きや搾取の排除を徹底する、金銭の流れの透明化を図り、実績などをSNS等で定期的に公表する、利用ごとに著作者とユーザーの関係を明確に表す図を双方に送ることに留意すべき。【個人】

- 政権が都合の悪い出演者データを消してしまう、などという事が無いようにしてほしい。また、データの多重化などによる改ざん防止は検討されてよいと思う。【個人】
- 著作権者に許諾を得るのは、音楽などとは異なり、特に出版物については、著作権者の範囲が広く、あまり捕捉されていないため、困難な場合が多い。このため、拡大集中許諾制度の導入等の許諾手続の円滑化に向けた改善を行う方向で進めるのが妥当と考える。この場合、著作権使用料や補償金の額については、公共的な利用の場合、著作権者の言い値とならないよう、文化庁による審査手続を経ることが必須と考える。【個人】
- 現在の制作業務委託系コンテンツ産業では、著作権が、金銭的な権利効果をほとんど生み出せていない。フリーランスへの業務委託がされるイラストやスクリプト、音楽、プログラミングも同様の負の経済効果が起きている可能性は十分に推測される。現在、過去に比べ、WebやCG、ゲーム制作にかかるほぼすべてのイラストの制作委託業務については、契約書の内容として、「制作物の納品とともに著作権の全譲渡」が基準であるかのようにになっている。今後「簡素で一元的な権利処理」を目指す場合、著作権の全譲渡を基準とした契約形態が加速度的に進むのではないか。公が主導し、著作権を基本的に譲渡しないコンテンツ産業の形態を作り上げ、著作物の使用料がきちんと払える仕組みがある時代に移行すべき。【個人】
- 著作権法の第1条に、権利を定めて保護を図る一方で、作品が広く公正に使われることにも意を払うこと、保護と利用、双方を支えとして文化の発展を目指すことが謳われている。この文化の共有を公的に保証するあり方は、インターネットにより実効性のある仕組みとして機能しはじめ、そして簡便な電子端末によりようやく、その益を広く享受できはじめている。しかし、本パブリックコメントの論点として提示された「新たな対価の創出」のみに、文化的アーカイブの価値を見だし、経済価値のためだけに「簡素で一元的な権利処理」を目指すのであれば、それはあまりにも拙劣である。
 著作権の保護期間が満了するまで経済的価値を持つ作品はごく少数であり、その数少ない作品の利益のみを主目的とし、それをもって文化振興とするならば、かつての多様な成果物を社会のなかで長く大切にしていく文化共有の在り方が、まったく価値のないものと断じられているも同義である。もちろん、過去の作品が社会で再発見され、再び人々に共有され、その上で新しい創作が生まれることは、喜ばしいことである。ただし文化のアーカイブにとっては、まず豊かで自由な文化の土台やプールを築くことが目的であり、その後の創出はあくまで、そうした文化の下支えを得た個々の创作者の個性的な文化受容と努力の結果である。「新たな対価の創出」を目的にしてしまえば、本来の結果と目的が転倒し、現在から見て経済価値のありそうなものだけをアーカイブしてゆくことにもなりかねない。過去の著作物の「再発見」という行為は、必ずしも「対価」のためになされるものではなく、多種多様な文化の中で生まれる偶然や信念・努力のたまものであることを忘れてはならない。その可能性をできるだけ大きくするために、青空文庫を初めとする文化的なアーカイブはその活動を日々続けている。
 過去の多様な著作物が共有されることは、経済的な利益のみにとどまらず、日本の文化関連デジタルアーカイブは、今では在外邦人や、日本に興味を持つ海外の方々にとっても大事な娯楽・研究リソースとなっている。そして国内のみならず海外も含めて、インターネットを介して貴重な文化的財産を国際的に共有するという素地ができあがることで、海外での日本の理解や友好を深める役割もある。文化にまつわることを経済的なものさしだけで測るのではなく、文化の保存共有と国際交流や親善をも視野に入れた上で、社会における豊かな文化財共有を支援し包含する大局的な「簡素で一元的な権利処理」についての文化政策が実施されることを、強く希望する。【青空文庫】

- 一部の権利者の視点のみに重点が置かれ、文化の促進の観点が蔑ろにされている。また、これまで、権利者のみに重点に置かれ大多数であるユーザーの権利がおろそかにされ、懸念も無視され規制が強化され続けた。表現の自由は無論大事だが、通信の秘密や言論の自由を蔑ろにして良い訳ではない。更に言えば利用者の観点を考えていないため、今まで著作権のダウンロード違法化等の規制が強行されたのではないか。また、海賊版サイト増加の原因がコロナ禍に伴う巣ごもりであるとの指摘があるが、これまでの規制が海賊版サイトには何ら効果がなかったことが、海賊版サイト増加の本当の原因ではないか。更に海賊版対策の費用を政府が出すとの話が出ているが、お金の出し方が根本的に間違っており、その対策費用が目的で犯罪が生まれる可能性等も指摘されている。【個人】
- 現在の文化庁は、結論ありきで権利者のみの方向を向き、規制強化ばかりしているのが現状であり、その結果利用者の利便性やネット利用者のリスクのみを跳ね上げている。図書館の権利制限の見直しで利便性が多少高まったが、権利者の意見のみを聞き入れる事で、更にユーザーを取り巻く著作権規制の現状が悪化しており、JASRAC 等の事例を見てもユーザーにとっては事態を改善する方向に向かうとは思わず、この内容自体権利者の利益ありきの募集としか思えない。

また二次創作を非親告罪化することは論外である。これらの利用まで規制をする事になれば、一般利用者のみならず、クリエイターの窓口をも狭め、それこそ業界の衰退に拍車をかける事になるだろう。

文化庁や政府は権利者の意見のみ優先し、今までもパブコメの懸念を無視してきたので、今後はもっと一般人の意見もきちんと聞き入れ、懸念事項については修正や廃止するなどすべきである。そうでないと一元化したところでユーザーに愛想をつかされることになるだろう。この一元化の議論について、規制ばかりを推し進めるのではなく、一般ユーザーにとって利用しやすくするためにどうすべきかを議論すべき。ユーザーはあくまで娯楽を楽しむ人間であってお金を落す道具でもなく、海賊版を好んで楽しむ泥棒でもない。そして権利者等がユーザーを泥棒扱いし、蔑ろにしているのが一番の問題である。【個人】

2. 想定される場面

【全般について】

- 例示されている3項目は良いと思う。【個人】
- 将来に誕生する新しい系統の場面等にも着目しつつ柔軟に対応されることが望ましいと考える。【個人】
- 著作物の種類や利用分野により、既にビジネス慣行がある程度確立している分野がある。また、権利者が他者（ユーザー）に利用許諾を行うことを想定していない・希望していない著作物と、権利者が積極的に他者（ユーザー）の活用やその結果として対価取得を希望する著作物が混在している中、まずは現行法の下、利用者及び権利者双方のニーズに応じた著作物へのアクセスの場の提供整備が簡易で一元的な権利処理には必要と考える。【ソフトバンク株式会社】
- 「想定される場面」として挙げられている、1つ目の「過去の放送番組や舞台講演」と2つ目の「権利者不明著作物（オフファンワークス）」については、まさに「権利者へのアクセスが難しく権利処理が困難になりやすいコンテンツ」の具体例であり、権利処理できなければ死蔵されてしまう可能性の高いものであり、これらの利用円滑化により、新たなビジネス展開を図り、文化振興に寄与することは、目指すべき方向性に合致すると考える。UGCについては、ニーズに基づき対応策を検討すること自体に異論はないが、対象の特定・絞り込みと、措置の内容・効果については疑問がある。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】

【過去コンテンツのデジタルアーカイブ】

- 「過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信」が掲げられている点に強く賛同する。EPAD事業において、常に大きな課題であったのが、長年の業界的な慣行等による不明確な契約関係と関係者の多さに起因する、権利者の探索と権利処理、個別支払の困難さであった。当実行委員会ではその課題を、国内多数の権利者団体・舞台関係団体などの協力によって乗り越え、日本の舞台芸術アーカイブが世界のそれと伍して行けるひとつの道筋を示すことができたが、こうした活動は政府の支援がなければ民間の力だけでは不可能であった。強靱なライブイベント界の未来のためにも、日本カルチャーの発信のためにも、バランスが良く力強い、今後の施策と支援に期待する。【EPAD（緊急舞台芸術アーカイブ+デジタルシアター） 実行委員会】
- 過去の放送番組の活用は、権利処理にかかるコスト削減だけではなく、視聴者のニーズとコストとのバランスを含む事業採算性を検討する必要があるほか、人権面・内容面など番組内容を考慮する必要があるため、「簡素で一元的な権利処理」の実現により大幅な活用促進につながるかは不確かである。【一般社団法人 日本民間放送連盟】
- 過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信に関する利用場面は、想定できると考えており、デジタルアーカイブ・配信するに当たり費用対効果が見込めず、デジタルアーカイブ・配信しない過去の放送番組や舞台公演等があると考えられる。【日本弁理士会】
- 古くから存在しているアーカイブ・デジタルアーカイブを文化的資産としてより公衆に利用できるようにするため、公益目的を理由とした制限規定の拡充などを考えることも文化の促進には必要と考える。【個人】
- 過去作品の利用に関するものだけではなく、過去作品の続編やリメイク作品の製作を展望するケースもあると思う。また、単純なデータベース化や集約だけではなく、著作者と連絡し許諾契約を行えるように勘案する必要もある。【個人】

- 「2. 想定される場面」のとおり、「過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信」には「権利者不明等により利用許諾が得られない」による場合も多く、問い合わせに応じられないのが現状である。【日本行政書士会連合会】
- 「過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信」が掲げられている点を評価する。当学会としては、是非、先人たちの知の保存と継承・発信を推進できる利用円滑化を期待したい。【デジタルアーカイブ学会】
- 現在散逸と消滅の危機に瀕し、推進されるべきアーカイブ活動の対象であるほぼ全ての著作物が著作権処理の課題を抱えている。特定の著作物に偏ることなく、創作者の利益に配慮しつつ、全ての著作物の種類に対応できる法制度と運用の議論を望みたい。なお、過去の放送番組のデジタルアーカイブ・配信の想定場面として、①授業目的公衆送信で利用される放送番組の増加・拡充、②学術研究や医療・福祉、地域づくり等、公益性の高い利用目的に限定して、一定条件の下、放送事業者等による過去の放送番組の配信可能化、③正規品流通の拡大促進を目的として、集中管理の推進などにより、社会的ニーズの高い過去の放送番組の配信を増加・拡充などが考えられる。【デジタルアーカイブ学会】
- 「過去の放送番組の配信」が、今回の措置が必要とされる場面の例として挙げられている。簡素で一元的な権利処理が実現すれば、確かに過去の放送番組の配信について、権利処理の負担は軽減されると考えるが、過去番組を配信するにあたっては、著作権法上の権利処理だけでなく、人権やプライバシーへの配慮などから、再度過去の番組を試写し、台本を確認するなどして問題がないかどうか丁寧にチェックをする必要があり、新規制作番組とは違い、確認すべき作業が多く、この部分は権利処理上の課題が解決しても、削減することはできないことにも留意する必要がある。【日本放送協会】
- 権利処理に資する一元的な窓口の創設により、過去に出版された書籍に掲載されている挿絵、イラストなどの権利処理が円滑になることにより、それらの電子書籍による復刊が容易になる。また、裁定制度の改善により、展覧会図録作成に際し、権利者・著作権承継者不明作品についても、掲載することが容易になる。一つの具体例として、紙の形でしか残されていない戦前や戦後すぐの出版物を、出版社がデジタルアーカイブとして残そうとする努力について、美術家は歓迎すべきことと考えている。しかし、その権利処理は困難を極め、出版社の経費が膨らむことも多い。権利処理が一元的になり、裁定制度が改善されれば、アーカイブのような文化的意義のある事業が進めやすくなる。【一般社団法人 日本美術著作権連合】
- 青空文庫に代表される民間によるアーカイブ活動についても、課題があるため、今回の検討の範囲として入れ込むべき。青空文庫はテキストをベースとしているが、今後は米国の Internet Archive のような画像や映像、音声データ、プログラムの著作物なども対象とするアーカイブ活動が我が国においても生まれるような環境を整備する議論が必要ではないか。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】
- 青空文庫のような文化的デジタルアーカイブの場合、過去の著作物をアーカイブした上で公開し、社会と共有する青空文庫自身と、アーカイブされた著作物を読んだり、翻案などさらなる活用を行ったりする大勢の人たちの2種の利用者がいる。自由な著作物の利用は、何重にも活用のバトンをつないでいくことにも意義がある。
従来の「簡素で一元的な権利処理」の議論では、提供者（裁定者）と受益者の間の単純な一次的利用許諾に、観点が制限されがちである。青空文庫では、オーファンワークス実証事業で、孤児作品の裁定利用を試みようとしたが、その際、「裁定公開作品」の利用が「裁定されたサイト内での閲覧に限られる」という硬直的な一般認識の壁に突き当たることとなった。しかし、裁定公開作品であれ、少なくとも著作権の制限の範囲内での非営利利用は認められるはずで、青空文庫などのアーカイブから、教育機関における複製や営利

を目的としない上演などへは、バトンをつなげるはずではないかという、疑問が生じた。過去の文化財の利用を単なる「公開」と捉えるならば、著作物の活用はただ見せる事例にとどまってそれ以上広がらず、次なる創作へ資する可能性も少なくなるのではないか。ここで想定すべきは、「社会における文化財共有」という場面であり、その権利処理に利用のバトンをつないでゆける可能性があるかどうかである。「文化共有」の概念を軸として、広くさまざまな場面の検討をお願いしたい。【青空文庫】

【権利者不明等により許諾を得られないコンテンツ】

- 「権利者不明等により利用許諾が得られないコンテンツの活用」が非常に大きな課題で、優良なコンテンツの死蔵をこれ以上増やさないために、思い切った方向性が示されることを希望する。デジタルアーカイブ推進コンソーシアムでは、国内唯一のデジタルアーカイブを冠した産業団体として、デジタルアーカイブのプラットフォームの提供や二次活用のビジネスモデルを構築し、広くコンテンツホルダーに周知し活用頂くことで過去コンテンツの効率的な二次創作の推進に寄与することを目的としている。また、年に一度産業賞として優れたデジタルアーカイブの取組を「貢献」「技術」「ビジネス」「奨励」の各賞で表彰することにより、各団体や個人のデジタルアーカイブの取組にスポットをあててきた。今回の論点は、デジタルアーカイブ推進コンソーシアムと加盟企業のクライアントに大きな希望を感じさせる整理がなされていると感じられる点で賛同する。【デジタルアーカイブ推進コンソーシアム】
- 権利を持った会社が倒産し、関係者に連絡が取れない場合や、新たに作るコンテンツの類似のものが過去に存在する場合の権利関係について確認・処理ができない場合が考えられ、過去の作品が利用できなかつたり、コンテンツのクオリティが下がったりする。【個人】
- 権利者不明等により利用許諾が得られないコンテンツの活用に関し、学術文献においてはニーズがあると考え。過去発行された文献について、1件当たり相当数の著作権者が存在し、その後の所属の異動、移籍等により所在が不明となる場合が多く、著作権者全員の利用許諾が得られない場合がある。【日本製薬団体連合会】
- 権利者不明等により利用許諾が得られないコンテンツの活用に関する利用場面は、想定できるが、裁定制度があるので、まず、裁定制度が活用されるべきである。【日本弁理士会】
- 集中管理団体が関与する利用許諾の条件に関して、権利者不明の著作物や「商取引外」の著作物、UGCについて提言されていることにも注目する。利用許諾に関するこのような提案は、拡大集中許諾に相当するものであるため、映像作品に関しては、権利者を特定できる著作物や、「商取引外」ではない作品、利用許諾を受けることなくUGCに含められた著作物は、かかる提案から明確に除外されるべき。
よって、当協会は、すべての権利者および利用者が、集中管理団体を通じた一元的利用許諾の対象となりうる作品から映像作品（合理的な努力によって権利者が特定できるもの）が除外されることを理解できるよう、貴庁が提案する著作物の新たな一元的利用許諾制度の対象範囲を明確にすることを希望する。【株式会社 日本国際映画著作権協会】
- 基本的に商業用映画のビジネスの過程で想定される場面はない。権利者不明の商業用映画も稀に散見されるが、問題解決に向けては、現行の裁定制度の改善に賛同する。【一般社団法人 日本映画製作者連盟】

【UGCの二次利用】

- 著作物の活用により新たな著作物が生まれるためには、多様な著作物を簡素な手続きで活用できることが望ましく、インターネット上のコンテンツだけでなく、従前から存在するオフラインの著作物についても、容易に活用できるようになることが望ましい。【クリエイターエコノミー協会】
- クリエイターが販売活動や発信活動をするための様々なプラットフォームが出現したことにより、クリエイターの創作活動の場が大きく広がるとともに、他人の著作物を利用する者が自らも著作物を生み出し、さらにその著作物を第三者が活用する好循環が生まれる素地ができてきていることから、簡素な手続きで許可が取得できるようになれば、そうしたクリエイターが薄く広く活用することが期待される。【クリエイターエコノミー協会】
- 拡大集中許諾制度で最も利用促進が考えられる場面とは、アウトオブコマーンスなどで権利者が不明であり、一般人が作成したために権利者を追跡できないケースの作品の利用許諾などである。権利処理をしたという公的なお墨付きを何らかの形で与え、真の権利者が確定した場合にはオプトアウトなり金銭的補償なりを与える制度のニーズは現在にも存在する。【個人】
- 悪質行為にコンテンツが二次利用される懸念があるため、UGCへの安易すぎる二次利用の許諾には疑問を覚える。安易に許諾権を緩和すると悪質なユーザーが、不当な行為が許されたと勘違いしより悪質な行為が蔓延る結果を招く。おそらく集中管理団体や個別権利者との直接のライセンス契約でのクリエイターの意思確認に膨大な負担を与える二次被害も予想される。権利者がクリエイターの意思確認の業務に悩殺され本来の創作活動に支障をきたすならコンテンツ産業を支援してアニメ・ゲーム・漫画等のカルチャーを活性化させるクールジャパン戦略にも反する結果にもなる。規制緩和には慎重な姿勢も必要である。【個人】
- 「UGC（一般ユーザーが創作する作品）等のデジタルコンテンツのインターネット配信等の二次利用」とあるが、同人誌などの文化ではデジタルデータを紙や造形物に落とし込むこともよくあるため、インターネット配信等に限らなくてもよいのではないか。この制度が個人ユーザーも簡単に活用できるのなら、下記のようなニーズで使いたいと考える。個人の趣味としてのオリジナルゲーム（フリーゲーム）の作成の際、シナリオや一部のイラストは自分で作成できても、大掛かりなイラストやゲーム用BGMまでは個人でつくれないため、同人データの販売サイトや個人のウェブページからゲーム用途の利用が許されているものを使っているが、一つ一つサイトを巡回して良い素材がないか探すのは大変苦労している。そのため、これら素材がもし一元的に登録されて確認できるようになれば、大変創作がしやすくなり、目指すべき方向性で掲げられた「コンテンツ創作の好循環」につながると思う（購入は販売サイトへリンクさせれば良い）。【個人】
- インターネット上で公開されている台本を演じる行為（声劇）や、漫画・アニメのモノマネ、セリフの引用、画像を改変したコラ画像、版權物をサムネイルに利用する行為、著作権が明記されていないUGCコンテンツの二次利用などが考えられる。【個人】
- 動画投稿サイト上での音楽や映像作品のレビュー・紹介動画などは、煩雑な著作物の制限によって創作性の縮小が顕著に現れるコンテンツである。「コンテンツの公開停止」や「クリエイターへ収益が渡らない」といった弊害があるため、それらの動画のほとんどは、クリエイター本人が口頭で説明するだけ、あるいは音楽や映像を加工したものを動画に使用する、といった内容に留まる。フェアユースの導入によって著作物とそれに対するクリエイターのリアクションを同時に楽しむなど、コンテンツの内容をより拡大・充実させることができるのではないか。また、二次創作や「切り抜き動画」など、著作者のガイドラインや自治によってユーザー（クリエイター）への対応が個々別々なコンテンツを一元的に規定したり、CM動画など公式ではアーカイブされない作品の共有など、あらゆる場面において応用することが可能である。【個人】

- 既存の作品をもとに一般ユーザーが改変して新しい著作物を構成した場合などに、依拠した元の著作物の著作者および著作権者を権利者とするわけにもいかず、かといって新著作物の権利者を探し当てることは至難の業であることが多い。その場合、従来の裁定制度などを活用することも考えられるが裁定制度には一定の調査義務や広告掲載、事前の供託金の納付など一般ユーザーが利用するには越えなければならないハードルが大きい。【個人】
- UGCの二次利用についてはあくまで権利財団を設けて、そこに自発的に登録した人の著作物のみを対象とすべき（動画投稿サイトやSNSに投稿されたものは各サイトの規約で各サイトに問い合わせるユーザーの同意なく利用できるケースがあるため、それ以外を想定している。）。UGCの一部の作成者は、デジタルタトゥーが発生することを好んでおらず、定期的にアカウント削除・移転し、投稿作品を全て消す人もいる。ただし「完全匿名の名無し」のUGCについては調査・収集・管理・利用許諾する団体があってもよいと考えており、実際に利用許諾を出したりしないのであれば、可能な限りすべてのUGCを調査・収集・管理する、国のデジタルアーカイブ政策があってもよいのではないかと。その中から許諾されたものが二次利用できるようになるという仕組みもありだと思う。【個人】
- 想定される場面として動画投稿サイトにおいて使用される著作物（音楽・動画）、SNS等で使用される著作物（漫画のコマや画像）、ゲーム、アニメ、企業CMなどに使用される著作物、二次利用の権利者許諾が明記されるべき著作物が考えられる。【個人】
- 個々のクリエイターの方々創作した作品に対して、「創作実績の検証可能性を担保して記録すること」、「作品や権利に関する情報が容易に確認できるようにすること」、「コンテンツが適切かつスムーズに利活用されること」が非常に大切だと考える。すでにプロフェッショナルの方々や、法人に所属されているクリエイターの方々の作品の権利処理は、何らかの商慣行のもとで行われている一方で、いわゆるアマチュアの方も含めた個人のクリエイター向けの権利処理の枠組み整備が重要である。そのような環境が整うことにより、個人のクリエイター間で作品を利用し、新しい創作が生まれる可能性が増す。法人が、個人のクリエイターが創り出した作品を利活用するようなケースでも、当該法人から創作した個人のクリエイターに対して適切な許諾や権利処理がされやすくなり、結果として個人のクリエイターに適切な対価がもたらされやすくなるのではないかと。【株式会社ワコム】
- UGC（一般ユーザーが創作する作品）等のデジタルコンテンツのインターネット配信等の二次利用に関しても、想定できる。【日本弁理士会】
- 「UGC（一般ユーザーが創作する作品）等のデジタルコンテンツのインターネット配信等の二次利用」については、その範囲が広大であり、この文言だけでは何を示しているのかがわかりにくい。特に将来の姿を考える議論においては、プラットフォームとそのユーザーという関係を前提としたUGCという言葉は議論にミスリードを生むと考える。現在インターネットで生じている活動を見ても分かる通り、クリエイターとユーザーの境目がなくなっているからだ。ゆえにここでは「UGC（一般ユーザーが創作する作品）等の」を削除し、デジタルコンテンツ一般の議論とすることが適切である。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】

【その他】

- オンライン教育を含む授業コンテンツの二次的利用（複製、公衆送信など）は、教育ビジネスの拡大にとどまらず、生涯学習社会の実質化に重要な意味を持つ。授業の範囲内では、権利制限や補償金制度により扉が開かれているが、その先の利用については、制約が大きい。この点も、特段の意思表示がない場合は、実質的に、報酬請求権（又は補償金制度に組み込む）として扱えるようにされたい。【個人、特定非営利活動法人 大学プロスタッフ・ネットワーク、特定非営利活動法人 日本デジタル・アーキビスト資格認定機構】

- 入試問題に他人の著作物を利用することは現行法でも可能だが、その二次的利用は範囲外になっている。この制約を解除できれば、入試問題の種々の二次的利用によるビジネス展開の可能性が高まる。また、受験生、学校関係者らにとっても利便性が上がる。入試問題の二次的利用を禁止するなどの特段の意思表示がない場合は、実質的に、著作者の権利を報酬請求権と扱うことにされたい。【個人、特定非営利活動法人 大学プロスタッフ・ネットワーク、特定非営利活動法人 日本デジタル・アーキビスト資格認定機構】
- 教育機関において、卒業生の在学時の未公表の著作物を、在学生の参考になるように授業で見せたいが、その卒業生と連絡が取れなくなってしまった場面や、著作物を転売するたびに、権利者に転売による利益の一部を還元する場面（いわゆる追求権）も利用場面と想定できるのではないか。【日本弁理士会】
- 図書館には、出版物や地域資料をはじめとしたさまざまな知の蓄積がある。知の継承と活用のために、デジタルアーカイブ及び配信は、非常に重要な手段である。図書館が知の社会基盤として十分な役割を果たしていくうえでも、円滑な法制度及び運用の実現を期待する。一例として、図書館が保存のための複製を行う場合、所蔵数等の一定の制約の下で電子書籍としての貸出を行う仕組みの実現が考えられる。【公益社団法人 日本図書館協会】
- 現状、公立図書館（都道府県・市町村立図書館）では、現行の著作権法上、収集した資料を、原資料を保存したまま直ちに電子化し、さらにWebで公開することはできない。これを改め、特に郷土資料として収集した資料のうち、無料で入手可能なものは公立図書館での原資料を保存しながらの電子化や、インターネット公開を認め、地域の公立図書館を地域の情報の拠点として活用するよう道筋を開いてほしい。【個人】
- 図書館分野においては、図書館におけるあらゆる著作物、特に書籍等の出版物の利用における著作権者からの許諾を得る場面が想定される。【個人】
- 図書館における資料の電子化・公開について。大学図書館が電子化・公開した資料(著作物)の利用の対価を求めることは一般的ではない。また、主たる利用は研究者等の研究利用であって、その研究成果によっても大きな収益が得られることは希有であるため、元の著作物の著作権者へ適正な対価が還元されることは極めて重要と考えるが、エンターテインメント等における著作物の利用とは異なる視点からの議論が必要である。
また、図書館のある地域の特性上、海外の資料(著作物)も当館の重要な収集対象になるが、その利用に関しては、海外であるがゆえに著作権者の情報が確認しづらい上、戦時加算により保護期間中かの確認も複雑となる。資料(著作物)の電子化・公開という利用場面のみならず、海外の著作物の権利処理の簡素化も重要と考える。
なお、大学図書館における資料(著作物)の電子化・公開は、平成8年7月、学術審議会の「大学図書館における電子図書館的機能の充実・強化について(建議)」を契機とし、本年3月、閣議決定の「科学技術・イノベーション基本計画」で触れられている「図書館のデジタル転換」の一環となるものであり、また、本年2月、文化審議会著作権分科会の「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書」で触れられている「大学図書館・公共図書館等が保有する入手困難資料の取扱い」に沿うものと考えられる。【琉球大学附属図書館】
- 大学の刊行物における挿図等での著作物の利用について。大学で作成される著作物(刊行物)については、広報資料はもちろん、学術成果の場合も無償で配布されることが多く、収益を得ることは稀である。また、挿図等では必ずしも利用する著作物そのものの感受を目的とせず、軽微な利用と言って差支えない場合も少なくなく、著作権者への適正な対価の還元は極めて重要だが、利用料に関してはエンターテインメント等における著作物の利用とは別の観点からの議論が必要と考える。なお、著作権者の情報の確認が困難な場合であっても、迅速に権利処理が行える必要がある。【琉球大学附属図書館】

- 現在、著作権法にて官報情報や憲法の条文など条文情報は二次使用も可能、無許諾・無料であるが、内容が優れ、かつ公共のものである、公共放送の放送番組情報や記事なども、一般の権利者の著作物より簡易・安価に二次創作に利用できる仕組みがあればありがたい。
【特定非営利活動法人ジェネクリ】

- 現状、科学論文に著作権が生ずるのが曖昧なままになっており、重商主義的な商業学術出版社はこれに著作権が当然発生するとの認識のもと、法外な購読料や掲載料を科学者や科学研究機関から徴収している。その結果、本来その受益者となるべき一般市民は科学論文に無料でアクセスできず、また莫大な図書費を用意できない研究機関も、科学論文にアクセスできないという問題が生じている。国の貴重な科学研究予算を科学研究に本質的でない事柄に浪費することになっているのであるから、これは科学技術の発展にも有害である。
【個人】

- 学術著作物については、ケースとしては稀ではあるが、数十年以上前に刊行された学術文献について権利者不明であるケースであり、非構成員において著作権に詳しい担当者がおらず、権利関係の判明に時間を要するようなケースでは、簡易かつ一元的に処理が可能な窓口や手続き方法があることは望ましいと思われる。
【一般社団法人 学術著作権協会】

- 想定される場面について、概ね記載の場面で良いと思うが、その他「ネット上で無断使用されている著作物」も活用のニーズがあると考える。
【個人】

- 実演芸術、映画、映像など、舞台芸術を楽しむ場面において、聴覚障害者、視覚障害者の理解を助けるための情報アクセシビリティ対応としての字幕、手話通訳、音声ガイドを制作する場面。また、字幕制作が対応できないときの緊急対応の一つとして台本貸し出しを行う場面。一部の商業演劇などで実用化されている、台本データをタブレットに入れて貸し出す場面。
【NPO法人 シアター・アクセシビリティ・ネットワーク】

- 演劇ファンで、耳が聞こえないが、月に3～5回ほど舞台を観ている。聴覚障害者や聴覚情報処理障害者が舞台を観るためには、セリフや歌詞を文字で読むことが必要になるが、台本の閲覧や字幕には著作権が深く関わってくる。しかし、著作権によって観劇ができないという経験を何度もしている。「簡素で一元的な権利処理」で目指すべき方向、留意すべき点の1つに、「障害者に向けた鑑賞サポートをスムーズに進める仕組み」を追加して頂きたい。

権利処理の煩雑さ、困難さ、障害者対応のために権利処理の費用がかかること等が理由として挙げられるかもしれないが、これは聴覚障害者が素晴らしい舞台芸術を鑑賞する妨げとなっている。特に、障害者対応には煩雑な処理や、多額の費用を必要としない対応ができるようにしていただきたい。2016年に施行された障害者差別解消法が改正されたため、3年以内に字幕や台本貸し出しのような合理的配慮が、企業においても義務となっている。それにもかかわらず、著作権が原因で対応が出来ない状況が起こりうることは好ましくない。現状では、著作権法第37条の2で文化庁が指定するボランティアであれば様々な条件下のもとで字幕が製作できるとあるが、舞台のような短期間しか上演されないもの、製作の手間がかかるものについて、ボランティアだけが対応できるという形は現実的ではない。超高齢化社会において元気なお年寄りも増えているが、耳が少しきこえなくなれば、舞台は楽しめなくなってしまう。皆で一緒に楽しめる舞台芸術を目指してほしい。

【個人】

- インターネット上で行われるライブ配信において利用される著作物に関し、著作権法第2章第3節第3款の規定のうち仮に放送若しくは有線放送又は上演、上映、口述若しくは展示であったとすれば適用されたであろう規定が適用されるように、法改正をしてほしい。
【個人】

- 結婚式場における音楽利用が不便である。複製権が邪魔をして、楽曲をまとめることができないため、複製権の解釈を現代に即したものに正して、利用申請を一発でできる官製のフォームがあると嬉しい。【個人】
- ①レコード原盤を使用した実演のインターネット生送信での楽曲、原盤の利用（事後処理や包括契約による権利の利用）や、②レコード原盤を使用した実演のインターネットアーカイブ配信での楽曲・原盤の利用（シンクロ権の柔軟な運用）、③楽曲を利用したプロフェッショナル演奏家や非個人による実演のインターネットアーカイブ配信での楽曲の利用（シンクロ権の柔軟な運用）、④実演における再生速度の改変、ジャズ等即興演奏に於ける楽曲の改変（著作人格権の同一性保持の柔軟な運用）などが考えられる。【一般社団法人JDDA】
- 著作物の活用拡大を望む権利者のうち、個人情報公開を望まない権利者や、ユーザーとの直接のコンタクトを望まない権利者に対して一元的窓口を提供することは有益である。また、著作物の活用拡大を望まない権利者にとっても、その不承諾意思をデータベースに掲載することは、不要な交渉を回避することに繋がるだけでなく、無承諾で著作物を利用する者の行為について過失を推認する材料にもなり得る。また、著作物の中には、プログラム著作物のように独自の商慣習（OSS等）や利用に対する特許権の取り扱いなど、他の著作物に比して技術的・ビジネス的な差異点があることから、利用できないことによる文化振興の観点優先されるべきではない分野もある点に留意すべきと考える。なお、一元的窓口やデータベースへの登録がないことをもって直ちに権利者不明と判断され、権利者に不利益に取り扱われることの無いよう、権利者不明の判断は現行通り慎重に行う必要がある。【ソフトバンク株式会社】
- VR/ARの世界では海外のアバターやプラットフォームがシームレスに流入しており新しいアバターやパターンを入手したときに誰が権利者でどこからライセンスを得ればよいのかが不明確になることがある。これらの場合、作者は海外で利用しているVR空間は第三国という解釈がとられる可能性もある。そうすると国際司法の原則にのっとり準拠法の選択から検討する必要がある、仮にその点で日本法が準拠法になった時に拡大集中承諾制度にこれらのツールに関する著作権処理が対応できるのかが不透明である。

現在、VR世界における構成要素（アバター・モデル・プラットフォーム）の著作権処理は国をまたいだ問題となっており、多くは利用規約による制限のもとライセンスを受けているが規約に違反して改造されたケースや同意を得て改変したモデルなどの著作権処理については混迷を極めている。

加えてVR上の動画作成や静止画などの発信、それについての公衆送信に関しても送信先が海外である場合や海外から日本に向けて送信される場合などの権利処理などのについても柔軟に対応できるガイドラインが拡大集中承諾制度の下でできれば好ましい。【個人】

3. 具体的な方策

【(0) 全般について】

- 特に問題はないと考え、賛成する。【個人】
- 利用者の利便性を考慮すれば、「権利処理に資する一元的な窓口の創設」、「拡大集中許諾制度による権利処理」といったことは賛同する。【個人】
- 方向性は良いと思う。基本的に現状日本での権利関係(特に映像作品等)は複雑過ぎであり、各個人レベルまで許諾を得ないと同一品の新メディアでの販売や放送について許可されないという状況だと思う。そのため、アメリカのように作品において一元化管理され取り決めの配分で利益分配される等権利者にも利用者にも使いやすい制度が必要だと思う。もちろん日本で同じ制度とは言わないが、文化と風土に基づき、今よりも権利関係に困ることなく運用されるようにしていただきたい。細部条件や時代に噛み合わなくなっていくってしまう状態についても随時更新できるよう尽力いただきたい。【個人】
- いきなり拡大集中許諾制度のモデルを考えることは難しいと考える。そこで比較的多数のコンセンサスのある裁定制度の抜本的見直しを進め、そこからの運用実績を拡大集中許諾制度のスキームのためのヒントや立法事実として組み込んでいくことが妥当である。【個人】
- 権利者団体との関係ではジャンルごとにスタンスがまちまちであり一元的な制度として権利者団体の機能を文化庁が一元に引き受けることは困難であると考えられる。しかし、どの権利者団体も作品の権利関係に関する情報管理には大きな労力を割いており、これを公的機関である文化庁が肩代わりすることについては歓迎する向きもあるはずである。予算の限界などもあると思われるが、一般市民のための、簡素な著作物の流通利用という無形の利益を得る制度設計にかかわる根幹の事業であり、これが成功することで文化の促進が掘り起こされる可能性も認められる事業である。その点を考慮して文化庁には積極的な予算の配分を求めて頂きたい。【個人】
- ①適法適正に大量の著作物を利用する者にとっての課題(著作物の種類や分野別に分析)と「簡素で一元的な処理」に対する期待を明らかにし、②授業目的公衆送信補償金制度の補償金分配の成果と課題の検証を行った上で、効果(円滑利用やコスト削減の効果が大きく、市場や自由競争の影響が少ない)が見込まれるところを先行して見直しを実施するべき。【個人】
- 既にプロ同士や一般利用者向けの商取引等のライセンスビジネスや商慣行が成立している場面においては、取引当事者の予見可能性や法的安定性を不当に害することがないよう、私的自治の原則に従ってそれらの合意や商慣習に基づいた取引が行われるべきであり、一元的な権利処理のための窓口や拡大集中許諾制度等がこれらの取引実態に変更等をもたらすものではないことは明確にされるべき。例えば、EUのDSM著作権指令が「導入」とされる拡大集中許諾制度も、あくまでもEU加盟国がそうした制度を設けることができると定めるのみであり、実際に当該制度を依然として利用していないEU加盟国も存在している。そもそも、当該指令上、拡大集中許諾制度は、アウトオブコマース作品や教育目的での著作物の利用の拡充の施策の一つの例示に過ぎないことが示されている。このように、拡大集中許諾制度は、EUにおいてもアウトオブコマース作品や教育目的での著作物の利用の拡充のための一つのツールに過ぎず、既存のビジネスや商慣行の効力を否定したり、これらを変更等したりするものではないと位置付けられている。文化庁における過去の当該制度に関する検討も、そのような位置付けであり、EUと認識を共有し得るものであったと認識している。【個人】

- 自分が権利者である創作物に関して、一定期間後(例えば1年後)権利を放棄したい、パブリックドメインにしたいといった柔軟な指定を行えるようにして欲しい。また、コンテンツについて、様々な方法での識別方法でそれぞれのコンテンツを示すユニークなハッシュ的な識別手段が欲しい。その他書かれている項目については良いと思う。【個人】
- 図書館員は、著作者の権利を守りつつ図書館を利用していただくようバランスを取りながら職務を遂行する必要がある。図書館ではいろんなレファレンスを頂戴する。たとえば、とある作家の小説をテキストとして複数配布して勉強会をしたいという利用者の方には裁定制度を案内したことがある。明らかに保護期間が終了していると思われるが、その裏付けがないため、複写の案内に苦慮する。できるだけ分かりやすく利用しやすい裁定制度と、保護期間の推定させる仕組みの導入をお願いしたい。図書館に著作権について丁寧に尋ねる方々が、恩恵を受けられるよう希望する。幼い頃から著作権を知ってもらえるよう教育にも力を入れていただきたい。【個人】
- 一番望ましいのは、単一の指定管理団体による補償金制度の導入である。この場合、一定の要件を満たす場合には、補償金の額を0円とする設定も可能とすることが必要と考える。【個人】
- 「オーファンワークスへの取り組み」と「著作物を利用しやすくするための制度導入」の議論が混同されており、別々に議論する丁寧さに欠ける。いわゆる拡大集中許諾制度は、先行する欧州のいくつかの国において、問題が指摘されつつも、オーファンワークスへの取り組みとして一定の期待感を認めることができる。その点で、いわゆる拡大集中許諾制度の導入という方向性自体には理解をすることができる。
 オーファンワークスへの取り組みには2つの視点が求められると考えており、①すでにオーファンワークスとなっている著作物の活用についての取組、②将来、オーファンワークスが発生しないようにするための取組の2点である。①について、裁定制度に代わるものとしていわゆる拡大集中許諾制度が議論されており、その前提となる「集中管理の促進」および手段としての「データベースの構築」があるものとする。②については、「関係者からのヒアリング(第2・3回)における意見の概要」にある『ネット音楽利用の課題～ニコニコでの取り組み～』のような取組について議論されるべきであり、その成果を経た延長線上に「簡素で一元的な権利処理」があるものとする。
 実際の議論では、オーファンワークスへの取り組みの手段である「データベースの構築」を通じて、「UGC」等の「オーファンワークスでない著作物」も同時に「簡素で一元的な権利処理」の対象としようとしている。このまま議論を進めると、大部分を占めるノンメンバーの著作物がオーファンワークスと同じ扱いとなるリスクが潜在する。「UGC」等をオーファンワークスと同列に扱い、「利用者の利便性」だけに議論が偏らないよう留意してほしい。ましてや、オーファンワークスへの取り組みを奇貨として、権利者の利益を度外視して「オーファンワークスでない著作物」を利用できるようにするための議論としてはならない。「利用者の利便性」と同時に「権利者の利便性」も併せて検討されねばならない。「利用者の利便性」が増せば、それだけ著作物が多く活用されるようになることが期待できる。一方で、権利者の意思に反した利用のされ方をするリスクも増すと予想できる。そのときに、利用者は簡便な方法で利用可能だが、権利者は司法手続を経なければならないというのでは、いかにも不公平である。あっせん制度の見直しを含め、権利者が権利主張しやすい制度の導入についても議論がなされることが望まれる。【東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会】
- 過去の豊かな文化とコンテンツのデジタル利活用を促進していくためには、権利の集中管理のしくみの拡充やガイドラインの策定、権利処理に関するサポート体制づくりなど、基盤整備を進めることが急務で、これを加速するためには、当面は政府の十分な支援が必要だと考える。【EPAD(緊急舞台芸術アーカイブ+デジタルシアター) 実行委員会】

- 権利処理に資する一元的な窓口の創設がなされれば、デジタルアーカイブ推進コンソーシアムに加盟する企業及びクライアントが二次創作、二次活用の最初の相談窓口になるような簡便な利用が可能な仕組みになることを希望する。【デジタルアーカイブ推進コンソーシアム】
- 著作物の利用・許諾に関する課題として、利用したい著作物があっても、どこにコンタクトすればよいか分からないという課題がある。対応案としては、コンタクト先の表示や著作権情報データベースの更なる整備、窓口の一元化、オープンワークス対策事業等の取組等が挙げられる。【一般社団法人 日本知的財産協会】
- 許諾元は真正な著作者・著作権者なのか、原権利者から利用者まできちんと契約で処理をされるのかという課題もある。契約のひな形作成等、契約を中心とした商慣行の推進・支援や、技術を活用した取引の仕組みの構築・運用も考えられる。【一般社団法人 日本知的財産協会】
- 利用規約の書きぶりとその解釈により、利用を躊躇するという課題もある。例えば、AI 開発や情報解析等にデータを活用する場合に、著作権法の権利制限規定はあるが、利用規約との関係でデータが使えるのかという悩みがある。対応案としては、解釈指針の充実や、オープンソース、オープンデータ等に関する、商用利用にも対応した又は権利制限規定との関係にも考慮したライセンススキームの構築・普及が考えられる。【一般社団法人 日本知的財産協会】
- 著作物の利用促進のため、権利者と利用者双方の意思疎通の円滑化を進める方向性に賛同する。一方で、許諾の有無は権利者が自由に選択できる権利であり、また利用者は権利者から許諾を得ることが原則とされるべきことから、データベースや一元化窓口への登録がない権利者が何らかの不利益を受けたり、管理に過度の負担を与えたりすることがないよう配慮が必要と考える。また、既存の著作権登録制度とのすみ分けや在り方の再検討、複数のデータベースや一元化窓口における著作物登録の重複回避や正当権利者であることの証明等、権利者や利用者に混乱が生じて利用しにくい制度とならないよう検討が必要である。さらに、ブロックチェーンやNFT等の新技術を活用することにより、より簡易で納得性の高いシステム構築を行うことも検討すべきである。【ソフトバンク株式会社】
- 「簡素で一元的な権利処理」が、コンテンツ分野を横断する拡大集中許諾管理（いわゆる一般ECL）を指すものであるのであれば、商用音楽においては、日本音楽著作権協会やNexTone社と音楽出版社を通じての音楽著作権の管理、日本レコード協会や実演家著作隣接権センターによって商用レコードの放送二次使用や放送番組のレコード送信可能化権、ウェブキャスティング管理でカバー率が高く、実際に集中管理に近い運用が進んでいる音楽分野が既にあることから、コンテンツ分野を横断する拡大集中許諾管理（いわゆる一般ECL）ではなく音楽分野での実運用を進めることが、音楽分野ではDX時代の権利の利用促進と管理には現実的である。
その具体的な方策として、2021年4月1日に設立された「一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会」が行うISRCコードに、これまでの権利や権利者情報等に音源・映像等を加えたデータベースを整備し、またフィンガープリント技術を用いた作品同定を行うシステム構築と運用を官民ともに推進し先行事例として、その成果を他のコンテンツ分野への広げて行くべき。【一般社団法人 日本音楽出版社協会】
- 権利情報データベースの構築や集中管理の促進、一元化窓口の創設に期待する。特に、こうした構築を権利者側の費用負担で進めさせることは無理であり、受益者は広く社会であることを思えば、公的な財政面でのサポートは必須と思える。同様の理由で、その運営には受益者である社会の様々なセクターの意見が広く反映されるべきである。【デジタルアーカイブ学会】

- 利便性の観点から、利用料については電子マネーなど多様な決済方法が導入されることが望ましい。【クリエイターエコノミー協会】
- 無方式主義は根本的に「利用円滑化による対価還元の新規創出や増加」させることに向いていない。その上で今回は具体的な方策として、権利情報データベースの構築が論点として上がっているが、そうであるならばデータベースに登録があった著作物については報酬請求権化するような制度の導入を本格的に議論すべきである。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】

【(1) 権利情報データベースの構築、集中管理の促進】

＜権利情報データベースの構築＞

- 具体的ニーズに応えるために集中管理が必要と考えられる分野においては、検討対象となる著作物等の権利情報データベース(DB)の構築・整備は必要不可欠と考えられる。一方、現時点で、当該DBの構築が進んでいるのが音楽等一部の分野に限られる実情に鑑みると、具体的ニーズが提示され、今回の措置が必要と判断された分野について、優先してDBの構築(既存のDBが存在する分野については、必ずしもゼロからDBを構築する必要はなく、既存DBを最大限活用する方向で検討)を進める必要があるものと考えられる。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】
- DBの構築・整備にあたり、具体的ニーズをもつ利用者也、当該DBの要件定義等のプロセスに参画し、利用者視点でDBの使い勝手向上に資する貢献等を行うことは、利用者が迅速かつ適切な権利処理を行うために有益と考えられる。将来的には、フィンガープリント等の技術を用いた「より利用者にとって検索しやすいDB」や、ブロックチェーン等の技術を用いた「透明性・信頼性を担保した権利情報管理システム」などが構築されることにより、利用円滑化による対価還元の新規創出・増加、および「コンテンツ創作の好循環」の最大化が実現されることが望まれる。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】
- データベースの構築は、極めて重要である。その際、国において公的かつ統合的なデータベースを作ると言う発想にとらわれることなく、民間の力を活用した分散型システム構築(例えば、既に各集中管理団体や事業者が整備し、又は整備しようとしているデータベースであって、一定の基準に該当するものを認定しつつ、これらをつなげる)を目指すべきである。なお、その際、国においても、デジタル庁と連結しつつ、補完的な受け皿としてデータベースを構築すべきである。
そして、分散型データベースでは、ユーザーが安全安心にコンテンツを利用出来ることを可能にするため、①ユーザーが利用することとするか否かを検討している特定のコンテンツについて、データベースに登録があるか否かを検索できることや、②検索を行った者は、直ちに当該コンテンツのオリジナル版を見ることはできないものの、一定のルールに基づいて当該コンテンツの権利者にアクセスを行うことができることが可能になるようにすべき。【一般社団法人 新経済連盟】
- デジタル化が進み、容易に複製が可能となった現在において、個別の著作権の利用を追跡することは困難であることにかんがみれば、インターネット上の利用については、音楽以外の分野においても、プラットフォームに対する包括許諾により、クリエイターの著作物の活用を活性化することも考えるべき。【クリエイターエコノミー協会】
- 利用を希望する人々の利便に資するために、総合的なデータベースの構築が必要である。また、研究者がコンテンツ産業又は著作権制度に関する統計分析を行う際のデータベースとしての利用可能性を検討してほしい。【個人】

- 情報のデータベース化としては、ブロックチェーン技術が透明性の高さ・セキュリティの観点からもっともよいのではないか。昨今流行のNFTを活用した運用も視野に入れるべき。【個人】
- 登録制データベースを作るのであれば、インターネット上で登録から閲覧までできるシステムが必須である。【個人】
- 分野を横断する包括的な権利情報データベースの実現に期待したい。また、権利者の連絡先の確認ができるとともに、利用条件等の権利者の意思表示の登録・公表が実現すれば、利用者にとっては権利処理が簡便になり、無許諾使用のリスクも減ることとなる。団体に管理を委託していない権利者や個人のクリエイターについては、データベースに登録をすれば対価を得られる仕組みとするなどの「インセンティブ」を設けることで、権利者にとってもよりメリット感のある仕組みとなれば登録も進むのではないか。【日本放送協会】
- 著作物等の創作者がデータベースや集中管理に登録するための誘引方策について。登録へのインセンティブとして何ができるか幅広く議論の俎上に挙げてルール整備すべきである。例えば、デジタルコンテンツにおいては、今後は、当該コンテンツに関する創作者の意思をあらかじめ明らかにすることを創作者に登録という形で求めることとしたうえで、上記に述べた分散型のデータベースに登録がされた場合には、その効果として、創作者の一定の意思が明らかにされたものとして取り扱うこととするといったインセンティブをつける制度設計にすることなどが考えられる。【一般社団法人 新経済連盟】
- デジタルアーカイブの活用促進のための権利情報データベースの構築にあたっては、誰が権利を持っているかなどの問合せ先の情報管理に加え、権利者の事前許諾のもと利用可能な範囲に関する情報も管理対象とできる仕組みを含めることを検討していただきたい。その際、国際流通を意識した、デジタルコンテンツの利用条件表示の統一化の検討も行ってもらいたい。また、ジャパンサーチは、利用条件表示を含んだメタデータ連携が可能なAPIを提供している。権利情報データベースの構築に際しては、権利者・創作者による情報の登録だけでなく、参考情報として、ジャパンサーチのAPIを活用することも検討していただきたい。【国立国会図書館】
- 権利者の各分野から「権利情報データベースの構築」を要望する意見が多かった。特に個人で創作活動を行っている美術各分野から声が出されていた。必要な分野に限って、ある程度知名度のあるクリエイターを網羅するデータベースを検討すべきではないか。「権利情報データベース」ができたとしても、作品・サービスの提供価格・条件については、個々の権利者の意思を十分に尊重する仕組みが重要と考える。「一律低価格」へ誘導するような圧力があってはならない。その意味では、データベースから商用サイトへの接続・誘導、対価還元という方策は検討に値するのではないか。【一般社団法人 日本新聞協会】
- 作品や権利に関する情報を集めた信頼性の高いデータベースを整備することが重要であり、将来的にはそのデータベースを活用し、適切な利用許諾手続や使用料の処理を行えるような公的なサービス・プラットフォームの構築まで進むのと非常に良いと考える。既に実運用も進みつつある音楽分野における取組を上手く応用・水平展開を進めることが出来ると、過去の取組やそこから得られた学び・知見を有効活用できる点で、良いのではないか。【株式会社ワコム】
- 既に実運用が進んでいる「音楽権利情報検索ナビ」のように、コンテンツの作品情報・権利情報が一元的に確認できるデータベースが整備されると良いのではないか。クリエイターやアーティストの作品に対して、存在証明・創作証明の検証可能性を担保された作品情報を、データベースに記録できるようにすることで、データベースの信頼性が高まると考える。そして、この一元管理データベースへの登録と、従来の著作権登録制度を上手く組み合わせることができると、作品の利活用促進に加えて、クリエイターやアーティスト

が作品の権利証明をより確実に行うことができるようになる。その際に、サービスの持続可能性も当然考慮しつつ、登録料がよりリーズナブルになると、個人のクリエイターの負担も軽減されるのではないかと。今後、作品に関するどのような情報をデータベースに記録すべきかを整理した上で、作品利用規約情報、各種メタデータなど、追加的な情報も合わせて記録できるようになると尚良い。

個人が自分で都度作品情報を登録するだけでなく、認可を受けた事業者が、個々のクリエイターからの依頼に基づき、作品権利データベースへアクセスし登録作業を代行できる体制になると、データベースへの登録件数も増えていくと思う。DX時代の新たな技術の採用という意味で、将来的に、文化庁と認可を受けた事業者が共同で管理運営するコンソーシアム型のブロックチェーンをデータベースに利用できると、情報の改ざん耐性の担保や、権利処理の自動化などを実現できる可能性も増すと感じる。「個」の時代への移行に伴い、作品利用許諾や使用料支払いの手続きは個人間で実施されるケースも増えてくると考えられる一方で、構築された権利情報データベースを上手く活用して、作品利用許諾や使用料の処理を一元的に実施可能な、公的なプラットフォームの創設も進むと良いと思う。

【株式会社ワコム】

- 図書館資料のほか、UGCが少なくないと思われる画像・映像関係については、ニーズのある分野であると考えられ、優先して進める分野があると考えればこれらの分野であるとする。分野を横断する包括的な権利情報データベースの実現が可能である。しかし、権利情報の統合を先行させてしまうと、運用段階での混乱やシステムトラブルを招きかねないため、検索用のプラットフォームの一本化など、できるだけ混乱やシステムトラブルを回避できるよう、段階を踏んで推し進めることが望ましい。分野ごとのデータベースを統合することが容易ではないことは想像に難くないから、データベースの構築が進んでいる音楽分野等から進めると良いが、これにあたっては、上記の検索用のプラットフォームの延長に基幹のデータベースを作り、各分野のデータベースを基幹のデータベースに接続するのが良いと考える。【日本弁理士会】
- 音楽分野以外の権利者情報は、文藝、写真等の各権利者団体が把握する情報が少なく、探索には多くの時間と労力が割かれている。国立国会図書館や全国の学術機関リポジトリが提供するメタデータの活用のため、国立国会図書館サーチ、国立情報学研究所学術機関リポジトリデータベース等の周知と積極的活用も必要と考える。【日本行政書士会連合会】
- 「簡素で一元的な権利処理」に関して、niconicoにおけるコンテンツツツリーやクリエイター奨励プログラムのシステムが参考になるのではないかと。【個人】
- 現在は、著作権者の許諾条件が公表されていたとしても、その条件が著作権者によって多様であり、クリエイターがかかる条件を正確に理解して活用することのハードルは高い。そこで、標準的な許諾モデル及びかかるモデルに関する平易な解説の整備が求められる。【クリエイターエコノミー協会】
- デジタル上で推奨する利用規約の明記方法を定めることや、特定のマークを作り、そこから利用規約ページにリンクを貼るなどの方策が考えられる。【個人】
- 著作権者の権利の保護と利用の円滑化の両立を前提に、利用できる条件（自由利用含む）やオプトアウト（利用禁止）を権利者がデータベースに記載し、明示することが必要である。また、著作権者情報を登録制にし、データベースにする必要がある。しかし、利用者からするとDBの数が多いことより、利用のしやすさと必要な情報にアクセスできる確率の高さは考慮が必要である。【個人】
- 著作物等の利用条件等の著作権者の意思表示とともに権利者の意思表示が登録・公表でき、対価を得られることや、集中管理団体や権利者への接続の円滑化、権利情報データベースの構築や運用することは、権利者にとっても有益と考えられるため、賛成である。また、意思表明のためのプラットフォームの創設は、権利者の権利を守るために重要と考える。【一般社団法人 日本芸能従事者協会】

- 著作権者がどのような人に自己の著作物を利用してもらいたいかなどを示すことにより、種々のマッチングサイトと同様の形式で、利用者にとっても権利者にとっても Win-Win となる仕組み作りが可能と考える。特に、フリーランスの人が名前と利用料等を載せることができれば、利用も促進されると考える。【日本弁理士会】
- OSS ライセンスのような、利用規約のテンプレートを作成してはどうか。テンプレート案として、「どのようなケースでも無償で利用化」や「非営利の場合、無償で利用化」、「売上 1 万円以下の場合、無償で利用化、・利用は有償」のパターンを作成してはどうか。【個人】
- 著作物等の利用条件等の著作権者の意思表示を登録する仕組みについては、ジャパンサーチにおける検索区分として既に、「教育利用」「非商用利用」「商用利用」「CC0」「PDM」「CC BY (表示)」等の区分けが存在する。この区分けに、必要であれば他の区分けも足して実装するのが、現状から実現までの距離が近いので好ましいと考える。UGC 投稿プラットフォーム経由の権利情報登録については、UGC プラットフォーム経由の意思表示の他、コア DB ネットワークへの直接意思表示も可能にするのはどうか。【個人】
- 営利目的や非営利目的に関わらず、著作物のデータベースは原則無料で使えるようにしてほしい。「正確な作品のタイトルが解る」というのはコンテンツを使う上で大事な一歩であり、何気なく検索した結果出た著作物に興味を抱いてそれを購入する、という事も十分あり得る。無料検索サービス自体が『利用の促進による新たな対価の創出が期待される機能』と言えるのではないかと。【個人】
- NHK や日本テレビのように、多くのテレビ番組を制作し、その二次利用を積極的に行っているテレビ局の番組データベース、メタ情報管理データベースのノウハウを参考にする事で、問い合わせ先も明確となり、コンテンツの二次利用の促進にも繋がっていくと思われる。非常に多岐にわたるコンテンツ制作をし、実際に運用している両局のデータベース（とその運営コンセプト）は参考にすべきである。また、このデータベースで著作権者の意思表示を確認することができ、二次利用者も明確なルールの中でコンテンツを利用していくことが可能となる。【個人】
- 分野を横断する権利情報データベースは、例えばジャパンサーチを基幹（基幹 DB）とし、各分野の集中管理団体におけるデータベース（集中管理 DB）を基幹 DB に接続することにより、権利情報管理のコアとなる DB ネットワークを構築し、このコア DB ネットワークに権利情報を集約していくのが良いと考える。例えば演劇やゲームなどのように、複数の分野（テキスト、音楽、映像等）に属する著作物が 1 つのコンテンツに含まれる場合があり得るが、コア DB ネットワークに対する照会が可能となれば、コンテンツ単位での利用を行いたい場合に 1 つの窓口を介した権利処理が可能となるので好適である。また、基幹 DB と集中管理 DB とを包含したコア DB ネットワークを観念することができれば、この DB ネットワークにおいて、集中管理がある程度進んだ分野から、ECL についての検討を着手していくこともできるのではないだろうか。上記を実現するためには、まずは DB 同士の連携フォーマット（どのような情報項目をどのように連携するのか）を策定する必要があるだろう。そのため、連携フォーマットを検討するための予算を確保し、これをジャパンサーチおよび集中管理団体とで共用して、DB 連携の具体策を検討していくのが良いのではないかと。【個人】
- 著作物等の創作者がデータベースや集中管理に登録するための誘引方策や周知方法については、既存のプラットフォームを経由して権利情報を集めることを検討するのが良いと考える。特に UGC については、UGC の創作者がデータベースや集中管理に別途登録する手間が生じる場合、この手間を超えてまで登録を行うためのインセンティブが必要になると考えられる。しかしながら、創作者は UGC の投稿プラットフォーム等に既にユー

ザー登録を行っているのが一般的である。このユーザー登録についてのインセンティブはUGC投稿プラットフォームに既に内在していると考えられる。したがって、創作者からUGC投稿プラットフォームを経由してデータベースや集中管理へ権利情報を登録できれば効率が良い。これを実現するためには、UGC投稿プラットフォームにおいて、権利者情報をデータベースや集中管理に転記することについての許諾を、創作者から利用規約等の手段によって得る必要があるだろう。【個人】

- 主にUGCについて、SNS事業者が保有するSNS上の情報を集中管理データベースと接続することで、登録の簡素化と対価還元の向上が期待される。【日本弁理士会】
- 権利者が個人や素人集団の場合だと連絡先が個人宅になることがある。『歪んだ善意・好奇心』や悪意がある者にも住所や銀行口座が知られてしまうことに繋がるので、権利者の個人情報を守られるシステムを作してほしい。【個人】
- 権利者不明作品と思われる作品を調査コストのハードルを下げて広くデータベースとして取り入れ、データベースに入っている作品に関しては広く利用を認める方法が考えられる。データベースは文化庁が管理し、各種権利団体からも登録済みのデータの提供を受けることで権利者の分かっているデータベースを文化庁において一元管理し、逆にそのデータベースに載っていない作品でかつ申請者が申し込んだ作品を広く権利者不明データベースとして登録して利用を促進することが効率的であると考えられる。【個人】
- 音楽分野においては、これまでにデータの名寄せをはじめとする様々な課題を解決して実績を積み、権利管理のDX化を進めてきた。しかし、まだ行われていない音楽分野の権利情報の統合を、文字情報のみならず音源・映像等も結びつけてデータベース化することを検討している段階である。ゆえに、「(コンテンツ) 分野を横断する包括的な権利情報データベースの実現」はあくまでも将来的な目標とすべきであって、現時点では「音楽の各分野を横断する包括的な権利処理データベースの実現」を目指すべきである。【一般社団法人 日本音楽出版社協会】
- 権利情報データベースの構築は、音楽、本等従来の方法で公表されてきた著作物には適するが、インターネット上で公表されるUGCをはじめとした著作物は非常に大量にあり、データベースで集中管理するには適しないうえ、著作権者がデータベースへの登録を行うとすれば、そのような著作物の利用許諾を得るのはすでに容易ではないのか、既存のデータベースで管理されていないから容易な権利処理の方法が必要なのではないか。さらに、そのデータベースが著作物の無断利用の取り締まりに利用される場合は、悪用の懸念もある。たとえば、著作権者を偽って著作物を登録し、著作権者が当該著作物を利用しようとしたときにそれを制限させられる、著作物の要件を満たさないものを登録するなどのものである。
著作物の作成と公表は非常に容易であり、データベースの登録というステップを加えることによってより手間がかかることは容易に想像できる。また、対価還元を強調することにより、対価を不要と考える著作権者がデータベースへの登録をためらい、その結果その著作権者の著作物が利用しにくくなるということも考えられる。以前は、著作権侵害罪は親告罪であるため、著作権者の意図なしに刑事告訴されることはなかったが、著作権侵害罪の非親告罪化により、著作権者が著作権の侵害に関して黙認していた場合でも、著作権の侵害に関し刑事罰を科される可能性が存在する。そのため、データベースを作成するとすれば、著作権者が簡単に利用でき、かつ多くの著作権者が利用するようなものにしなければならない【個人】
- データベースの組織の運営維持等に課題があり、国際標準音楽作品コードを、IMRO（アイルランドの著作権協会）を通して申請しても、発行されるのが遅い。音楽はデータベース化が進んでいると言われているが、各国の著作権協会に曲を登録しないといけいない現状はとても効率が悪いので、世界で一つのデータベースを作ることはできないか【個人】

- 運営コストについては、少なくとも基幹となるデータベースについては国の予算を注入するのが良いと考える。各分野の集中管理団体におけるデータベースについては、これまで生じていなかったDB連携作業に必要なコストが発生すると考えられるので、国の予算と受益者負担とで賄うのが現実的だと考える。特に、集中管理DBの管理団体に費用負担を負わせると、コアDBネットワークを構築することについての負のインセンティブを管理団体に与える懸念もあるため、費用負担には慎重であるべきと考える。【個人】
- 基幹データベースについては国費が投じられるのが良いと考える。また、各分野のデータベースを無料で使用できるとは考えにくいので、各分野のデータベースを管理する団体に対価が支払われるべきと考える。その対価等を含めた運用コストの原資は国費または利用者の利用料になると考えられる。【日本弁理士会】
- データベースの整備状況は著作物の分野毎に異なることから、まずニーズの内実を調査した上で構築すべき対象や要件を具体化すべきと考える。分野毎に権利者が管理する情報が異なり、ユーザーが求める要件が異なることを考えると、分野毎にデータベースを構築し、横断的な検索サービスを構築した方が合理的ではあるものの、写真などの場合では、画像検索技術のニーズが見込まれる一方、テキスト著作物では画像検索よりも音声認識技術の方が、ニーズが高いと思われるなど、検索方法の違いを考慮する必要性が生じると思われる。また、学術著作物を含め、特定の分野については、すでに検索に使用されるサービスが特定されていることから、すべての権利者データベースを横断的に接続するというよりは、検索サービスが充実しておらず、権利者不明の著作物が多いような分野間での横断接続の方が、利用者にとってもシステム構築に必要な要件やコストにおいても効果的かつ合理的ではないか。【一般社団法人 学術著作権協会】
- 図書館資料等の公衆送信を視野に入れた書籍等のデータベース構築を強く求める。その実現のために、関係者の協力及び公的な財政面の支援が必須である。【公益社団法人 日本図書館協会】
- 令和3年の著作権法改正による図書館等公衆送信補償金制度は2年後の法施行・運用開始されることになっており、補償金の徴収・分配スキームにおいて権利情報の集約・データベースの構築が急務であるため、優先して進めるべき分野としていただきたい。対象資料が提供してよい資料か否か、1頁当たりの補償金額などが図書館職員に容易にわかるデータベースも必要である。それらのデータベースは、利用者を含めた公的枠組み構築のためのものであり、構築資金に対する援助が不可欠である。【一般社団法人 日本雑誌協会・一般社団法人 日本書籍出版協会】
- 美術分野においては、「データベースの充実度」と「権利者探索の成功率」は一致しない。それは、掲載作品の直近に氏名表示が無く、そもそも検索すべき氏名自体を知る事が出来ない場合が多いことに起因している。したがって、一元的権利処理実現のためには、「データベースの充実」だけを目指すのは間違っており、この問題も、同時に解決しなければならない。そのためには、掲載作品の権利者の氏名を、その作品を利用したい者が確実に知ることが出来るシステムの開発が急がれる。なお、出版社がこの問題を解決するためにイラストレーターなどに発注する際に、著作権譲渡を求めるようなことがあってはならない。それは、この整備が目指す「コンテンツ創作の好循環とは真逆の方向へと進むことになるからである。【一般社団法人 日本美術著作権連合】
- データベースを構築することには全く異論はないが、自然発生する著作権なのに登録制というのは、音楽でやっているとは言え矛盾はあると感じる。データベースの運営コストについては、JASRACの印象が世間的に悪い為「データベース」をコンテンツ産業からの出資等で補う形にすると反発は少ないと思う(少なくとも税金と著作権料収入の一部で運用は反発が大きいと感じる)。【個人】

- 完全に新規のDBを官製で作成し、各DBとの連携を行い、横断検索をできるようにすべき。そして、各DB運営に特定の形式でデータを提供してもらい、1日に1～2回等の頻度で同期すべき。無断利用の対策については、あくまで一次使用の利益目的の無断使用に限って取り締まるべき。

動画サイトと連携することにより、収益管理の一元化を行う事ができるのではないかな。また、著作物の利用意思についてはニコニ・コモンズを参考にするのが良いと思う。運営コストは税金と利用料の一部で賄うのが良いと思っており、各DB管理団体にはDB構築までの協力金を支払い、これまで以上の利用が見込める仕組みが構築できるならば、管理団体・権利団体も協力してくれると考える。【個人】

- 「権利情報データベースの構築、集中管理の促進」について支持するが、現在、商業的に流通しているような著作物の著作権者に関する情報は、データベースに反映されにくいことが予想される。商業性の低い著作物の利用の円滑化には別の仕組みが必要と考える。【琉球大学附属図書館】

- 文字著作物の複製権に係る3つの管理事業団体の1本化を望むが、すでに各管理団体がそれぞれ独自の活動を長く展開しており、委託されている権利の内容も異なることを考慮して、下記を当面目指す方向として要望する。

- ① 3つの管理団体の管理著作物を一括して検索できるデータベースの作成。
- ② どの管理団体の管理著作物でも任意の一箇所に許諾申請または利用報告を行えるようにする。
- ③ それを実現するためにそれぞれが委託を受けて管理している著作物にユニークかつ共有されたIDを付与する。共通IDの詳細については、管理著作物である限りは管理事業団体で調整し実現出来るはずである。

これによって、以下の2点を実現するのではないかな。

- ① 研究者等が著作物の二次利用（複製や公衆送信など）を行うために、その対象著作物が管理著作物かどうかを検索する。
- ② 対象著作物の二次利用にかかる許諾申請をそのままデータベース内で完結する。

その為の必須事項としては、下記が想定される。

- ① 3つの管理団体によるデータ項目とフォーマットの統一。
- ② そのデータを検索できる共通データベースの作成と公開。
- ③ 可能であれば、絶版等入手困難出版物との連携・連動。【一般社団法人 情報科学技術協会 著作権委員会】

- 海外に、著作権の切れた音楽のDBなどがあるように、パブリックドメインをまとめたDBを構築することにより、安心して使えるようになるのではないかな。【特定非営利活動法人ジェネクリ】

- データベースには、国の各省庁や地方自治体、外郭団体等の行政機関が過去から現在まで広報用に公開している映像、写真、音楽、書籍等の情報も入れ込み、民間が利活用できるようにしてほしい。行政の広報資料は貴重な情報が多く含まれているが、ホームページの更新や選挙に伴うトップの方針転換、担当者の異動等で見られなくなることが多々ある。そしてそのまま情報が死蔵され、行政自身も昔の資料を省みること無く忘れ去られることが多い。これらについて、民間と同じようにどの機関が権利者で、どのような資料を持っているがデータベースに掲載されて自由に活用できるようになれば、文化的・経済的な効能はもちろん、地方創生などにも役立つのではないだろうか。【個人】

- プロイラストレーターのデータベースとしては既に「イラストレーションファイルweb」というものがあるので、このような既にあるデータベースに、著作物等の利用条件等の著作権者の意思表示を登録できるようにすれば良いと思う。まずはプロ向けのデータベースからやっていけば良いのではないかな。【個人】

- 権利情報データベースを作るにあたって、各同人データ販売サイトにも協力してもらい、同人データをネット販売作業する際に、クリエイターが選択式でそのまま権利情報データベースへも情報を転載できるような仕組みを作ることができれば、販売と同時に権利情報データベースも連動登録されて活用しやすくなるのではないかな。なお、個人ユーザーの情報を権利情報データベースに掲載する場合、公開する名前はハンドルネームを入れられるようにしてほしい。実名登録しか認めないとなると実名を公開したくないと考え、登録しない人も多いだろう。【個人】
- 現状、戸籍や特許のように公的機関を利用して著作者を調べる方法が存在していないので、アニメの脚本などの著作権がアニメ会社にあるのか脚本家にあるのかなどが不明になっている。一元管理をする上で、誰でも気軽に外部から該当作品の著作権がどこにあるのかを検索可能なようにしてほしい。【個人】
- 「文豪」と呼ばれる人たちの作品（漫画やゲームなど）を利用した翻案や二次創作等が増えているが、著作権に関する理解が曖昧であるためにトラブルの原因となる場合がある。描いた本人は「引用」のつもりで描いているのだと思うが、それが引用に当たるかをめぐって閲覧者の間で議論が発生していた。一方で、一般的には「著作権の切れていない文豪の作品は（二次創作等にも）利用してはいけない」という曖昧な認識があり、ファンが過度に警戒した結果、問題のないレベルの利用まで自粛されてしまう、といった傾向もある。このような人たちが、許諾が必要か否かの線引きや、著作を利用するために自分は何をする必要があるかといった情報に簡単にアクセスできる仕組みがあると嬉しい。【個人】
- パロディをしたいクリエイターと仕事をしているが、著作権を侵害する恐れがあり安心して使用することができない。パロディに使って良いコンテンツを一覧にしたデータベースがあると良いのではないかな。【個人】
- データベースにはコンテンツのタイトルだけではなく、サブタイトルや設定資料集的な使い方が出来るページ等も閲覧できるようにしてほしい。「タイトルは合っているはずだけど絵柄が違う」、「覚えている絵柄等はこれだがこんな話だったっけ」という事はよくある話である。どうしても検索には「タイトル・サブタイトル・作者・大まかなストーリーや主張内容・登場人物・絵柄」などが必要である。むしろここまでやらなくては国家単位がデータベースを作る意義がない。このような漫画のデータベースを、それも画像と作風と編集者の感想付きで作って本にした同人サークルがある。画像無しの純粋なデータベース本なら、60年代頃から今まで出たほぼ全てのアーケードゲームのタイトルやジャンルやメーカーをまとめた本もあるのでシステム自体はそう難しくはないはずである。【個人】
- データベースなどの機械・制度的な整備も重要ですが人的要素は通常の職業公務員の方のみを想定していて足りるのか。映画・テレビ番組のみならず雑誌やアンソロジーなど書籍でもペンネーム使用により権利者不明となる事例は多いのではないかなと思う。データベースのタグ付けでは追い付かない事も多いのではないかな。そのために、人文系学者や市井の研究者との協力は重要に思えます。また、十分な学術研究の無いサブカルチャーにおいては、例えばコミックマーケット運営などに協力を仰ぐなど、非公式な知識を活用するルートもあって良いのではないかな。【個人】
- アニメや漫画などに著作権者の名前が書いてあるのに実際には権利をその著作権者が持っていない事がある。著作権が誰に有るかを明確に記すような書類をつくるなど権利者を守る取り組みが必要。【個人】

＜集中管理の促進＞

- 集中管理団体について、各コンテンツの管理が集約され(各事業者の負担軽減のため)、そしてそれを各事業者が簡単に閲覧等出来るようにするのが適切ではないか。また、誘引については、制度の周知とホームページの広報でよいのではないと思われる。インターネットにおける各種サイトにおける広報や政府による著作権関係サイトでの広報を行うと、それなりの効果があるのではないか。【個人】
- 商業用映画のビジネスは映画製作者が当該映画の完成原版を自ら個別にコピーコントロールすることで成立しているため、業界内で著作権等を集中管理する必要はない。【一般社団法人 日本映画製作者連盟】
- 画像認識や音声認識等の先端技術を使い、違法アップロード等を検知して正しい著作権者に対価の還元がなされる等の作業を集中管理団体に担わせることにより、無断利用対策を行うことが、集中管理団体の機能強化に繋がるのではないか。【日本弁理士会】
- 「無断利用への対策」、「集中管理に登録するための誘引方策」、「著作権者の意思表示の登録」などが言及されているが、音楽分野では、違法ダウンロード対策、「音楽権利情報検索ナビ」の構築などで実績を積んでいる。【一般社団法人 日本音楽出版社協会】

【(2) 権利処理に資する一元的な窓口の創設】

- 著作物の種類に応じ、著作権者、出版権者、著作隣接権者及び利用者によって構成される団体を組織し、許諾の総合窓口としての機能並びに許諾の範囲及び対価に関する協議の場としての機能を持たせるべき。【個人】
- 具体的ニーズを念頭におきつつ、「分野を横断する一元的な窓口」が設けられることは、利用者視点で望ましい。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】
- 集中管理団体や権利者への接続の円滑化や権利情報データベースの構築や運用は、必要であり、実現可能であると考え。また、実際の運用やコスト管理を効果的に行いつつ、国の負担を軽減できるよう、指定管理者制度など、既存の近い制度を参考としながら、各権利者団体とも連携しながら、民間事業者への委託を視野に入れることが望ましいと考える。【日本弁理士会】
- 権利者等の特定が困難な場合には、利用者自ら探索を行うのが適当である。「分野を横断する一元的な窓口組織」が探索を支援することが考えられるが、代行することは考えにくい。著作者から個別に直接許諾を得ることが基本であるところ、これが円滑に執り行われるよう、かつ著作者不明の著作物についても利用が促進されるよう、分野を横断する一元的な窓口組織が支援することには賛成できる。著作者不明の著作物については、窓口組織が著作者の搜索方法のマニュアルを提供することが考えられる。一方、搜索を代行することは窓口組織の負担も大きいと考えられるから実現するのは難しいと考える。【日本弁理士会】
- 権利者不明等の著作物については、一義的には裁定制度の活用が望ましいが、これが縮小ないし廃止となるならば、裁定制度の代替手段が必要である。そして、その代替手段として窓口組織等での利用申請の途が拓かれるのであれば、著作物の埋没・死蔵化の抑制という観点からは歓迎できる。【日本弁理士会】
- 「権利処理に資する一元的な窓口の創設」に関しては、ほとんどの部分で賛成できる。特に、利用料金に関する基準を設けることや、利用料金の支払いは、著作権者が判明し、かつその者が要求してからとすること、SNSに投稿された写真など商用に供されていない著作物に関し利用料金を免除することなどが考えられる。各種プラットフォームの利用規約の多くは、同プラットフォーム内での著作物の使用を許可しているが、それ以外での著作物の使用に関して著作者の許諾が必要としている場合が多いため、こうしたプラットフォームが著作物の利用に関しての意思を表示する機能を追加したり、この新しい制度に関して案内したりすることを推進すべき。【個人】

- 権利処理に資する一元的な窓口の創設されることは望ましいと考える。この場合、例えば音楽のように、著作物の利用対価の徴収がクリエイターへの対価還元を中心となっていて、その窓口や必要なデータベースが既に十分に構築されている分野に対し、視覚芸術の分野では、作品それ自体の取引がクリエイターへの対価還元を中心となるなどして、その窓口や必要なデータベースがほとんど構築されていない。一元的な窓口の創設は、クリエイターなどの権利者のためだけではなく、同時に利用される他の分野の著作物の利用も促進される上、利用者の権利処理コストを大きく低減させるものである。そのような観点から、窓口や必要なデータベースが未構築な分野に対しては、公的な十分な支援をしていただきたい。
- また、一元化権利処理を実現するためには、権利者の捕捉率の高さが必須であり、当然それが目指すべきものになる。しかし、音楽カテゴリーにおける権利者捕捉率の高さには見習うべきものがあるものの、美術分野では、同様のシステムによって一元的管理を確立させるのは困難である。権利者捕捉率の上げ方、一元化管理の在り方については、一定のモデルを押し付けることなく、分野によって様々な形があることを寛容に受け入れる体制なくしては、一元化権利処理の実現は困難であると考えます。【一般社団法人 日本美術著作権連合】
- 権利者等の探索は、現在と同様に著作物を利用したい者が行うのが原則となるだろう。しかし、根幹となるデータベースと各分野の権利者団体で構築するデータベースに権利情報や、過去の探索例情報の蓄積を行えば、今回の探索と類似のケースを過去の探索例情報から抽出することにより、より楽に探索を完遂できるようになると考えられる。これを可能とするために、権利者情報に加えて、過去の探索情報も蓄積しておくのがよいと考える。「分野を横断する一元化窓口組織」は、著作物を利用したい者に対して過去の蓄積情報をDBから検索して提供することにより、探索の支援を行うことが可能である。【個人】
- 運営コストや具体的な支援方策に関しては、文化や芸術振興のために適切な補助を講じることが適当であると考えます。【個人】
- 拡大集中許諾制度の導入や、権利処理に関する一元化窓口の設立を行っても、ただ単に市場原理に任せるだけでは、複数の団体が活発に参入する形での競争は働かず、権利者に適正な対価が健全に還元される仕組みであり続けることが難しい可能性があることが懸念されるかもしれない。そのため、仮に集中的・一元化管理を担う団体の設立等の検討を進める場合でも、個人事業主のような立場のクリエイターのために、個人では実施し難い規模やオーディエンス層との取引が可能になるという大きなメリットを適切に発揮できるよう、当該団体が市場原理から乖離した行為を行うことを防止するための手当をセットで講じながら、検討を進めることが適当だと考える。具体的には、当該団体に対して、①権利者が直接ライセンス取引を行う権利の確保、②既存のビジネスや商慣行への不介入、③団体の公正・中立性、団体の収支の明確化、④複数団体の設立等の条件を課すことのほか、⑤こうした条件が確実に実施されていることを監視・監督する権限を文化庁又はその他の団体が有する規制枠組みとすることが重要である。【個人】
- 権利処理などを窓口組織が行うことについて、JASRACのような手数料収入の一部で運営するようなシステムや税金によるシステムは既にイメージが悪化しているため反対である。著作権料収入の一部や税金を運営にあてるには、前提として、今までの高度で複雑な著作権（知財）制度を構築してきたことを検証反省して、世間に広くそれを公表して国民のコンセンサスを取るみたいな遠大で夢のような取り組みがある場合に限ると思う。また、権利者不明に関しては、過去のもの権利者を探す場合の支援は賛成である。ただし制度の構築後の作品はデータベース制度に登録される前提ができるわけなので原則的に権利者の探索支援は不要と考える。【個人】
- 「窓口組織が探索を支援」することの必要性和実現可能性については、オーファンワークス実証事業実行委員会による取組で実証されている。【日本行政書士会連合会】

- 権利者の特定が困難な場合には、その状況を極力透明化し、デジタルで公開するなど公平性を図っていただきたい。また、権利者不明等の著作物について、このような窓口組織等で行えるようにすることについて、権利の所在が不明確になるため極力回避していただきたい。実施する場合は、不明者が権利を持つ著作物の契約をどのようにするかの詳細を検討していただきたい。【一般社団法人 日本芸能従事者協会】
- 現状において、著作権情報センターが著作権一般の相談窓口としての役割を果たしていると考えられ、本項で言及されている“一元的な窓口”の役割は著作権情報センターの役割と合致する部分も見受けられるため、新たに窓口を設けるよりも、既存の組織の充実化を図る方が利用者や権利者にとってはわかりやすいのではないかと考える。課題としては、窓口の創設以上に、窓口をいかにして周知徹底・教育するかであり、窓口の機能強化とともに、例えばインフルエンサーマーケティングや学校教育・企業研修において利用しやすい教育プラットフォームの設置など、広報戦略を練ることが最重要なのではないかと考える。また、普及啓発は即効性のあるものではなく、中長期的な視点で効果を検証していく性質にあるため、その点を踏まえた評価をしていくべきと考える。【一般社団法人 学術著作権協会】
- 「分野を横断する一元的な窓口組織」を一気に実現するのは困難ではないか。既に運用されている分野があればそれをさらに進め、未整備の分野についてはデータベース構築と窓口整備を絡めて検討を開始するのが現実的と思われる。窓口組織については、各分野を代表する団体が自分分野の分を開設する方策もあるが、日本複製権センターなどの既存組織に委託運用するのも可能と思われる。【一般社団法人 日本新聞協会】
- コンテンツ分野を横断するものであれば、時期尚早であるために現時点では必要ないと考える。【一般社団法人 日本音楽出版社協会】
- 権利自体の証明ツールと著作物の利用許諾契約ツール、利用料金の決済ツールがセットになって、簡易化して、適切な対価を支払っての著作物利用が、より楽にできるようになると、良いと考える。上記のようなことができ、画像自体をブロックチェーンで管理し、仮想通貨で支払いが行われるというツール「concensum」がすでにあるが、これは英語版しかないので、日本語で利用でき、仮想通貨でない形で、きちんと日本円で受け取れる仕組みがあれば良いのではないかと。【個人】
- 許諾等の権利処理を都度必要としない Creative Commons ライセンスの二次創作版を業界が自主的に作っていくことが有効である。また、ファンアートや利用形態に不正のない（原著作者の経済的利益を不当に害するとは言えない等）二次創作を、公正な利用として著作権法の規制から除外してくよう著作権法を改正すべきである。【個人】
- 二次創作文化を守るためにも二次創作文化に理解があり権利者側でもある漫画家協会や同人誌を扱う複数の企業が中心となった組織が理想である。無断利用への対策は必須だが、悪質性の高いものに限定するためにも要件を厳しくする必要がある。その際、ファンアートか商業利用か、利潤はどの程度か、電子書籍なのか等を考慮すべき。また、基本的には創作物の内容で判断をすることはやめるべき。一次創作者が二次創作をして新たなつながりや発想を得るという創作の歴史で自然にできた輪が崩れ二次創作だけではなく一次創作文化も含めて衰退するのではないかと。例外として、アンチによる悪意のあるアート作品の公開や、無断でのキャラクターや作品の政治利用については、判断基準を厳しくする必要はあるが、これらは逆に創作文化を崩壊させる可能性があるため制限が必要。どのような著作物の利用も一定の金額且つ低価格での利用が著作物の二次利用を促進させるのではないかと。【個人】
- コンテンツを気軽に使えるようにするために、個人のファン活動には利用料を徴収しないという基本方針を示すべきである。【個人】

- 造形作品による二次創作については、既に造形物即売会イベントで実施されている「当日著作権制度」があり、当制度を採用するイベント主催者が、権利保持者と利用者間での権利利用契約の窓口と管理を行っており、制度設計の参考になるのではないかと。【個人】
- 無断利用への対策について、著作物の二次利用は著作権者による見解の差が大きく、一元化した組織で均一な対応を取るのは非現実的に思う。管理団体が各々の著作権者に委託された内容に従って無断利用者への対応を行うのが理想的ですが難しいため、違法と思われる事案を発見した場合に権利者へ通達するようなシステムまでで十分なのではないかと。【個人】
- 戯曲は演劇というジャンルにおいて、その最終的な上演の根幹となり、また戯曲そのものも演劇教育やテキストであることを踏まえジャンルの拡大、普及のコンテンツとしても大いに有用なものだが、現状は著作権の管理の一元的な窓口がない状態である。劇作家の唯一の統括団体である劇作家協会においては、実質的に上演許諾についての問い合わせに対して対応し、ある意味、著作権管理の窓口としての機能を果たしているが、それに対して対価を得るといった現状はなく、管理の礎となる作品情報や著作権に関する留意事項などをまとめている状態ではなく、統括的な窓口の機能を果たしているとは言えない状況である。劇作家協会では、収益力強化事業で「戯曲デジタルアーカイブ」を作成し、500本近い戯曲を無料公開した。その後、この中で各作品の上演許諾先を明記し、問い合わせフォームからの連絡に対する対応をしている。作成の過程の中では、作者自身が死去した場合、著作権管理者が明確ではない、あるいは利用者が調べてもなかなか著作権者がはっきりしないなどの問題も浮かび上がった。その点においても、「戯曲デジタルアーカイブ」作成中でできるだけ対応してきたが、これもまだ十分ではない。現状だと、かなり著名な劇作家、作品においても、上演許諾先が不明で、今後上演される可能性がない、というものもある。つまり「著作権の管理の一元的な窓口がない状態」であり、その要因の多くは、窓口の作成における経済的な問題によるところが大きいと思われる。「戯曲著作権の管理の一元的な窓口」の創設、運用は、劇作家のみならず、今後の演劇界にとっても大きな課題かと思われるので、ぜひ必要な予算にもご配慮いただきたい。【個人】
- 行政が保有する情報を利用する際に、権利処理の窓口で権利者の行政機関との取次をやってもらうことができればありがたい。【個人】
- 「公的機関が連絡や金銭のやり取りで権利者と利用者の間に入り、許諾の連絡や金銭のやり取りを仲介する」ようなシステムを構築するにあたっては、著作物の利用を装って著作権者の住所やメールアドレスを取得する者が必ず出てくるため、権利者の個人情報を守るシステムを作してほしい。「著作物情報管理機関のHPで作者と連絡とりたいと申請し、それを権利者が指定したメールアドレスや住所に転送し、そして権利者が著作物情報管理機関のHPで利用の可否と、必要が出たなら連絡先の教え、そして一旦著作物情報管理機関が利用料を預かりそれを権利者が指定した口座や住所に送金する」というシステムで権利者を守るべき。【個人】
- 音楽系の著作権はレコード会社や一部の団体にのみ恩恵が受けられる傾向があり、これからの時代は個人事業者への利益や恩恵を考慮しなければそもそも扱われることなく衰退する。（事実現状そうになっている）個人で活動する事の利点を見直す形で、権利の改正が望まれる。【個人】
- EUのDSM著作権指令を制定にとって大きな原動力となった事由の一つとして、報道機関のニュースコンテンツに対して適正な対価の還元を実現する点がある。しかし、既に公正取引委員会が指摘したとおり、日本の著作権法には法人著作制度があるなど、日本とEUとの間では、更に報道機関が対価を確保するための法的権利を付与したり、制度環境を整備したりする必要性の程度にも大きな違いがある。この他にも、例えば、放送につい

ては、日本の著作権法上、既に著作隣接権が認められていますし、デジタル方式の録音録画については、私的使用目的であっても複製権侵害を構成するといった、マンガや写真よりも相対的に強い保護が付与されている。そうであるにもかかわらず、更に拡大集中許諾という法制度を導入して、権利者への適正な対価還元の仕組みを増設する必要性を基礎付ける十分な立法事実が存在するのかについては、十分な検証が求められると考える。このように、権利者への適正な対価還元の仕組みを検討する前提として、デジタル経済において、そもそも各分野の著作物・著作者に対してどのような保護を与えるのかについて、国内外を問わず、様々な権利者や、当該権利者と実際に直接ライセンス取引を行っている事業者等から慎重に意見聴取して、実態を的確に把握・検証することも重要であると考えます。

【個人】

- 権利情報データベースサイトの出来が大きく関わっているものと考えます。ホームページのインターフェースが大きく成果を左右するのではないかと。【個人】
- 権利者不明の作品で優れたものもインターネット内にあるため、著作権だけに適用される供託制度があれば良いと考える。非営利・営利利用および公益・非公益にわけて、たとえば非営利・公益ならより簡易に扱えるなどの仕組みがあればよい。【特定非営利活動法人ジェネクリ】
- 従前より大学図書館が進めている学術資料のデジタル化・オープン化事業の促進において、本窓口の創設は有効だと考えている。【国公立大学図書館協力委員会】
- 「権利処理に資する一元的な窓口の創設」については、言語の著作物に限っても複数の著作権等管理事業者が存在しており、著作権者に関する情報の確認手順が煩雑になるなどといったことも考えられることから支持する。なお、基本政策小委員会でのヒアリングで複数の団体から著作権等管理事業者に権利を委託しない意思を尊重すべきといった意見があり、そのような意見に理解はできるものの、一元的な情報の管理と権利の委託とは分けて考えるべき。【琉球大学附属図書館】
- 図書館資料等の公衆送信を視野に入れた書籍等のデータベース構築を強く求める。その実現のために、関係者の協力及び公的な財政面の支援が必須である。【公益社団法人 日本図書館協会】
- 利用者が権利者を探すために「合理的な努力」を払うべき。探索すべき対象先として、(a)権利者およびその作品のタイトルに関する現行のデータベース、(b)著作者および著作権者に関する合理的に入手可能な情報源（必要に応じてライセンサー情報を含む。）、(c)技術ツールおよび合理的な場合には専門家（専門の調査員や弁護士など）の支援、および(d)既存の集中管理団体の4つが挙げられる。【株式会社 日本国際映画著作権協会】

【(3) いわゆる拡大集中許諾制度による権利処理】

- 著作物の種類に応じ、著作権者、出版権者、著作隣接権者及び利用者によって構成される団体を組織し、許諾の総合窓口としての機能並びに許諾の範囲及び対価に関する協議の場としての機能を持たせるべき。【個人】
- オプトアウトは当然できるようにすべき。その上で出版社やゲーム会社が出資する組織にすることによって大きなコンテンツは集中管理団体に集約されて主要な権利管理組織として機能させる必要がある。また、強力な権限を付与するほど高い透明性は必須である。さらに、組織の構成員については、出資が出版社業界やゲーム業界であるなら出資者（権利者）、著名なクリエイター、AFEEのような一般消費者や利用者の立場の組織や個人、この三社の1:1:1の比率でベースは権利者が多くなる比率の構成が望ましい。クリエイターは著名であるのは必須ではないと思うが両者のバランスを取れる人物を人選できるようならベスト布陣なのではないか。【個人】

- 仮に、拡大集中許諾制度を採用するとしても、高額な著作権料が設定されると、著作物を活用できる者が限られてしまうことから、同制度の管理者は、あくまでも創作活動の活性化の観点から、適正な著作権料を設定し、幅広い利用を促すことで創作活動を活性化するとともに、著作権者が、薄く広く著作権料を得られるようにすべきである。また、二次創作活動については様々な明示または黙示のルールのもと運営されている現状にかんがみれば、一律に報酬請求等を行う拡大集中許諾制度にはなじまず、制度の対象からは除外すべきである。また、権利者に対してだけでなく、利用者側にも周知を行うことで、不注意による無断利用を減らし、適正な利用が促進されるようにすべきである。【クリエイターエコノミー協会】
- 「いわゆる拡大集中許諾制度による権利処理」によって広い範囲で取引コストの低減が期待できるものの、軽微な利用等の利用料を厳格に分配するとなれば、分配する利用料の金額を分配コストが上回るといった事態も想定される。したがって、一定の期間の利用料が一定の金額に満たない場合には集中管理団体が分配を免除されるといったようなことの検討が必要と考える。【琉球大学附属図書館】
- 具体的ニーズのうち、拡大集中許諾制度を導入することで、実際に利用促進に繋がり、新たな対価還元が期待できるものが存在するのであれば、導入検討を進めることに異論はない。一方、拡大集中許諾制度は、①包括許諾について権利者の意思の推定が認められる性質の作品・利用分野を前提とし、②集中管理が進んでいて、さらに③オプトアウトがごく一部に限られる作品・利用分野を念頭においた制度であることに留意が必要と考えられる。現時点で②集中管理が進んでいる分野が音楽分野等に限られる実情に鑑みると、仮に同制度を導入したとしても、適用可能な作品・利用分野は限られるのではないか。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】
- いわゆる拡大集中許諾制度による権利処理については、適用する諸部の種類、適用場面などについて、慎重な検討が必要と考える。また、集中管理団体の創設・維持、個別権利者への利用料の支払い等、必要となる費用についても十分に検討されるべきである。また、裁定制度が改善され、簡便に利用できるようになれば、拡大集中許諾制度による権利処理を導入する必要性が乏しくなることにも留意されるべきである。
 なお、仮に拡大集中許諾制度が導入される場合においては、管理団体の創設や運営に協力し、設立時の運営資金を拠出した団体に、必要に応じて収益の一部を還元する（基礎分配的考え方）ことを検討すべきである。現在はそれを禁じているが、これは全く非現実的で、規制の緩和が必須であると考ええる。このまま規制を緩和しなければ、権利者団体はしだいにこのような集中管理団体設立への協力が経済的に不可能になることを理解されたい。【一般社団法人 日本美術著作権連合】
- 拡大集中許諾制度や類似の制度は、一般ECLであるか個別ECLであるかにかかわらず、特に、ECLの下では、利用許諾されることについて事前通告や選択の余地がないなど、概して権利者に負担をかけるものであり、当協会の構成員にとって深刻な懸念材料となっている。拡大集中許諾制度では、利用許諾する基準が低く設定されるため、個別の利用許諾活動と、商業ベースの自由な交渉によって設定された価格や条件の両方が影響を受け、利用権の市場価値が低下することになる。さらに、ECLの国際的な規範の下で義務として求められるオプトアウト権は、その行使が実際には困難であることがわかっており、これらは当協会が同制度に反対する重要な理由である。
 十分な保護措置が講じられることなく、すべての著作物についてすべての利用行為が対象となる一般ECLが導入されることを、権利者は非常に懸念している。これは、強制的利用許諾に類似するものであり、著作物の複製の例外を「特別な場合」、「著作物の通常の利用を妨げないこと」及び「権利者の正当な利益を不当に害しないこと」の3点に限定した、いわゆる「スリーステップテスト」としてTRIPS協定、ベルヌ条約、およびWIPO著作権条約で正式に規定されている条件に違反しているといえる。【株式会社 日本国際映画著作権協会】

- 権利者を探すための合理的な努力を払い、権利者が見つかった場合には、誠意を持って利用許諾の交渉に当たらなければならない。また、拡大集中許諾が認められる前に権利者に対応できる機会と十分な時間が与えられるよう、拡大集中許諾についての提案を、利用者から権利者に対して十分な時間的余裕をもって事前通知することを定めた規定も必要となる。さらに、ライセンス料や利用料の決定方法についても明確にされる必要がある。権利者は、妥当な利用料について利用者と交渉するための、透明で公正なプロセスを求める。

また、権利者は、著作権についてのこのような例外が「特別な場合に限定されるべきであること」、「著作物の通常の利用を妨げないこと」という条件を鑑み、拡大集中許諾が適用される範囲を決定する際に検討されるべき保護措置を求める。かかる保護措置があれば、拡大集中許諾は、市場にとって明らかに必要な場合にのみ導入されることになると思う。

【株式会社 日本国際映画著作権協会】

- 保護措置として、以下のものが求められる。

- a. 拡大集中許諾は、スリーステップテストを適用し、(1) 特別な場合、(2) 著作物の通常の利用を妨げない場合、かつ(3) 権利者の正当な利益を不当に害しない場合に限り適用されるべきである。(1) について、拡大集中許諾は、厳密に定義された利用分野に限り適用し、利用行為の性質や作品の種類などにより、権利者から個別に許諾を得ることが負担であり、求められる個別許諾取引が難しいという意味で非現実的である場合に限定すべきである。(2) については、権利者の選択の自由と結社の自由も尊重されるべきである。つまり、権利者による個別の権利行使を基準とすべきである。(3) については、排他的権利については、著作権および隣接権の保護に関する国際規範において単なる報酬を得る権利に制限されてはならないとされているため、集中管理を義務化すべきではない。
- b. 集中管理団体は、権利者からの明示的な委任を受けなければならない、かつ、該当する著作物の種類と権利に関して、権利者を十分に代理していなければならない。
- c. 権利者の扱いは、利用許諾の条件に関することを含め、すべての権利者について平等かつ非差別的でなければならない。
- d. 代理権を持たない権利者は、明確に確立されたプロセスを通じてオプトアウト権を行使することができ、かつ、いつでも簡単にかつ効力をもってオプトアウトすることが認められなければならない。
- e. 拡大集中許諾の交渉に入る前に、その影響を受ける権利者に知らせるための適切な周知伝達手段が規定されていなければならない。すなわち、拡大集中許諾制度導入の合意が、「委任をしていない」著作権者にどのように通知されるか、また、オプトアウトの通知をどのように提供し、行使すればオプトアウトが有効となるか、(提供する手段と根拠を含め) 明記しなければならない。このような情報は、集中管理団体のウェブサイトですぐにかつ十分に公表されるべきである。【株式会社 日本国際映画著作権協会】

- 国際規範を遵守し、映像産業の市場を不当に弱体化させないために、拡大集中許諾制度においては、オプトアウト権の行使を選択した権利者に対して、十分な保護措置が提供されなければならない。それがかなわなければ、拡大集中許諾制度は、権利の集中管理を強制するような形態となってしまう、前述のとおり、権利者による個別の利用許諾に直接マイナスの影響を与えるため、国際規範の下では許容されない可能性が高いと考える。

拡大集中許諾制度において権利者が不利益を被らないようにするためには、有効なオプトアウト制度を導入する必要がある。オプトアウト制度では、影響を受ける権利者に適切かつ十分な通知が提供され、その通知が権利者に実際に届かなければならず、通知には、集中管理団体が行使することになる権利や特定の目的に関する明確な情報が含まれていなければならない。最後に、権利者が異議を申し立てたい場合は、法外な費用の負担なく、明確に確立されたプロセスを通じて、いつでも簡単かつ迅速に集中管理団体に対して異議を申し立てることができなければならない。【株式会社 日本国際映画著作権協会】

- オプトアウトの制度を作る際には、権利者の不利にならないように慎重に検討していただきたい。【一般社団法人 日本芸能従事者協会】
- 欧州の制度やアメリカの議論状況などを参考に、可能な分野から早急に整備すべき。その際、ドイツの方法などを参考に、その後の技術の進歩に応じた柔軟な対応ができるように、法改正をわざわざ行わずに、分野を追加することが可能になるような方策を検討すべきである。
また、集中管理団体は、オプトアウトの手続を十全に構築することを前提に、管理されていないコンテンツについても有償で許諾することができることも含めて集中管理団体の射程範囲の拡大方策として何が適切か議論をするべきである。また、集中管理団体の要件として管理率に過度に着目しすぎることは、その制度の趣旨を活かしきれなくなる危険があるものと思料する。権利の管理をしっかりとできるか否かと、権利者の管理率が高いか否かは別であり、前者に着目した要件設定がされるべきである。【一般社団法人 新経済連盟】
- 団体を特別に扱いすぎること、既得権益化されないように配慮されるべき。【特定非営利活動法人ジェネクリ】
- 利用者が、個々の権利者への利用許諾申請に代わり、特定の組織への利用許諾申請を行うことで、著作物の利用を可能とし、特定の組織から個々の権利者に対価が還元される仕組みの導入に関し、権利者は無償での利用を黙認している場合も多く考えられるところ、全ての利用について申請するのは余計なコストを発生させることになると考えられる。また、権利者不明の場合の利用については、この仕組みでは利用料が権利者に還元されず、供託金と同じく還元されないお金が積みあがるだけではないか。【日本製薬団体連合会】
- 拡大集中許諾制度について、以下の点に懸念がある。いわゆる一般ECLについては、たとえ政令により具体的な適用場面を限定する形としても、法律レベルで著作権者の許諾権を広く制限するものであり、「著作物の利用について著作権者の意思が尊重されること」という原則に反したものとなる可能性が高い。また、個別ECLについては、仮に導入するとしても、権利処理円滑化へのニーズが高いと考えられる場合、すなわち権利者が不明な場合や権利者にアクセスが困難である場合であり、かつ、現行の法制度及びライセンススキームにおいて対応困難なものに限定されるべきであるところ、文化庁が「想定される場面」として挙げている場面はいずれも、データベースの構築・集中管理の促進によって対応可能と考えられるものか、そもそも拡大集中許諾のスキームになじまないと思われるため、慎重な検討が必要である。【一般社団法人 日本知的財産協会】
- 拡大集中許諾制度が権利委託の意思を表明していない著作権者の著作物に対しても官営団体による許諾を行うものである以上、その要件定義は厳格に行われる必要があり、同制度を導入するに足る十分な立法事実の検証がなされる必要がある。また、この検証においては、①既存の管理団体のカバー率が相当程度に達している分野がどの程度存在しているか、②カバー率が例えば半数にも満たない場合にその団体に拡大集中許諾を認めることが適当か、③日本の著作権等管理事業法においては、同一分野における複数の管理団体の存在を前提にしているが、そのこととの整合性をどうとるかについてそれぞれ十分な検討が必要と考える。また、許諾権が留保されていると言っても、現実には利用許諾は行われてしまうことになり、その許諾が当該著作権者の意に反したものであった場合に、どこまで事後的な救済措置を講じることができるのかも定かでない。さらに、一般ユーザーが制作するコンテンツにおいては、第三者の著作物を著作権の制限規定の範囲を超えて無断で利用しているケースが、コンテンツ制作を業とする事業者のコンテンツに比して圧倒的に多いと予想される。そのような場合に、当該一般ユーザーが正当な権利者であることの証明は困難であり、拡大集中許諾によってそのような第三者の権利を侵害している著作物の利用を許諾してしまった後に真正の権利者がどのように保護されるのかについても懸念がある。【一般社団法人 日本雑誌協会・一般社団法人 日本書籍出版協会】

- 楽曲や映像の世界では一定のビジネス慣行が確立しており、また、プログラムであれば、OSS等他の著作物とは異なる流通が確立されるなど、著作物の種類により現状においても様々な商慣習上の利用が図られている。また、標準必須特許のように特定の著作物を使用しなければその他の著作物が全く使用できなくなるといった場面は非常に限定的である。そのため、拡大集中許諾制度については早急な制度導入を進めるのではなく、社会ニーズを正確に把握し慎重に議論すべきと考える。【ソフトバンク株式会社】
- コンテンツ分野を横断する拡大集中許諾制度による権利処理（いわゆる一般ECL）を指すのであれば、一般ECLではなく各コンテンツ分野での実運用を目指すべきである。また、民間の自主的で現実的なビジネス活動の観点からは、「いわゆる拡大集中許諾制度による権利処理」を制度化することで料率が一意的に定められることや、応諾義務を伴う権利処理が行われることによるビジネス停滞の懸念がある。【一般社団法人 日本音楽出版社協会】
- 放送番組は、多種多様な著作物等を利用しているため、過去の放送番組の配信にあたっては、番組に含まれる著作物等について、分野を横断してワンストップで権利処理が出来ることは理想。しかし、オプトアウトや権利者の意思の尊重など、実現には慎重な検討が必要であると承知している。【日本放送協会】
- 従前より大学図書館が進めている学術資料のデジタル化・オープン化事業の促進において、本制度の実現は有効だと考えている。【国公立大学図書館協力委員会】
- 学術著作物については、過去のアーカイブを含め、容易に入手可能な環境が整備されているだけでなくPubMedやGoogle Scholarなど検索データベースも充実化しており、アクセシビリティにおいては著作物分野の中でも高い部類に入るとされる。また、著作権のライセンスの取得環境についても、国内外において包括ライセンスの市場が形成されており、探索のみならずライセンスの取得についても比較的簡素かつ一元的に処理が可能な状況ではないかと思われることから、市場との競合という点も考慮すると、少なくとも一般ECLのような形での拡大集中許諾制度の導入は回避すべきと考える。ただし、数十年以上前に刊行された学術文献について権利者不明であるケースや、非構成員において著作権に詳しい担当がおらず、権利関係の判明に時間を要するようなケースでは、簡易かつ一元的に処理が可能な窓口や手続き方法があることは望ましいと思われることから、対象となる要件を設定し、オプトアウトを設けるなどフリーライドを回避する対策も講じた上での個別的なECLは導入可能性があると考えられる。
オプトアウトを可能とした場合に、仕組みが円滑に機能するかどうかについては、権利者に誤解を生じさせないように、許諾対象とする要件を明確化しておくことが必要と思われる。
特定の組織については、ライセンス環境が一定程度整備されているような著作物分野では、「Ⅲ（２）権利処理に資する一元的な窓口の創設」にある窓口から集中管理団体へと接続して、集中管理団体にてライセンスさせるといった形での権限付与の在り方が実現できるのであればその方が利用者にとってもわかりやすいのではないかと考える。【一般社団法人 学術著作権協会】
- 議論するとしても権利者不明の著作物やいわゆるCGM（コンシューマージェネレイテッドメディア）など、対象を限定すべきと考える。新聞記事については、新聞社と連絡がとれない、あるいは権利者が分からないということは通常ないので、拡大集中許諾の議論になじまない。権利処理の市場も成熟し、機能しているこれら商業刊行物は、拡大集中許諾の議論から切り離して考えるべきである。【一般社団法人 日本新聞協会】
- 新聞記事の二次利用許諾では、テレビ番組向けなどに一定期間の包括料金を用意しており、1記事ごとに許諾をとる手間がないためテレビ局には好評。ただし、新聞社ごとに料金は異なり、またコンテンツの種類によっても適用料金は差がある（特に写真・動画など）。

包括許諾という方式が同じで、例えば許諾を出す窓口を一本化するにしても、適用する料金体系や条件付けは、個々の権利者で千差万別というのが望ましい。新聞各社が権利委託している日本複製権センターでは、記事の複製という各新聞で提供サービスの価値がおおよそ一定のものの場合は、「ユーザーの所属人数×所定料金」という簡便な包括料金を設定している。ただし、同センターには、「公衆送信権」「クリッピング許諾」は委託していない。「二次利用」の市場においては、各社が付加価値をつけて個別に収益化したいメニューが厳然と存在しており、「簡便」と「個別」の両立・併存が、あるべき姿ではないか。

【一般社団法人 日本新聞協会】

- 拡大集中許諾制度に関連して、著作権の制限を可能とする主体である「学校その他の教育機関」に該当する対象を拡大すべき。論点の3.(3)(4)のような事象の背景にはインターネットの常時接続化・DXの進行がある。これはすべての人々に影響していることであり、UGCのようにクリエイターとユーザーの隔たりがほとんどなくなる社会が現出している。その結果、とくにオンライン上では様々なセミナーや学習会といえる場が生まれている。市民・個人であっても自らの実績や知見に基づき教える立場につくことができ、収益化のシステムに参画できる。現にYouTube上には様々な学習系コンテンツがあり、極論すれば学校に通わなくても勉強ができ、お金をかけなくても資格を取得できるような状態である。そうしたコンテンツの制作主体は企業から個人まで相当に多様である。中には本来は著作権法35条等にある「学校その他の教育機関」にのみ著作権の制限が認められるような複製・翻案を行っている例が多々見受けられる。

UGCにはもともと営利目的ではないコンテンツも多く、プラットフォーム側の収益化システムによって結果的に営利化しているものもある。このような観点から、拡大集中許諾制度においてはいわゆる教育利用への許諾を行う際、現行法の「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）」にとどまらず、幅広く市民が「教え手」になりうることに立脚した制度設計が望ましいと考える。

SARTRAS等、教育機関における教育コンテンツの公衆送信に関する改革が行われた直後ですが、DX社会にあっては誰もがいつでも学べるという学習の遍在化とともに、教える主体と機会も学校の枠を大幅に超えて広がると思われる。そのことを念頭に、ECLを契機として教育／学習における著作権のあり方を改める議論が行われることを期待する。

【個人】

- 個別ECLは有用で、実現可能と考える。「教育機関において、卒業生の在学時の未公表の著作物を、在学生の参考になるように授業で見せたいが、その卒業生と連絡が取れなくなってしまった場面」において、在学生が卒業生の未公表の著作物を参照して学びを深めることがあると考えられるから、個別ECLは、教育面からみて有用であると考えられる。【日本弁理士会】
- 入手困難資料（アウトオブコマース）のデジタルアーカイブ及び配信は、権利者の利益を不当に害しないことから、図書館が担うにふさわしいと考える。実現のための法制度及び運用の改善を望む。【公益社団法人 日本図書館協会】
- 商業用映画のビジネスにとって、拡大集中許諾制度は馴染まない。【一般社団法人 日本映画製作者連盟】

【(4) UGC等のデジタルコンテンツの利用促進】

- 「アウトオブコマース」は、分野やコンテンツの内容によって状況が異なり得るのではないか。例えば、再販の見込みが薄いようなコンテンツと、将来の再販の可能性が高いコンテンツとを、ある時点で商流に載っていないことを理由に一律にアウトオブコマースであると認定するのは難しいのではないか。そのため、分野やコンテンツの内容に応じた条

件を設定し、条件を満たすものについてはアウトオブコマーンスとして扱うことは、合理的な対応であるように思う。この「条件」として、「各種プラットフォームサービス等における利用規約との関係を考慮した条件」を設定することも考えられる。ただし、条件設定が細かすぎると、そのコンテンツの扱いがより複雑になるおそれもあるため、ある程度定型的なパターンに沿った条件付けを行うのがよいと考える。例えば「非営利公開の存在の有無」「そのコンテンツが属する業界における、そのコンテンツが将来再販される蓋然性の高さ」「かつての販売時における売上高等のパラメータに基づいた前記蓋然性の高さ」等。【個人】

- UGCは二次利用マークの普及や表記でより簡易的な制度の構築の方が現実的である。【個人】
- UGCについては、それなりの大きさのDBとデータサーバーが必要と思われる。いわゆるUGC作品については権利について無頓着な人が多く、意外とあっさり作品を消してしまうこともあり、このような人たちの原動力はお礼の声や利用例のようなため、積極的にUGCに登録してもらうことは少しハードルがある。【個人】
- ネット上で非営利・無料で公開している場合や、利用条件等により権利者の意思が明示されていない場合、連絡をとっても回答がない場合などは、著作権者の利益を最大限保護する形で、回答がない場合に、一定の条件下で、本件に係る許諾等の管理を公的団体が預かるという制度を構築することが必要ではないか。【特定非営利活動法人ジェネクリ】
- デジタルコンテンツに限らず、「連絡をとっても回答がない」事案は実際に存在するので、何らかの手当てがほしい。【日本行政書士会連合会】
- 「UGC」や「アウトオブコマーンス」などの具体的範囲・内容に関して、積極的な意思表示がないものは、利用を黙認しているとの推定規定を設けてはどうか。【日本製薬団体連合会】
- 技術的進歩により著作物から要素（素材）が切り出されて利用され、二次創作等のUGCにも利用されることが始まるのを見据え、作品だけでなくその要素についてもブロックチェーン技術を用いるなどでコンテンツのメタデータに意思表示をすることや、その際のコストを誰が担うかを、検討すべき。【一般社団法人 日本音楽出版社協会】
- 商業的に流通していないアウトオブコマーンス作品の流通促進は、デジタルアーカイブの推進にとって心臓部とも言える重要施策である。欧州等諸外国の施策を参考に、十分な幅のある制度の構築を望みたい。【デジタルアーカイブ学会】
- EUのデジタル単一市場における著作権指令の第10条第1項に基づいて、「アウトオブコマーンス」作品に関し、非営利目的でのオンライン公開等を可能とする規定を設け、2021年6月7日にポータルサイト“Out-Of-Commerce Works Portal”の公開を発表するとともに、著作権者らによるオプトアウトの仕組みも定めており、参考とできる部分が多いのではないか。【一般社団法人 学術著作権協会】
- 「ネット上で非営利・無料で公開している」、「権利者の意思が明示されていない」、「連絡をとっても回答がない」といった場合に、使いやすい裁定制度のもとでの「暫定的利用」は検討に値すると考える。ただし「ネット上で閲覧できるものはすべて非営利・無料である」という誤った認識のままでこうした運用が行われると、権利者への被害が甚大になってしまう。新聞社に関して言えば、ニュースサイトは、もとより非営利・無料ではなく、無断複製はできないことをサイト上でうたっている。こうした「意思表示」を確認するのが条件となる。【一般社団法人 日本新聞協会】

- 「UGC」(一般人からの投稿サイトを含む)については、投稿数が膨大で、その中の権利侵害例も非常に多い。権利者が意思表示を行うとしても、大多数の投稿者がそれをきちんと確認してくれるのか、疑問がある。そのため、舞台を提供しているプラットフォームが「侵害コンテンツの排除」、「権利者への適切な対価還元」において重い責任を負うべきと考える。膨大な投稿によって利益をあげているプラットフォームには、十分な責任対処能力が備わっていると思われ、EUなど諸外国の事例を参考にして制度の整備を望みたい。特に「運営主体が不明なプラットフォーム」は権利侵害や名誉毀損が横行しており、利用促進と並行して、至急対策が必要と思われる。【一般社団法人 日本新聞協会】
- 「UGC」については具体的ニーズに基づき対応策を検討すること自体に異論はない。一方、「ネットにあがっている写真や動画等のUGC(一般ユーザーが創作する作品)で、無償で二次利用が可と思われるものについて、法的リスクの不安なく二次利用できるようにする」ニーズがあると解した場合、①対象の特定・絞り込みと、②措置の内容・効果について、例えば以下のような疑問が浮かぶ。①当該コンテンツが権利者でない者により投稿されたものである(違法投稿である)かどうかをどのように判別するのか。②利用条件があってもそれが真の権利者によるものであるかどうか定かでないといった課題が指摘されている中、何ら意思表示のない投稿コンテンツについて、一定の条件を設定し、「無償での二次利用について黙示の許諾があると推定できる」として、暫定利用を認めるような規定を設けることは可能か。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】
- 「UGC」や「アウトオブコマース」は著作物の種類及びコンテンツ内容により具体的な範囲・内容が異なると考えられるから、「UGC」や「アウトオブコマース」を一律に定義することは難しく、著作物の種類及びコンテンツ内容に応じて定義を変えることが合理的と考える。なお、「UGC」や「アウトオブコマース」についての意思表示の仕方や仕組みについても、著作物の種類及びコンテンツ内容に応じた制度構築が望ましい。【日本弁理士会】
- 入手困難資料(アウトオブコマース)のデジタルアーカイブ及び配信は、権利者の利益を不当に害しないことから、図書館が担うにふさわしいと考える。実現のための法制度及び運用の改善を望む。【公益社団法人 日本図書館協会】
- 「UGC」や「アウトオブコマース」については、コンテンツの内容のみから一義的に定義することは必ずしも容易でないと思われる。むしろ、一定の手続を取っても回答がない等の手続的な方策をとることでその外縁を明らかにしていくという方法も考えられるのでどのような工夫をすれば一番良いか検討すべきである。
一定の手続きを適切に作り込むことを前提にすれば、これらのコンテンツの利用は、必ずしも無償に限定する必要も無いともいえる。有償か無償かの限界は明らかでないことが多く、無償を要件にするとこれらのコンテンツの利用にブレーキがかかり、コンテンツサイクルの促進に支障をきたす懸念がある。
これらの議論と裁定制度の改善の議論は、一連のものとしてなされるべきである。加えて、拡大集中許諾制度との連結も検討されるべきである。【一般社団法人 新経済連盟】
- 暗黙で許されている二次創作やファンアート以外の、すべての創作物における海賊版・違法ダウンロードコンテンツや無断転載、SNSにおける台詞の改ざんを流用した画像の利用などに対して厳罰を与えることにより権利は守られると思う。【個人】
- 著作物の利用のルールを定める場合、内容を制限するようなワードを付け加えることはやめたほうがいい。理由として、これまで権利者が黙認してきた、現在流通している多くの二次創作物は、ルール違反になりかねず、また、そのようなルールを設けることにより、新たに創られる二次創作の委縮につながりかねない。また、権利者が許容できる範囲については、著作物の二次利用による金銭のルールなどに限定し、本当に内容が気に入らない場合は著作権者が個別に直接訴える方式が望ましいと思う。その際に権利者の意思を確認し依頼があれば代理で手続きをするという方法が、一番安全で確実に権利者と利用者のクリエイターの意思を反映させることができるのではないかと。【個人】

- 著作者の没年の把握に関しては、二次創作の促進の観点から、改変の許諾を得やすくする仕組みを確立し、著作権者との連絡手段の確保によって解決すべき。また、NFTと著作権との関連について、整理の必要性を感じる。【個人】
- 昨今は日本の著作物が海外で人気を博し、海外の方々によって二次創作物（ファンアートなど）が作成されて、そのジャンルが活発化し、海外の方々が日本のコンテンツに多額のお金を払って応援するという文化が当たり前になっている。日本が外資を稼ぐ手段として日本発のコンテンツはこれからもっと重要になるが、二次的著作物に関して厳し過ぎるため、現状の著作権法ではそれを阻害している。これからのコンテンツ産業、ひいては文化の発展のためには外資を稼いで創作費を充実させることが不可欠である。コンテンツは需要のある層へいかに知ってもらえるかが最大の課題であり、二次的著作物を気軽に作ってSNSなどで公開ができなければならない。アメリカではフェアユースという考え方によってそれを実現しており、VTuber スーパーチャットの額の世界ランキングでの急上昇もVTuberの所属企業がその考え方による二次的利用を黙認したためである。日本の著作権法でも、実態にあわせてフェアユースの概念を取り入れるべき。【個人】
- 「ネット上で無断使用されている著作物」については、YoutubeのコンテンツIDのように、「ネット上で無断使用されている自分の著作物を発見した場合」に、所定の手続きを踏み、使用料を支払えばそのまま利用してもらえるような仕組みがもっと普及すると良いと考える。【個人】
- 今回コンテンツの好循環の最大化を目指すとのことで、趣味で同人活動をする身としてとても好ましい話だと思う。二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないとの記載について、ファン同士の独自のルールがありもめごとになることがあるので、フェアユース化に対して取り組んでほしい。ファン同士の論争の中で、ダウンロード同人はやめるべきだと意見があるが、世の中はデジタルコンテンツの勢いがあるため、ダウンロード同人が二次創作界隈にも広がってほしい。また、当日著作権システムのようなシステムがあれば著作権を持つ権利者側にも還元できて良いのではないかな。
またデジタルアーカイブについて、全面的に賛成。昔見た番組を何十年経ってまたすぐ視聴できたら良いと思う。【個人】
- ネット上に公開されている特段の意思表示がないコンテンツについて、暫定的利用を広く認めることには賛成するが、利用する側に、民間資格であるデジタル・アーキビストの資格を有する者が配置されているなど、著作権法制の趣旨を踏まえた利用が確保されるように条件を付すことが適当である。あくまで著作者の権利を尊重しつつ、意思表示のデフォルトを利用促進の方向へと舵を切るのであるから、運用に関して無法・脱法的なことが行われぬよう歯止めをかける必要がある。【個人、特定非営利活動法人 日本デジタル・アーキビスト資格認定機構】
- 行政の広報資料の活用利用促進も検討の枠内に含めていただきたい。【個人】
- 有償著作物として流通したことがない著作物については、必ずしも広く流通することが好ましいとはいえないため、著作権者と連絡が取れる限り、著作権者の許諾を得る仕組みを維持すべき。【個人】
- UGC等のデジタルコンテンツの利用促進は、商業用映画の流通過程においては、直接的な関係はない。【一般社団法人 日本映画製作者連盟】

【(5) 現行の裁定制度の改善】

- 裁定制度については、「権利者不明著作物（オーファンワークス）」問題への対処策として、従前から様々な課題が指摘されるとともに、改善策が提案され、複数の実証事業が行われてきているところ、2.の具体的なニーズへの対応可能性という視点も加えて、今後さらなる改善が検討されることに賛成する。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】
- 裁定制度のさらなる改善に賛成する。供託金そのものの額よりも、供託金の額の算定に必要な人件費の方が高くなるケースが存在すると思われる。従って、申請に必要な供託金の不要化が可能なのであればこれに賛成する。申請に必要な供託金の不要化が難しい場合であっても、供託金の算定の根拠となる情報、特に、過去の同種の著作物の同種の利用態様について得られた裁定の情報（先行例）をご教示頂けるとありがたい。文化庁著作権課の担当者様と何度も連絡をとり、試行錯誤しながらの供託金の額の算定では、対応についての人件費がかさむため、裁定申請を行うに際して負のインセンティブとなり得る。手続の民間委託については、手続の柔軟性や速度向上などの恩恵を受けられる可能性があるので賛成する。【個人】
- 現行の裁定制度を改善する具体の方策の、申請に必要な供託金の不要化、根拠となる情報の提供、申請に係る費用の低減、供託手続の改善は、権利者にとって非常に有効と考え、賛成である。【一般社団法人 日本芸能従事者協会】
- 権利者不明の要素がボトルネックとなって、作品・資料全体の保存公開が進まないケースは多い。それは、作品・資料に関わった他の多くの関係者にとっても時に絶望的な壁となる。裁定制度の抜本的な見直し、特に算出が複雑な上、ほとんどが行く先のない「埋蔵金」となっている事前供託金の不要化を支持する。【デジタルアーカイブ学会】
- 権利者不明の商業用映画も稀に再見されるため、現行の裁定制度の改善に賛同する。【一般社団法人 日本映画製作者連盟】
- 各分野での実運用を進めている団体・事業者への手続きの委託が考えられる。簡易化を目指す方向性には同意する。【一般社団法人 日本音楽出版社協会】
- 権利者の特定が困難な場合に、手段は問わないが探索に力を入れるべき。また、見つからない場合には、暫定的に国が権利を預かり、収益金は一定期間プールしておけば最終的な権利者の権利を損なうことはないと考え。【個人】
- 以下6点について、見直すべきである。
 - ①利用する著作物の実態に合った問い合わせ先を選択可能にする（英語入試問題の場合は、出題した学校か、同業他者のみで可とする。他が把握している可能性は低い）
 - ②CRIC 広告掲載申請の捺印廃止
 - ③過去裁定利用著作物DBの利用のしやすさ改善と、権利者が表れていない裁定利用著作物は簡略に裁定利用できるようにすること。
 - ④文化庁への裁定申請を Excel から電子化・システム化
 - ⑤裁定申請（文化庁）と供託金申請（法務局）とのシステムの一体化
 - ⑥供託金の廃止または定額支払い化で都度の支払い（そのための試算など）をやめる（海外著作権者が現れた場合供託金の請求は手続きも煩雑で、供託金と関係なく交渉で支払うほうが早いとも考えられる）【個人】
- 出版社として既存の著作物を利用する立場からは現状の編集出版作業において特段権利処理で困るという局面はほとんどなく、権利者不明または連絡先が不明の著作物を使うときにほぼ限定される。その意味で現行の裁定制度の迅速な運用に向けての見直しを優先して検討いただきたい。【一般社団法人 日本雑誌協会・一般社団法人 日本書籍出版協会】

- 裁定制度について、手続きの簡便化とともに、民間事業者についても一定条件を満たす場合に限り、補償金の供託免除とする方策の検討を要望する。【一般社団法人 日本民間放送連盟】
- 図書館が著作物をデジタルアーカイブとして公開利用する場面が増えている。権利処理が簡易及び迅速に行われるための改善を求める。一例として、補償金の事前供託の免除を、私立の図書館にも拡大させることを期待する。【公益社団法人 日本図書館協会】
- 先の著作権法改正で、地方自治体などに対しては裁定制度における供託金を後払いとした点は評価できる。一方で地方行政が権利者不明の著作物を積極利用するケースはそれほど頻繁にあるわけではなく、また地方自治体が絶対に破綻しないことが担保されているわけでもない。このことから、むしろこの制度は、一定の資本金を有する法人にまで拡大してもよいのではないか。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】
- より迅速な改善方策として、現行の裁定制度を改善する具体的方策に関して、申請手続きのさらなる改善は、利用の促進の観点から非常に重要と考える。特に権利者が利用を黙認している場合も多いと考えられるので、供託金の不要化は権利者の利益を害するものではないと考えられる。【日本製薬団体連合会】
- 現行の裁定制度の更なる改善を望む。具体的には、(1)算定基準を明確にし、従前利用していない者にとっても容易に予測できるようにすること、(2) 供託金については、不要とするのではなく、例えば、デポジット制のような供託制度を設けるとともに、すでに合計してその金額を上回る金額を供託している者については追加の供託を不要とすることにより、権利者判明の際に使用料が支払われないことがない制度を維持しつつ、利用を容易にすることが考えられる。【一般社団法人 日本美術著作権連合】
- 申請に必要な供託金の不要化が考えられる。供託金の金額故に裁定制度を使わないということも考え得るから、申請に必要な供託金を不要化できるのであれば、裁定制度の利用促進が期待できると考える。また、手続きの民間委託により、サービスや利便性の向上が期待される。【日本弁理士会】
- 「供託手続きの改善」に関しては、「裁定補償金額シミュレーションシステムの構築」との関連を明らかにしてほしい。また、このことは、法務省「大量供託等に関する別添ファイルを添付したオンライン申請について」にも及ぶものであるのか明らかにしてもらいたい。「手続きの民間委託」の文脈の「手続き」が「窓口組織が探索を支援」ということであれば、オーファンワークス実証事業実行委員会によって試行されている。【日本行政書士会連合会】
- 供託金の不要化の制度設計に関わらず、補償金額の試算に際して参考となる情報を十分に提供してほしい。当館では、所蔵資料をデジタル化してインターネット公開するに当たり、『電子書籍ビジネス調査報告書』（インプレス総合研究所）の「電子書籍の単価の平均価格」を補償金算定の根拠として利用してきたが、同報告書の2016年版以降、「電子書籍の単価の平均価格」が掲載されなくなっている。また、裁定申請を検討している他機関から、当館が補償金をどのような計算式で計算したか、使用料率を何%としたかといった問合せを受けることもある。文化庁で構築を予定している裁定補償金額シミュレーションシステム等で、目安となる情報を共有していただきたい。【国立国会図書館】
- 裁定制度の改善に関して、申請者の氏名住所を公衆や著作権者に明かさずに利用できる仕組みが必要である。供託金も廃止するか、あるいは根拠のある分かりやすい算定方法により計算すべきである。また、裁定制度の利用を円滑化するため、政府の「e-Gov 電子申請」ウェブサイトからの申請や、供託金の口座振替、クレジットカードの使用その他これに類する方法を用いた支払を認めるべきである。そして、この手続きの民間委託は、事業者の利益を目的とした手数料の値上げなどが考えられるため、それらの懸念が解決するまでは行うべきではない。【個人】

- 権利者保護の観点から、利用開始後に得た収益の一定額を文化庁に供託していく形をとることで事前供託による申請のハードルを低下させることが考えられる。商用利用の場合などは利用開始後から収益の一部を供託することで、権利者が出現したときの金銭的損害への回復も簡易にできる点で望ましいといえる。また、権利者が出現した際に自らの作品の使用をやめさせる権利(オプトアウト)を、権利者に認めることも肝要である。権利者としては作品を世に出したくないと考えることもありうるため、著作権者としてのこのような権利を奪うことには権利者団体をはじめ著作権者は賛成しないものと思われる。【個人】
- 文化庁長官裁定を受けるために必要な「相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合」の確認は、名前など著作者の情報をもとに行っており、同一著作者の他の著作物に対して、繰り返し同じ手続を取ることは意味がないと考えられるため、過去に裁定を受けた著作物の著作者による別の著作物についても、手続の簡素化を認めてほしい。【国立国会図書館】
- 初めて裁定を受ける著作物について、同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等への照会が必須となっているが、照会先が見つからない場合は、不要としてほしい。理由としては、年代の古い著作物の場合、当該著作物の分野に係る著作者団体や学会がなかったり、当該著作者が所属していた組織や当該著作物を出版した法人が不明であったり、すでに存在していなかったりするケースがよくある。このような場合について、上記の照会が必須とされると申請にたどり着けないため。【国立国会図書館】
- 現行法第67条第2項では、「国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人」は事前の補償金の供託を要しないこととされているが、私立大学を設置する学校法人が指定されていない。私立大学の図書館においても数多くのアーカイブが展開されており、私立大学を設置する学校法人が「政令で定める法人」として指定されることで、裁定制度が活用され、今後の学術資料の電子化、オープン化、ひいては学術研究の発展することが期待する。ついては、一定の条件を満たす場合には指定を受けられるような制度を含めて、私立大学を設置する学校法人が指定されるよう改めての検討をお願いしたい。【国公立大学図書館協力委員会】
- 「現行の裁定制度の改善」について、大学図書館による制度の利用は希有だが、有用な制度と考える。ただし、新聞や著作権情報センターのWebサイトへの情報掲載が権利者情報を得る方法として必ずしも有効とは思えず、掲載に必要な金額もあいまって、かえって著作物利用の障壁となっている可能性も考えられる。掲載によって情報が得られた実績などから、その有効性を検証する必要がある。また、明治・大正期などの著作物では著作権が存続していない可能性も低くなく、権利が消滅している場合には、補償金に理由がないという点についても検討が必要と考える。例えば、公表あるいは創作から一定期間が経過しており、かつ、商業流通が確認できないなど、市場に影響を及ぼす可能性が低いといった場合には、現行の裁定制度より更に簡素な手続を経た後、保護期間が満了した著作物に準じて利用できるような制度について、検討する価値があるのではないか。【琉球大学附属図書館】
- 文化庁の裁定制度の期間内設計については、今後VR/ARなど渉外的な著作権の申請事案が増えていくことが予見される。文化庁には渉外的な著作権に詳しい法律の専門家を常設し、関係各種の権利者団体に無用な負担を強いらぬような体制を構築していただきたい。そのために弁護士を多数動員することも翻案の過程では考慮されるべきである。【個人】
- 申請手続きの改善も必要だが、そもそも個人情報保護が強化される中、今は探索をしても権利者の方が見つかることはほとんどなく、利用者は、疎明資料を集めることにコストをかけざるを得ないことに疑問を感じている。世の中の動きを考えると、ますます対応は困難になると思われるため、要件の見直しなど、より抜本的な改善が必要ではないか。【日本放送協会】

【(6) その他】

＜保護期間＞

- 保護期間の複雑な計算や著作権者等の没年不詳の場合の扱いに対する方策について、著作者の特定、没年の確認、旧著作権法との関係確認、外国作品の相互主義との関係確認などにより保護期間の計算が極めて複雑であることが、権利処理コスト増大の一因となっていることから、権利者の利益保護に配慮しつつ、保護期間の計算をより簡便に行う仕組みを検討することは有益と考えられる。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】
- 保護期間の複雑な計算や著作権者等の没年不詳の場合についての対策は急務である。複雑な保護期間は、作品の保存公開の現場をしばしば苦しめる。保護期間が不明であるために、恐らくはパブリックドメインであるのにアーカイブ化できず死蔵・散逸しかねない作品も多い。【デジタルアーカイブ学会】
- 概ね賛同出来ますが、著作権者が行方不明となっていて復刻が出来ない作品が多数ある。これらの作品の作者を搜索し、政府によって著作権を預かり、配信して得た収益を福祉予算などに回せないか。【個人】
- 放送番組には一般の方の権利者も含め多くの権利者がかかわっている。不明権利者など没年不詳の場合に保護期間を推定させる仕組みや、複数の権利者のうち、権利者自身が高齢のため意思が確認できないなどで、一部の権利者の許諾が得られず、利用に至らないコンテンツの利用を認める制度を検討してもらいたい。【日本放送協会】
- 著作者の死亡時期が明らかな著作物については原則として死後70年で著作権が消滅するのに対して、著作者の死亡の事実又は時期が不明である場合には、保護期間の満了を推定することができないことは、バランスを欠いているように思う。推定規定を置くなども一案である。【日本行政書士会連合会】
- 図書館の現場において、複雑な保護期間の計算に苦慮しているため、保護期間の推定のような、円滑に対応できる改善を求める。【公益社団法人 日本図書館協会】
- 著作権者等の没年不詳かつ探索困難な場合、例えば無名又は変名の著作物に揃えて公表日起算の推定とすることにより、利用可能な著作物が増えると考えられる。【日本弁理士会】
- 保護期間に関して、著作権の保護期間が70年に延長されたが、50年に戻し、もし可能であれば、50年より短くしても良いのではないか。著作権で保護された結果、他の人が活用できずに作品が忘れられていくより、パブリックドメイン化などで様々な人が活用できるようにした方が、著作権法第一条の「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」に合ったものになるのではないか。【個人】
- 権利情報データベースが実現したとして、それに収録されていない作品については手がかりが極めて少なくなる。特に古い作品についてはパブリックドメインか否かが利活用を考える上で重要な判断基準となるが、論点に示されているような著作権保護期間に関する不明確さが利用円滑化を妨げている。著作権保護期間における戦時加算の存在もその不明確さの一端であり、現状ではT P Pによって延長された70年の保護期間に戦時加算が上乘せされる状況となっている。権利処理が容易に行える、ないしは権利処理をせずとも利用できるコンテンツを増やすためにも、戦時加算を撤廃する施策を考えるべき。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】
- 海外の著作物の利用においては、海外であるがゆえに著作権者の情報が確認しづらいばかりでなく、戦時加算により保護期間中かの確認も複雑となるが、平成19年度の文化庁委託研究、『著作物等の保護と利用円滑化方策に関する調査研究「諸外国の著作物等の保護期間について」報告書』によれば、同じ枢軸国であったイタリア及びドイツにおいて戦時加算は廃止等の措置がとられており、日本のみ現在もなお戦時加算を履行する状況は合理的と言えない。権利処理の簡素化という観点からも戦時加算の解消は重要と考える。【琉球大学附属図書館】

○ 著作物ごとの保護期間が統一されたので今は問題になっていないが、日本のコンテンツ産業で大きな部分を占める「ゲーム」をきちんと定義してもいいと感じる。【個人】

○ 保護期間の複雑な計算や著作権者等の没年不詳の場合の扱いに対する方策について、今後、円滑な利用へと向けた改善が行われることを期待する。活動するにあたっては、著作権の侵害がないよう細心の注意を払って著作権の有無については調査しているが、そのたびに著作者の没年調査の困難さや、判断の難しい事例にぶつかることも多くある。保護期間を主として生存期間に基づいて計算する現行の制度は、必ずしもすべての著者の来歴が明らかでないこともあり、多くの孤児著作物を生んでいるため、青空文庫を初めとする民間および学術的デジタルアーカイブ計画にとって、大きな障害となっている。そしてその活用が困難となるために、現時点でも大きな社会的・経済的可能性を失っているものと考ええる。

また、かつての著作物で、翻訳権十年留保の規定に基づいて翻訳されたとおぼしきものを扱うにあたって、その合法性の再確認に手を尽くしてもなお、確証の持てない事例があった。さらに、翻案では、長らく著作者自身の作として扱われながら、原作が不明であったり、のちに判明したりするなどした著作物について、原作者の著作権をアーカイブ上でいかに判断・処理すべきか、翻訳権十年留保の規定をこちらにも適用してよいのか、悩むことも少なくない。著作権保護期間の相互主義の範疇では処理しきれない、万国著作権条約の特例法以前のアメリカの著作物や、国外著作物に対する保護期間の戦時加算も、確認の煩雑な例外事例として、実務作業者としては悩みの種になっている。

そこで取り得る対応としては、現在アメリカ合衆国で「1926年1月1日より前に公表された著作物はパブリックドメイン」とされているように、ある特定の年以前に公表された著作物に関しては、一律パブリックドメインとする措置をとることである。アメリカ合衆国と国際的な歩調を合わせるとすれば、少なくとも「1926年（大正15年）」より前の著作物はすべてパブリックドメインとすることも案として考慮できるはずであり、積極的に推し進めて何らかのみなし規定をもって、すでに公表から70年以上経過している1945年（昭和20年）以前の戦前著作物は、登録の申し出がなければパブリックドメインにするといった、思い切った解決策も現実的に検討しうるものと思われる。また、翻訳権十年留保の規定から翻訳可能となっている作品については、何らかのかたちで一元的な情報共有があれば、実務としてのアーカイブや新規翻訳・復刊にも資するものとなる。同時に「翻訳権」の定義が曖昧で、旧法上インターネットでの利用やさらなる二次創作・翻案などについても想定されていないため、翻訳権十年留保規定で翻訳可能な著作物が、本当にインターネット上での利用が可能なのか、また朗読や劇化などが自由に許されうるのか、パブリックドメインと同等に扱ってよいのか、翻訳権および翻案の定義の明確化が強く望まれる。

さらに、アメリカ合衆国の著作物については、本国ではパブリックドメインとなっているものでも日本では保護されている作品があり、これも確認が難しく、権利者自身に日本でのみ保護が継続している自覚がない場合もあって、利用がしにくくなっている。また、現時点でも万国著作権条約の特例法以前のアメリカの著作物については、過失による侵害の可能性も少なくないため、はっきりと相互主義を適用すべき。

国外著作物に対する保護期間の戦時加算についても、将来的な撤廃を強く望む。2018年末に発効された環太平洋連携協定に伴って行われた著作権保護期間の延長のため、国外著作物の保護期間に関して極端に長くなっている事例があり、過去の翻訳をアーカイブするにあたって、阻害要因のひとつとなっている。文化的・学術的に過去の記録を保存公開していくプロジェクトをこれからも発展的に継続可能とするためにも、また、そういった各種アーカイブ活動そのものを萎縮させないためにも、積極的な方策が必要かと思われる。【青空文庫】

- 著作権の保護期間を10年とし、以降は延長申請を行うことで、保護期間を延長することが出来る制度をつくるべきではないか。著作権者が保護したい権利は、その作品について、著作権者がどのように扱うかを定める権利である。もしも、この権利を維持したいのであれば、更新の手続きはするはずである。10年ごとに更新する機会があれば、守りたい権利について時代に合わせて確認し、著作権者が意思表示をする機会となる。更新されなかったコンテンツは、保護期間満了後、パブリックドメインとなり、自由に使えるものとし、また、著作権者が望んだ場合、10年を待たずとも、任意のタイミングでパブリックドメインとできるようにする。このように著作権者が、コンテンツを制作して間もない時期から意思表示を明確にし、継続的にその意志を表明するフローとすることで、コンテンツの柔軟な利用を促進することに繋がる。

また、更新手数料は、「このコンテンツの著作権の保護期間を10年間持ち続けたいという意思表示」である。安すぎでは手間が増えるだけで現状と変わらないし、高すぎると使わない制度となってしまうので、適切な費用とする必要がある。この更新手数料は著作権者にとってその先10年間で見込める利益を得るための費用となるため、そのコンテンツの価値に応じて従量制で変動するものとすべきである。なお、この更新手数料で得られた収益は、コンテンツ業界におけるリスクマネーへの補助金やコンテンツ振興政策の実現に充て、コンテンツ業界全体の隆盛に寄与する費用とし、コンテンツ業界全体にプラスになるものとする。【個人】

- 平成16年の映画の著作物の著作権保護期間延長の根拠となった公表後起算と死後起算における保護期間の格差は正に基づき、映画の著作物の著作権保護期間も公表後90年と延長されることを求める。【一般社団法人 日本映画製作者連盟】

<複数の権利者のうち一部の者から許諾が得られない場合の対策>

- 複数の権利者のうち一部の者の許諾が得られない場合において、その理由が一部の者と連絡がつかないだけという場合には、複数の権利者のうちの、他の一部の者の許諾があることを条件に暫定的に利用を認めることも利用促進の方策として考えられる。【日本弁理士会】
- 権利者不明等により利用許諾が得られないコンテンツの活用について、ある番組に出演していた方のご遺族が見つからず番組が配信できないということがあったが配信できる良い方法はないか。【個人】

<普及啓発>

- 多様な主体、場面によるデジタル・ネットワーク技術を活用した新たな普及啓発方策について、デジタル技術に対応した時代の中で、若手クリエイターの創作活動を支援するような枠組みの検討及び著作権の普及・啓発を継続的に行うことは有益と考えられる。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】
- クリエイター同士が学ぶことのできるプラットフォームの創設についてはニーズがあるのではないか。【特定非営利活動法人ジェネクリ】
- クリエイター向けの支援や教育について、クリエイター同士が学ぶことのできるプラットフォームの創設は芸能従事者に有益と考えられる。【一般社団法人 日本芸能従事者協会】
- クリエイター向けの支援や教育の場を作ることを支持する。クリエイターへの教育の一環として、デジタル・アーキビスト養成講習の中から、ふさわしい内容を提供する用意がある。【特定非営利活動法人 日本デジタル・アーキビスト資格認定機構】

- 「クリエイター同士が学ぶことのできるプラットフォーム」について、とても良い方策だと思う。イラストレーター団体「イラストレーターズ通信」の中に、「会員掲示板」があり、会員同士で外部に公開しない形で具体的な仕事についての質問ができ、それを見るだけでもかなり勉強になった。外部に公開しない形で仕事や契約について具体的な質問ができることは、とても良いことである。【個人】
- 普及啓発については中長期的な視点を持つことが前提になるが、例えばインフルエンサーマーケティングや、教育に活用可能なプラットフォームを創設し、クリエイター同士が学ぶというよりは、学校教育のみならず企業研修などが展開しやすい基盤を構築するのが望ましい。【一般社団法人 学術著作権協会】
- 3. (1) (2)に関連して、権利者への情報周知、いわゆる著作権の権利者教育の必要性について、いわゆるプロフェッショナルはもとより、二次創作文化を活性化しているアマチュアクリエイターのいずれに対しても、著作権(法)の原理及び理念の浸透は現状でも十分ではないと考える。著作権法が掲げる文化の発展と権利者の保護という法原理とともに、その日常における運用に対するクリエイター・ユーザー全般への法教育の意義を提示したいと思う。その主体として拡大集中許諾制度の実質的な運用団体や既存の各種著作権管理団体および文化庁自身が、積極的・主体的に取り組むことが望ましい。著作権は原理的にすべての人が権利者となりうるものであるため、学校教育等の教育機関とも連携することが望ましい。【個人】
- 管理組織の権限が大きくなることにより、表現の自由を基底から支える著作権を渡したくない人などから、反発招いてしまう。個人の著作権に含まれる発表しない権利については活用される権利と同等の権利を認める内容を盛り込む必要がある。まずは、知的財産権についての知識を普及する必要があるのではないのか。権利の価値を理解させ、著作物を適切に活用したいという気運を待ってから簡素で一元化について議論してはどうか。【個人】
- 啓発普及というならまず普通の人に理解できる知財制度をつくる努力をして欲しい。【個人】

<その他>

- アナログとデジタルのイコールフットィングの問題や、バーチャル空間での知財物利用の規整の在り方も今後検討する必要がある。【一般社団法人 日本知的財産協会】
- 著作権においては、世の中の急速な文化及び技術の発展に適宜対応した制度への変革が求められる中、実質的に権利者に不利益を与えない利用態様や、適切な文化及び技術の発展に貢献すると考えられる著作物の利用に対しては、新たな権利制限規定の解釈により、許諾なく利用できる範囲を拡大することも必要と考える。例えば、デジタルツインの活用により、新たなサービスが創出された場合に、権利処理を一律に求めるのではなく、権利者に与える影響の観点から、柔軟な権利処理や権利制限の解釈拡大を認めるなどの対処が考えられる。【ソフトバンク株式会社】
- DX時代におけるコンテンツの利用促進・対価還元方策について、DX時代においては、サブスクリプション型のサービスを通じたコンテンツ利用が主流となりつつある。こうしたサービスにおいては、その多くで海外流通も同時に行われ、広いマーケットでのコンテンツ視聴に応じて都度、権利者へ対価還元がなされているなど、権利者にとっても流通面、対価還元面での環境が整っているという実態がある。このようなサービスを支える技術やビジネスモデル自体の進展を後押ししつつ、同時に、例えばそうした潮流についていくことが困難なクリエイターのサポートを行っていくことも有益と考えられる。

また、権利者と利用者が一体となり、コンテンツを創作する仕組みを構築することにより、コンテンツの利用、流通、保護、対価還元の好循環を生むことができるものとする。具体的には、DBの整備・拡充により、利用の促進と対価の還元を図るとともに、利用者がフィンガープリント等、既存の技術を簡便かつ最大限活用できる環境を整えることにより、権利保護とコンテンツ利用の促進をバランスよく両立させることができるものと考えられる。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】

- 技術の進展や新たな表現手法などによって新たに可能となった利用形態について、毎回検討を行い、場合によっては個別に権利制限規定を設けるといったようなプロセスを踏んでいるようではイノベーションが阻害され、本議論の目指す好循環を生み出すことがなくなる。現在の社会状況に対応した利用の円滑化を行う上では、米国のフェアユース規定を範とした柔軟な権利制限規定の導入が求められる。米国はもちろん、中国や台湾、韓国などの周辺国もフェアユース規定を導入している。DX時代において我が国が知財立国、そして文化立国として存在感を高めるためにもこのタイミングでフェアユース規定を導入することは必須である。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】
- 利用と対価の両立に関しては、大英博物館も参入した非代替性トークンによるNFTアートの取り組みなど、ブロックチェーン技術を利用したが参考になるのではないかと。現在はまだ1点ものの管理にしか使用されていないが、これを小規模かつ大量の利用に適用する可能性やリスクに関する調査研究を積極的に推進すべきである。【一般社団法人 インターネットユーザー協会】
- レコード原盤を使用した実演のインターネット生送信での楽曲、原盤の利用については、「全ての」レコード原盤やそれが含む楽曲をリアルタイムで行う実演で事前申請無く利用でき、権利処理を事後的に行うことが出来るのであれば、報酬請求権化や、プラットフォームによる包括契約、フィンガープリント等技術的解決と契約によるものなど、いずれの方式であってもかまわない。実現にあたっては、音楽の生演奏の性質（利用原盤や利用楽曲のその場での決定）を鑑みた制度とするべき。【一般社団法人 JDDA】
- 図書館が主体で行う行為に認められている権利制限を見直す場合、図書館の社会的役割が損なわれないように十分に留意していただきたい。【公益社団法人 日本図書館協会】
- 地域の公立図書館には、「現在の地域の姿」を知ることができる地域資料が多数収集されている。このうち、無料で入手可能な資料（非売品の資料）や明らかに入手が困難な資料については、地域の公立図書館の判断で電子化し、さらに公開することで、日本の各地域の文化を積極的に発信する施設として「公立図書館」を活用できるようになるのではないかと。電子化の時代に、地域の公立図書館が紙資料の提供しかできていないのは、著作権法にも一因がある。一部の公立図書館は著作権の切れた資料の電子化を行っているが、これでは、日本の地域の「今」の文化を発信する担い手が存在しない。国立国会図書館で認められている、著作権法第31条第2項による著作権が存する資料の電子化について、公立図書館は無料で入手可能な資料（非売品の資料）や明らかに入手が困難な資料について認めるとともに、電子的公開を行うことで、公立図書館を「日本の「今」の地域文化の情報発信施設」として活用する道筋を開いてほしい。【個人】
- 公益性を有するデジタルアーカイブの構築に当たっては、集中管理されていない著作物に関しては、特段の意思表示がなければ、実質的に、報酬請求権として扱えるようにするのが適当である。こうした特例を与える特定のデジタルアーカイブに関しては、民間資格であるデジタル・アーキビスト（上級）を有する者を専任で配置することを条件の一つとされたい。これにより、著作権の権利保護の枠組みを遵守しつつ、公益性を有するデジタルアーカイブの構築に係る経済的・時間的なコストが大幅に低減できる。また、特定のデジタルアーカイブには、著作権を含む権利者からのクレーム処理にあたる第三者委員会を

設けて、公正な運用及び法令遵守に資することも条件に加えることにされたい。この第三者委員会の構成には、デジタル・アーキビスト（上級）資格者を1名以上入れることが望ましい。なお、報酬請求・支払いが終わるまでの間の利用は、暫定的利用という位置づけでも差し支えない。【個人、特定非営利活動法人 大学プロスタッフ・ネットワーク、特定非営利活動法人 日本デジタル・アーキビスト資格認定機構】

- オンライン教育には、教育コンテンツが利用しやすいように蓄積されたデジタルアーカイブの整備が欠かせない。また、その作成側にも、学校等の利用側にも、一定の専門的な知識を有するデジタル・アーキビストの配置が望まれる。著作権法における法整備が進められることは意義深い、文科省によるデジタルアーカイブの構築に係る施策が力強く推進されなければ、法整備の価値は半減してしまう。以上の観点から、文科省としての総合的なビジョンと計画を定めることを強く求めたい。【特定非営利活動法人 大学プロスタッフ・ネットワーク】
- 科学論文については、科学的事実を記述したものに過ぎないため、著作権法の保護対象とすべき性質のものではない。政府機関の研究助成のもとで発表される論文については、著作権の放棄、又はCC BY ライセンス等のもとの公開を義務付ける、といった措置が有効である。米国では、米国政府に雇用された者が執筆した学術論文は著作権で保護されないが、これと同様の制度を日本に導入すべきである。【個人】
- 大量な権利処理を行う教材における権利処理の問題点について、著作権法33条や36条の権利制限下で教科書や試験問題に掲載された著作物を、教材等に二次利用するために申請をした際、英語の問題等のごく一部で著作権者の許諾がおりずに教科書準拠教材や入試対策教材に掲載できないことがある。原典の改変（教育上の理由）等が理由だが、二次利用する場合はコントロールできない。また、海外申請の場合に国内の権利処理より利用料・間接コスト共に高いこと、個別対応で少人数に公衆送信する場合の利用料が割高になるなど、コストを理由に掲載を見合わせる場合がまれにある。上記同様、入試対策や教科書準拠教材では、他の選択肢がない。さらに、1～3月に実施された入試問題を利用した教材を新年度できるだけ早く作成したいが、大学からの提供に時間がかかり（権利処理後に配布される場合）、発刊が遅くなる。以上のような場合、結果としては教材を利用する教育現場に不利益が生じる。【個人】
- 著作物の種類や分野ごとに、権利処理の一元化や簡素化が可能かどうかは、今年度本格運用がスタートした授業目的公衆送信補償金制度において、補償金の分配の検討プロセスや結果を見て、どういった課題がありどう解決されたのか、また実際の分配（2022年）がどこまで実現できたかなど、結果をみて拡大集中許諾の可能性の参考にすべきである。また、大量に著作物を適法適正に権利処理している出版社や放送局等から、権利者ではなく利用者としての意見を吸い上げ、現状の課題と今後の制度によるメリットを確認していただきたい。さらに、権利者と利用者だけでなく、著作物の流通を現在担っているフォトエージェント、海外との版權エージェント、広告代理店等からも意見聴取を実施し、制度を考えていくうえでの市場や自由競争に対する影響を分析する必要があると考える。【個人】
- 権利制限下で利用された著作物の二次利用が著作権者の利益が不当に害されることの無い中では、より円滑に行われるようにすべきである。
 - ①教育利用における改変問題の検討（教育目的の改変と著作者人格権の折り合いをつけ、権利者・利用者双方が了解できるようにするとともに、教育利用不可・改変不可の場合のオプトアウトなど）
 - ②権利制限下で利用された著作物の教育目的の二次利用は①も踏まえて、事後報告で利用でき通常の使用料と同額の補償金を直接権利者に払うなどの制度の検討。
 - ③権利者不明の場合の事後的な裁定制度のような仕組み。
 - ④入試問題における著作物の出典明示・あるいは出典情報公開の徹底【個人】

- 現行35条の下では、教師等が授業目的で放送番組（著作物）を複製・公衆送信する際、「教師が自力で番組を録画（または購入）し用意しなければならない」のが実情であり、放送時に録画する機会を逸した番組は著しく入手困難である。そのため、以下のような提案をする。
放送番組センターや放送事業者および関連団体等が授業目的で学校等に限定して提供（配信）する行為を、補償金付権利制限の対象とするための35条改正をすべきである。現在は、授業向けの番組提供であっても、提供側（放送事業者等）で権利処理を行う必要があり、提供可能な番組数が少なく、利用する学校等も限定的である。多岐にわたる授業内容（過去の放送番組への潜在的ニーズ）に十分対応できるよう、提供可能な番組を大幅に増やし、教師等が手軽に閲覧・利用できる環境を創出すべきである。
また、上記の提案に付随する現行裁定制度の改善案として、授業等で利用実績のある著作物の補償金分配作業に伴って判明した不明権利者は、「事後的裁定手続き」を経て、裁定実績データベースに掲載および不明権利者データベースを創設すべきである。授業等での公衆送信実績のある放送番組その他著作物は、サンプル方式による補償金分配作業を通じて一定数の不明権利者が判明し得ると考えられる。これらについて事後的（形式的）な申請手続きを経て裁定を下し、データベースに掲載することで、裁定制度利用者の利便性を高める。
さらに、放送番組は様々な分野の権利者が関与し、権利処理が困難なケースが多いが、ラジオの場合は視覚的な著作物利用はほとんどない。音楽・文芸・実演など比較的組織率の高い権利者団体による対応で権利処理が完了する期待が持てるため、過去ラジオ番組のオンライン公開を促進するための拡大集中許諾制度の導入を提案する。【個人】
- 特に歌詞を字幕として表出する時、著作権を理由に字幕が出せない事例がある。アクセシビリティ対応のための字幕制作においては、許可を不要とする。一般の字幕との区別をする必要があるのであれば、「アクセシビリティ対応による字幕」などの断り書き、共通マークを制作し、画面の冒頭に挿入することで対処できるのではないかと。たとえば商業演劇で多く上演されるミュージカルでは、一部の歌詞を「著作権のため表出しません」と言われる事例がある。盛り上がるの場面で、歌詞が分からないのでは一緒に楽しむことができず、残念な思いをする。障害者差別解消法の趣旨にも反するのではないかと。台本データを端末に入れる事例でも、その部分のみ空白となっている。【NPO法人 シアター・アクセシビリティ・ネットワーク】
- アメリカ合衆国のフェアユースは、過去の裁判の判例においても解釈の範囲はさまざまであるが、アメリカのフェアユースの要件を参考として法律を規定することで、フェアユースの概念から外れた違法なコンテンツを取り締まることができ、著作権者を守ることができるのではないかと。また、クリエイター個人から権利者に問い合わせすることは容易ではないため、両者が気軽に、かつ綿密に権利クリアランスの相談・議論ができるフォーラムのような空間を設けていただきたい。フェアユースは、著作権の適用範囲の緩和とも解釈できるので、権利者団体は慎重な姿勢になると思うが、時間をかけて導入を段階的に進めていくことで、国民への周知とリテラシーの向上を図ることができるのではないかと。【個人】
- 長らく途絶している私的録画補償金制度の早期再開を求める。【一般社団法人 日本映画製作者連盟】
- 軽度な違反に対する罰則について、現在ほどの程度の問題が起きるか分からなく利用をためらうケースがあり、また、罰則について著作権側が決めており、その差が大きいと感じている。【個人】
- 著作権侵害についての海賊版アップロードの事態についての非親告罪化をしてはどうか。それで色々と解決すると思われる。（ただし、著作権者が海賊版やオマージュ・パロディ・引用作品等について可としているような事態等については鑑みられるべきであり、著作権等による権利についての意思表示の制度や、警察等における捜査等のあり方などについて、検討が行われるべき。）【個人】

- 権利買い取り問題について、放送番組の二次利用に係る権利について、放送番組の出演の際に「買い取り」を求められることがある。番組出演時の契約で買い取られるとした場合、応分の対価が付加されるべきだが、権利者と放送事業者の力関係によっては付加されない等、権利者の意に沿わない条件で出演契約を結ばざるを得ない場合が生じる懸念がある。「買い取り」が求められる背景には、権利処理は煩雑との意識が残っており、煩雑が残る分野があることも一因と考えられる。そのため、簡素で一元的な権利処理体制が整うことにより、あるいは、一定のルールが作られることにより、実演家の意思が尊重された権利処理が行われることを期待する。【一般社団法人 映像実演権利者合同機構】
- リピート放送報酬問題について、地上放送番組の再放送に関して権利者は報酬請求権を有しているが、放送事業者と権利者の力関係によっては、出演時の対価に含まれる等として、事実上支払われない場合が存在し、長らく改善されていない。再放送の機会も増えている中で、見直しが必要と考えている。既にプロ同士や一般利用者向けの商取引等のライセンスビジネスや商慣行が成立している場面への悪影響を与えない仕組みであるよう留意することは賛同するが、見直しが必要な商慣習については、権利処理方法を検討するに当たり必要に応じて、併せて検討し改善されるべき。【一般社団法人 映像実演権利者合同機構】
- ワンチャンス問題について、放送事業者以外が制作した放送番組はテレビ映画等と称され、二次利用が行われても権利者に対価が支払われない場合が大半を占めている。そうした番組に出演する場合は録音録画の許諾を伴うとされ、以後の二次利用等に係る権利が失われる、いわゆるワンチャンスの取り扱いとなると説明される。他方、そうした番組への出演に際して、録音録画の対価が付加されて支払われるようなワンチャンスを生かす実務慣行は定着しておらず、同じ放送番組でありながら、放送事業者制作番組と製作会社制作番組の違いによる取り扱いの不公平が生じている。実演家の権利を尊重した権利処理を行うためには、このような不公平さの問題も解消した上で、一元的な権利処理方法を議論すべき。【一般社団法人 映像実演権利者合同機構】
- 公的管理下の報償システム及び登録等の形式要件を要求することについても検討すべきである。

ハーバード大学の William Fisher 教授の著書『Promises to Keep: Technology, Law, and the Future of Entertainment』において、公的管理下の報償システムについて、自分が作った曲や映画を人々が聴いたり、見たりすることで収入を得たいと考えるクリエイターは、自分の作品を著作権局に登録し、登録後、作品のデジタルコピーの送信を追跡するために使用される固有のファイル名が与えられ、政府は、登録者が自分の作品を公開するために必要な報酬を税金で調達する。政府機関は、米国や欧州の実演権団体やテレビ視聴率サービスが開発した技術を利用して、各楽曲や映画が消費者にどれくらいの頻度で聴かれたり見られたりしているかを推定して、登録をしたクリエイターは、自分の作品の人気度に応じて、税金から報酬の支払いを受けることになる。このシステムが導入されれば、著作権法を改正して、オーディオやビデオの録音物を無許可で複製、頒布、翻案、上演することに対する現在の禁止事項のほとんどを取り除くことができ、人々は合法的に無料で音楽や映画を楽しむことができるようになると主張している。コンテンツ ID のような技術により、このような方法は既に可能となっており、マンガ村等のデジタル海賊版が問題となる中、クリエイターが任意で参加をするかを決められる限りにおいて、著作権法の理念とも矛盾しないと思われる。ただし、公的な管理主体や、その具体的な報償の賄い方（税金方式か、NHK受信料等の方式か等）等については、引き続き議論が必要である。

また、コロンビア大学 Jane C. Ginsburg 教授「The US Experience with Copyright Formalities: A Love/Hate Relationship」において、登録等の一定の形式要件を要求することは、一元化権利処理を行う際の前提要件としても重要であり、特に死後 70 年へと保護期間が極めて長くなっている中、パブリックドメインの範囲を合理的なものとし、UGC 等も含む、過去の作品を生かした新たな作品の活発な創作を促す上で重要である。ただし、その具体的な形式要件の内容や、例えば登録を要求する場合において、登録がない

と何ができないとすべきか等は、引き続き慎重に検討されたい（例えば、登録自体は任意だが、登録がないと裁定の要件が緩和されるや、保護期間が不明であるとしてその保護期間を推認する場合において、登録がないと不利に推認される等）と述べている。

簡素で一元的な権利処理に係る具体的検討にあたっては、このような議論も含め、著作権法の抜本的改正を含む議論の喚起を期待したい。【著作権法の在り方に関心を持つ弁護士有志】

- 一元化への期待は、権利処理コストと手間・使用料コストが高い海外への申請（英語の入試問題や教科書掲載文の利用申請）だが、現状でもほとんど個別申請で、一元化される可能性は考えにくい。また、申請先がエージェント、自治体・企業、寺社仏閣、博物館・美術館、新聞社と多様な申請先と種類のある写真は、一部を除いて利用者側に選択肢があり、提供者側にも競争原理が働くため一元化することは、利用者にとってコスト高などのデメリットが想定される（無償利用可能なもの多数あり、契約によるコスト交渉が可能である）。【個人】
- 対価の還元について、利用者側からして一番わかりづらいのが、利用した際の金額である。HP上で、「この著作物をいくつ使ったらいくらといった金額がすぐに出せる」状態であることが望ましいです。オプトアウトの仕組みは、権利者にオプトアウトの作業依頼の通知を出すなどして、徹底的に周知することが重要である（オプトアウトしないことで収益などのメリットが発生することも周知する。）。JASRACのデータベースでは、可能な利用方法がはっきりとわかるようになっている。どのような利用形態なら許されるのかを著作物ごとに権利者が決める事ができる仕組みがあれば良いのではないかと。また、複数名義を持つ人もいるので、マイナンバーとの連携があると複数の名義が管理できて便利だと考える。一方で、既存の慣行（二次創作）の邪魔しない形とするために、その項目だけはオプトイン、オプトアウトいずれもできない形とすべきです。【個人】
- レコード原盤を使用した実演のインターネットアーカイブ配信での楽曲・原盤の利用や、楽曲を利用したプロフェッショナル演奏家や非個人による実演のインターネットアーカイブ配信での楽曲の利用については、映画や広告利用を想定した固定のための指し値によるシンクロ権とは別に、実演家によるアーカイブ配信に一定の期間を設けるなどで一時固定として権利を現実的に利用できるよう、許諾権を柔軟に活用する仕組みを作るべき。【一般社団法人 JDDA】
- 実演における再生速度の改変、ジャズ等即興演奏における楽曲の改変については、原盤や楽曲の利用での著作人格権の同一性保持へのガイドラインを作成することにより、権利者、利用者での共通認識を作ることができ、利用の円滑化が実現するのではないかと。【一般社団法人 JDDA】
- 作編曲物を管理事業者に登録する際に、JASRAC等は楽譜も音源も受け付けていないため、曲が盗まれた際にその曲そのものが登録済みだと証明する事ができない。文化庁の登録制度も有料。米国著作権局へPDFをアップロードし登録したが、有料であり、認定されると自宅住所がネット上のデータベースで公開されてしまう。国立国会図書館への納本も考えたが、複写サービスで利用されるのは止めようがなく、利用実績に応じた著作者へ配分もないため納本が進まなくて当たり前である。本を図書館に定価で買われないようにしている国もあり、利用があるたびに著作者に配分するのが本当は望ましい。現状では、楽譜の出版等の著作活動を積極的にやろうとは思えない。【個人】
- CD制作と音源配信に使用することを前提とした音楽アルバム収録のための編曲委嘱打診を演奏家から受けたものの、契約に至れなかった。従来型の「初演権のみの委嘱」と呼ばれる、期日の決まった演奏会の場合には契約は難しくなく、CD制作でも初回プレス分のみ利用許諾を保証し、期日を決める事は可能である。しかし、ストリーミング時代になると、プラットフォームとJASRACとの包括契約が毎年更新されていく形で、作品が

JASRAC の管理下にありつづける必要がある。著作者が委嘱者の要望を理解し集中管理下におきつづけるように最大限努めるのは信義則上・社会通念上当然の事である。しかし著作権者自身の経済困窮や破産、死亡からの相続などで著作権者が変わる事は 100%避けられる事ではなく、その場合の維持管理まで取り決めておけるのか、保証できるものなのか疑問がある。また、外国には想像もつかないような法律の国もあり、日々変化もある。音楽の場合 JASRAC とその国際協定でほぼカバーされるが、漏れる国もある。個人からの依頼で数万円程度の案件で、未来永劫、外国も含むスムーズな利用許諾を保証したり、委嘱者が許諾取得手続きで詰まった場合に、状況を限定せずいつでも全面協力するような約束をしたり、遠い国や遠い将来での利用に支障が生じた場合に録音やプレス費用の賠償リスクを負うことはそもそもできない。

そこで、少額の委嘱案件については「ご利用規約」のような定型を作り、委嘱者独自に作成された契約書は精査も大変な事から原則受け付けない。CD 制作の委嘱の場合には JASRAC で利用許諾が可能になっている事を確認いただいた上で委嘱料支払いでも認めることとする。海外での配信・DL 販売利用は包括契約漏れしている部分については他の多くの音源と同じように若干の制限はあることを説明する。死亡による相続を始め、破産等で著作権者が変わった場合に利用できなくなる可能性をゼロにすることは不可能であり、あくまで「初演権の委嘱」でそれ以降については他作品と同様・同確率でのベストエフォート型の利用許諾提供となる。といったことを、弁護士が書くような文体ではなくアーティスト同士の約束らしい柔らかい文面でかつ法的に有効な表現で用意できたらと思う。【個人】

- MPN などの存在を、音大を出て、プロのレベルの CD 録音セッションに複数回参加しているのにどこからも知らされなかった。録音等に参加したら、これにサインしてくださいと、将来の利用に備えて即座に色々な書類を渡されるため、事前に集中管理について啓発をすべき。【個人】
- 語学レッスンプラットフォームを通じた個人間でのオンラインレッスンで、市販の教材の PDF が先生方から送られており、音楽でもおそらく同様の事案が発生していると想像する。先生と生徒で遠く離れたところに暮らしている場合、共通の教材を購入するのが難しい場合は多々あるからだと思う。フランスの国立・市立音楽院がコピー譜各ページに許可シールを貼っているような、なんらかの現実的な許可制度・著作者への還元の仕組みが必要と考える。【個人】
- JASRAC 等の音楽著作権団体が、編曲権や翻案権の管理・手続きもできるようにして欲しい。また、現代の多様な音楽表現、文化表現を考えれば、音楽をまったく同一の編成でまったく同一の楽譜でしか演奏するということではなく、音楽の演奏ジャンルを変える範囲の編曲・翻案は「カバー」の範疇とし、「演奏権」の許諾申請のみで利活用できるようにして欲しい。さらに、上記に付随して、ゲーム開発会社各社は、JASRAC 等の音楽著作権団体に権利を委譲すると、自己利用の際に費用がかかってしまうため、著作権を委譲せず、自社管理にしている傾向があり、「ゲーム音楽」を演奏したい実演家・企画者の立場からすると、各権利元に都度直接交渉する必要があり、「ゲーム音楽」の利活用が阻害されている。JASRAC 等の「自己利用」料金の無料化の条件を広げることで、各ゲーム会社の権利委託を推進して頂きたい。JASRAC 等の音楽著作権管理団体でなく、新たな「音楽利用許諾」のためのプラットフォームが作られるという形でも構わない。最後に、編曲権、翻案権は財産権ではなく「著作者人格権」のため、本来、著作権者の人格を否定するような悪意をもった使い方であれば、演奏権さえ手続きをし、適切な費用を払いさえすれば、編曲行為を含めて、自由にコンサート利用ができるのが自然であり、それが創意工夫を通じた、多様な音楽文化の醸成に繋がると考える。そのため、演奏権と編曲権・翻案権に関して、多様な音楽コンサートの実現が容易になるよう、諸問題を把握および整理をお願いしたい。【個人】

○ 外国映画や海外ドラマ、とくに日本語吹替において、海外の権利元のマーケティング上の意向によって、特定の日本語吹替版が「封印」されてしまうケースが多々ある。いったん収録したはずの日本語吹替版を公開前に封印し、マーケティング上の意向でキャストを変更したとされるケースも知られているし、加えて各国語版を一本化せよという本社のここ十数年の方針があるようで、「オフィシャル版」として認めた日本語吹替版以外は、たとえ初回放送時に制作費を提供した放送局であっても放送が認められなくなっている。権利者がマーケティング上の意向だけで特定の作品を封印してしまうことは現行の著作権法がかならずしも想定していなかったものと思われるし、映画の著作物の性質上、参加スタッフや実演家の権利を損なうもので、権利の濫用に他ならない（特に公開前に封印してしまったケースは、出演料等は支払われているにしても、実演家の権利が大きく損なわれている）。特定の作品が正当な理由なく封印されてしまうのはユーザーとしても許容できないことである。映画の著作物においては、作品を封印してしまう方向での権利の濫用に一定の歯止めが必要だと考える。【個人】

○ イラストレーター産業において、「制作物の納品とともに著作権を全て譲渡する」ような契約状況を生み出したと考えられる原因は、契約の当事者の双方が著作権の所在のノウハウを継承していないからだと推察される。過去の職務著作の延長で考えることや、依頼主・イラストレーターの双方とも著作権の契約に関する知識を持っていないという問題があり、それぞれのソーシャルゲームにおいて委託製作された成果物の画像が、著作者人格権は受託者に留保されているにも関わらず、ゲームのサービス終了後は右から左へと売り買いされていることもある。また、ひとつひとつのコンテンツの寿命も短くなっている。現在、著作権の全期間全権の全譲渡が慣習化されている現状を見過ごすのか、権利の経済的な活かし方はこのままでいいのかを協議すべき。

「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」に示されるとおり、不必要な著作権の譲渡、安価・無償での譲渡、贈与が行われている現状は本来の著作権法制定の精神にそぐわないものと考ええる。まず著作権の譲渡に係る法的な要件は高く、かつ具体的に設定してあるべき。また、公的機関の公開する業務委託契約書雛形はできる限り著作権の譲渡をしないものであってほしい。今年3月の「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」に付属の雛形では権利の譲渡対価に対して触れておらず、不十分なままの契約書であるとししか考えられない。安心して参照できる契約書雛形があることは一個人がフリーランスとして仕事をする上ではとても理想的なことである。

また、誰でもクリエイターになれる世の中になったとき、きちんと経済効果を生んでいくためには、どこかにまとめて権利を譲渡しているかたちは運用として不適切である。たとえ月額数百円という小さい単位であろうと、使用料のやり取りができるような機構が存在するのが理想的である。【個人】

○ マイナンバーシステムは、大変便利に利用できるはずのシステムである。国民一人一人に唯一の番号が割り当てられていることが保証されているため、契約書を作成するとき以外にも、著作権者の特定など、多様な場面利用ができる。

マイナンバーのような個人唯一性をもつ情報は、今後の知的財産の活用において必要不可欠だが、セキュリティの不安があり契約書などを作成するときにマイナンバーを直接明記することは得策ではなく、何らかの形で、マイナンバーに紐付けされ、容易に正当性を確認できるが偽造や探索は難しい別のIDを作成することが必要である。そして、ワンタイム（一回だけ、または利用目的別）のマイナンバーを発行し、普段はワンタイムマイナンバーだけを利用するようになれば、漏洩もしづらくなり、漏洩してもすぐ再発行できるので被害を食い止めることができ、なにより被害は最小限に抑えられます。これくらいの利便性と安全性がなければ、著作権者が利用する可能性は低いと考える。そうすることにより、「正規品の流通」における正規品の承認にも役立つのではないかと。

仮想空間での仕事と、現実の人間の権利を、個人特定されることなく、個人情報については一方通行でお金のやり取りができ、かつ、犯罪行為があった場合には、警察からの情報開示で必ず個人を特定できるため、「UGCの利用」については、特にマイナンバーが不可欠である。

権利情報データベースは、ある程度包括的かつ介入は最小限にするのが良いと思う。中途半端に分野ごとにやるとかえって面倒になるため、既存のものはそのまま活用し、付加的に管理するのがもっとも反発もなく、運用も楽で事故も起こりにくいように思う。

このシステムは、十分な利点があり、経産省主導で行っても十分な見返りがある。このシステムは、基本機能はマイナンバー基幹システムから送られてきたワнтаイムマイナンバーを登録・抹消・書き換えをし、外部からの問い合わせは基本的に「有効か？」に対してYES/NO応答するだけである。年間 300 億円かけることにより、ワнтаイムマイナンバーシステムが確実に運用できる上、費用効果は大変なものである。【個人】

- 契約書について。契約書の運用については、押印の不要化など改正が進んでいるが、著作権者目線でいくといくつか改善すべき点がある。まず、著作権者の権利のためにも、契約書の適正な作成は必須である。著作権者に不利な契約がなされることもあれば、契約書にきちんと書いていないためにあとでトラブルになり、著作権者が著作者人格権まで持ち出して大事になることもある。そのためにも、契約書は十分に詳しく書いてある必要がある。一方で、キャラクター作成などの場合、出版契約書のような直接契約に加えて、その後のメディア展開も踏まえてロイヤルティ契約も先に取り決めておくべき。

そこで、「契約書のテンプレート化」と「契約書の電子化、発行の簡易化」に取り組むべきである。そして、「業種ごとの契約書のテンプレート」を作成し、実際の契約書ではそのテンプレートを慣用し、テンプレートから異なっている部分だけを最初の行に提示すべきだと考える。一方で、契約書について注意したいのは、今後は契約書の発注者は法人以外に必ず「発注責任者」を特定するべきであり、契約不履行の際には契約書等の機密保持契約の破棄も条項に入れるべき。また、契約書作成を徹底する際には、発行と管理を簡易化する必要がある。裁判になったときに契約書の原本、変更履歴を参照する上でも、電子化するのが良いと思う。

著作物等の利用条件の登録については、ゆっくりとやっていくしかない。該当する著作物はあまりに膨大で、全て登録するのは不可能であるため、著作権者に任意で登録してもらうしかなく、何でもかんでも受けるわけにも行かない。政府がどれだけ頑張ろうとサーバーがパンクする。

権利者の特定が困難な場合については、わかっている限りで関係者を洗い出して仮契約書を作成し、関係者からの名乗りや報告を受けるのも有効かと思う。それによって利益があるのであれば、関係者も積極的に動いてくれるのではないか。今後はこのような事態にならないように、きちんとした契約書を徹底するべき。

日本の著作物に関しては個別ECLが良いのではないか。様々な種類の著作物があり、ジャンルによって全く値段や原価が異なる、国民にマイナンバーが付与されていることから総括的管理が可能である点から言っても、包括的に行うのは損害が大きい気がする。【個人】

- 海外との契約、グローバル作品の障壁緩和について。著作物を展開していく上で、海外展開は欠かせない。また、今後は複数国の人間が同時にひとつの作品に携わる機会も増えていく。そのとき、作品の派生物やキャラクターグッズを作成するときに著作権者が「著作者人格権」のような強権をもって妨害し、逆に著作者人格権侵害や契約違反を行う可能性もあるが、この場合、まずは契約書の内容が大事である。悪意ある契約者は簡単に約束を反故にできるためにも、契約書のテンプレート化を推進し、またAI技術などを用いて適切な翻訳文を作成できるように努めるべき。【個人】
- 現在のクリエイターはとても貧乏であるため、働いた分に応じて、生活を保障できる金額がもらえるようにしてほしい。また、専門的な契約書の意味などわからず、訳の分から

ないまま、不利な契約してしまう事が多くある。一般的に、クリエイターは弱い立場であり、出された条件がどれだけ悪くても、飛びつく以外に選択肢がない。トラブルに巻き込まれた時も、出版社が見方になってくれるとは限らず、泣き寝入りするしかない。苦労して時間をかけて書いた小説が、電子書籍としてまったく売れなかった場合でも、「書いてもらった保障の金額」が必要である。クリエイターの生活を守るために、紙の書籍を出す出版社なら、印税率何パーセント以上、もしくは発行部数に対して定額以上を保証する必要があるのではないか。また、出版すると決めたのなら、最速で翌月には原稿料を振り込んでほしい。また、泣き寝入りするクリエイターによりそった、弁護士の低価格サービスなども開いてはどうか。【個人】

※その他、本意見募集の趣旨とは関係のない意見が1件あった。

(以上)